

Doc. 3202

Evid

Folder 19

(63)

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 3202

26 October 1947

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Excerpts from TOKKO GEPPU (Secret Police Monthly)

Date: July 1939 Original  Copy  Language: Japanese

Has it been translated? Yes  No

Has it been photostated? Yes  No

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)

SOURCE OF ORIGINAL:

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Sec. 7-(2) p. 41 - Statement regarding anti-British demonstrations in connection with the refusal of the British Concession in Tientsin to hand over "anti-Japanese terrorists" and permission for their continuance since they are a "natural reflection of public opinion."

Analyst: James Hoyt

Doc. No. 3202

3202

Scanner report  
Scanned by:  
SHINOZAKI

Document: "Special Higher Police Monthly Report"  
July Number, 1939.

Scanning of Pages 41, 42 and 43 of the Report.

It is mentioned in these pages of the official report that the anti-British movements have become more active throughout Japan what with the British refusal of release to the Japanese authorities of some Chinese anti-Japanese terrorists arrested by the British concession authorities in TIENTSIN and with the impending opening of Anglo-Japanese negotiation to be held in TOKYO. According to police records, mentioned in the Report, some 850,000 people participated in 378 anti-British mass meetings and more than 400,000 people joined anti-British demonstration on the streets during the month of July, 1939. Concerning the control on this anti-British movements, the Japanese authorities held a policy of permitting it to some extent from the reason that the movement was an expression of naturally pent-up sentiment of the people.

List of anti-British movements during the month of July <sup>as reported in this book</sup> may be summarized as follows:

1. Anti-British meetings

Total 378 846,041 people participated

2. Anti-British Lectures  
Total 107      96,687 people attended
3. Anti-British Declarations, Resolutions, Recommendations, Proposals, etc.  
Total 428
4. Anti-British Mass Demonstrations.  
Total 67      409,342 people participated
5. Instances of Peculiar Anti-British Movements.

Districts

- |           |   |
|-----------|---|
| ISHIKAWA  | The KANAZAWA National Defence Society.<br>This Society sent all members to TOKYO to join Anti-British Movements.  |
| OSAKA     | The League of All Japanese Specialist Shops<br>The League intended to boycott British-made goods, but gave up the plan according to advise.   |
| YAMAGUCHI | DAI-NIPPON-GOKOKU-KAI (The Guardianship of Great Nippon Society.)<br>The members are requesting an official of British Consulate at SHIMONOSEKI to withdraw from his house located on a hill of this fortified zone from security reason. |
| TOKYO.    | SHINKO Motion Picture Co.<br>Anti-British placards were put on the entrance of cinema-houses under the management of this Company, but were withdrawn according to advise.  |

- SHIGA Anti-British Meeting at YOKAICHI.  
Primary School childrens were going to be forced to join the meeting, but were stopped.
- SHIGA TAIKO Steamship Co. and BIWA Lake-side Hotel.  
British were going to be shut out from these accommodations, but the intention was withdrawn by advise.
- TOKUSHIMA DAI-NIPPON-SEISAN-TO.  
(The Great Nippon Production Party)  
The Party was planning to spread anti-British movements throughout the prefecture, but the plan was withdrawn by advise.
- KYOTO MARUMONO Department store.  
Anti-British placards, cartoons, slogans were shown in the show-windows.
- FUKUOKA WAKAMATSU City Restaurants' Association.  
The members were going to shut out British but gave up by advise.
- HYOGO AMAGASAKI Dance Hall.  
Passed a resolution to shut-out British.
- KANAGAWA The League of Anti-British Citizens.  
This League was organized in YOKOHAMA.
- WAKAYAMA Youngmen's Association at SHIRAHAMA Hotspring.  
The Association was planning to shut out British from hotels and busses, but the plan was withdrawn by advise.

- WAKAYAMA DAI-GI-KAI (Headed by MINATO, Soichi)  
(Great Justice Party)  
About 30 members of the Party made a demonstration by car to scatter anti-British slogans.
- OKAYAMA Youngmen's Association  
The committee made 18 anti-British slogans to put on the entrances of the street shops, but they were directed to withdraw.
- OKAYAMA West Restaurants' Association  
The members were going to shut out British, but directed to withdraw.
- NAGASAKI Pressmen's Group.  
The 40 members passed a resolution to request an immediate resignation of Japanese employees of the British Consulate at NAGASAKI, but were directed to withdraw.
- NAGASAKI Foreign Style Restaurants' Association.  
The members were intending to shut out British, but directed to withdraw the plan.
- 

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

EVIDENTIARY DOCUMENT NUMBER 3202

TITLE: Excerpts from TOKYO GEPPU (Secret Police Monthly)

SOURCE: Home Ministry

MICROFILMING

Document 3202 Source: Home Ministry  
has been microfilmed on 26 Oct 1948 for  
permanent historical record.

(None) (Part) of this document had been extracted for court use.

F. MATTISON  
Files Unit  
Document Division

Doc # 3202

秋田縣特高課長

嚴  
祕

RESTRICTED

Not Available to Defence

特  
高  
月  
報

昭和十四年七月分

內務省警保局保安課



凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高警察事務上參考となるべき情勢の概要及重要なる關係出版物を輯録するものとす。
- 一、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 一、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 一、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

- 一、共產主義運動
- 一、國家(農本)主義運動
- 一、無產政黨運動
- 一、労働運動
- 一、農民運動
- 一、水平運動
- 一、朝鮮人運動
- 一、宗教運動
- 一、無政府主義運動
- 一、其の他の運動
- 一、消費組合運動
- 一、借家人運動
- 一、其の他

新 報 日 六

運動狀況

- 一、概説……………一
- 一、共産主義運動の狀況……………四
- 一、唯研を中心とする左翼學生運動(檢舉)の狀況……………四
- 二、第四高等學校落書事件(檢舉)の狀況……………五
- 三、京濱グループの檢舉及その狀況……………六
- 四、プロレタリア文化運動の狀況……………一
- 五、治安維持法違反檢舉者並起訴者調……………一三
- 六、支那側の我方に對する反戰的策動……………二一
- 七、左翼分子等の反戰策動其他……………二三
- 八、不敬不禮事件……………二四
- 一、國家(農本)主義運動の狀況……………二五
- 一、所謂親英派等暗殺豫備事件の檢舉……………二九
- 二、神兵隊事件公判狀況……………三〇
- 三、日本革新黨の情勢……………三三
- 四、大日本青年黨の動靜……………三三
- 五、日獨伊軍事同盟締結要請全國青年聯盟の發展的解消に依る同達成全國青年聯盟の結成……………三四

- 六、大日本青年團學生隊の創立……………三八
- 七、排英運動の狀況……………四一
- 一、無産政黨運動の狀況……………四四
- 一、社會大眾黨の動靜……………四四
- 一、労働運動の狀況……………五〇
- 一、産業報國運動に對する労働團體等の動靜(一〇)……………五〇
- 一、農民運動の狀況……………五六
- 一、大日本農民組合の情勢……………五六
- 二、日本農民聯盟の地方情勢……………六二
- 三、日本革新農村協議會の情勢……………六三
- 一、水平運動の狀況……………六五
- 一、全國水平社の運動狀況……………六五
- 二、差別事件調……………六七
- 一、朝鮮人の運動狀況……………六九
- 一、支那事變に對する在住朝鮮人の動靜……………六九
- 二、在住朝鮮人の政治進出の狀況……………七六
- 三、海外不逞朝鮮人の策動狀況……………七六

- 四、朝鮮人の内地出入狀況調……………七八
- 一、宗教運動の狀況……………七八
- 一、支那事變に關する宗教諸團體の動靜……………七八

雜 錄

- 一、特高關係主要機關紙發行狀況……………九〇
- 一、運動日誌……………九一

研究資料

- 一、無産政黨運動の狀況……………一〇〇
- 一、我が「戰時推進政策」(社會大眾黨昭和十四年七月)

目次終

- 一、時事日誌……………九九
- 一、生長の家の動靜……………八〇
- 二、天理本道等事件の取調狀況……………八二
- 四、宗教事犯其他不正行為檢舉取締概表……………八八
- 二十三日中央執行委員會決定……………一〇〇

再発表特

論 誌

一、東京の労働運動	一六六
二、東京の労働運動	一六六
三、東京の労働運動	一六六
四、東京の労働運動	一六六
五、東京の労働運動	一六六
六、東京の労働運動	一六六
七、東京の労働運動	一六六
八、東京の労働運動	一六六
九、東京の労働運動	一六六
十、東京の労働運動	一六六

# 特高月報

## 運動状況

### 概説

七月中に於ける各種社会運動を概観し、各運動別に其の概況を述ぶること次の如し。

共産主義非合法組織たる「京濱グループ」の檢舉取調は客年九月以來繼續今日に及べるが、本グループは戦時下に於ける我國客観情勢を以て革命の機運愈々成熟しつつありとなし、黨の再建乃至はその擴大強化を目し京濱地方に於ける重要軍需工場を中心に活動を展開しつつありたるものなること判明せるを以て、警視廳、神奈川縣當局にありては近日關係分子を逐局的豫定なり。又既報の第四高等學校に於ける不穩落書事件は其の後石川縣當局に於て同校一生徒を被疑者として檢舉し取調中にありたるが、同人は遂にその犯行を自白するに至れり。

國家主義團體當面の運動目標は日英東京會談の開催を前にして俄然大國民運動化したる排英運動に集中され、將に全国的に白熱化せんとしつつあり。而して本運動は英國の露骨なる援蔣策動に對する一般國民の間に自然に醗酵せられたる國民的感情の反映たるに鑑み、之が取締も不穩矯激に亘り或は大國民たるの襟度を失せざる限り之を許容する方針を採りたり。然るに本運動の熾烈化に伴ひ革新陣營に於ける所謂國內親英派排撃の氣運も亦漸次深刻化するの情勢にありたる爲動向注視

中の折柄、本月中旬に至り急進分子清水清二、杉森政之介等は各、湯淺内府其他重臣等の暗殺及英國大使館を襲撃せんとする不穩計畫を樹立し、密に策動しつゝありたる事件相次いで發覺し、孰れも事前に之を檢査せり。兩事件共目下取調中なるが時局柄之等急進分子の動向は勿論視線外人物の發見等につきても特に注意の要ありと認めらる。他方神兵隊事件公判は愈、人的證據調に入り、井上日昭、三上卓等公判廷に立ち、血盟團、五・一五、神兵隊事件等は共に所謂道統相承の精神に基くものなる旨を強調し、被告の爲相當有利なる證言を爲す所あり、次に日本革新黨は本月十六日擴大中央委員會を開催して當面の運動方針を闡明し、大日本青年黨は本部機構の陣容を強化して積極的に排英運動を展開しつゝあり。一方日獨伊軍事同盟締結要請全國青年聯盟は、本月七日所謂發展的解消を爲し、同二十七日新に日獨伊軍事同盟達成全國青年聯盟を結成せり。

社大黨の重要方針たる労働國策は、本年五月以來労働組合派との間に意見の對立ありて未決定の儘なりしが、兩派の妥協により本月一日の常任執行委員會に於て漸く之が決定を見るに至れり。而して本月に入りては専ら排英運動と府縣會選舉對策とに没頭し、前者に關しては所屬各縣聯に指令して國民大會の開催、當局への陳情等を慫慂すると共に、自ら臨時議會召集其他の陳情運動等を行ひ、後者に關しては七月二十三日中央執行委員會を開催して根本對策を決定したる外、各府縣聯幹部の選舉に對する意見を徴し或は極秘に立候補並に選舉區の豫定を報告せしむる等具體的對策の樹立に腐心しつゝあり。

労働運動を觀るに、産業報國會の組織的發展は益々躍進の一途を辿り、既に概約五千四百、その組織人員約百八十五萬人に達し、尙引續き増加の動向を辿らんとしつゝあり。尙本運動に對する労働組合の動靜中注意を要するものは、本運動對處方策問題を繞る全日本労働總同盟内舊總同盟、舊全勞兩派の對立抗爭にして、屢報の如く兩派合同當時より内包しつゝありた

る感情的對立、財政、人事問題等を繞る軋轢の底流を基底とし、産業報國運動對處方針としての組合本質論に關する見解の相異を直接的原因として遂に本月二十四日の中央委員會に於て袂別するに至れり。

農民運動にありては、漸次國策協調的態度に出で、小作組合型による各個擊破的戰術を排して農村問題に關する政府の農村政策、或は農村の前途に横たはる諸般の根本基調に接觸し、新しき農民運動の展開を策しつゝあるやの感あり。而して之が爲には現存の組合組織の離合集散は敢て意とする所にあらず、將來への大なる期待をかけ居れる實情なるも、斯る態度は概ね上層部指導階級の採れる所にして、下部組織に於ては今尙執拗なる小作爭議を以て實利を收めんとする態度にあり。一方産業組合を母體とする政治勢力の獲得を企圖して結成せる日本革新農村協議會は、其の貧困なる政治思想と未熟なる手腕との爲に雄圖空しく挫折するや、内部組織の貧弱を愈々露呈するに至り、爾來再組織に没頭しつゝあるも、最近に至りては指導勢力との間に軋轢を生ずるに至り前途尙多難なる實情に在り。而して以上の各種農民團體は何れも議會主義を以て金科玉條となし、來る九月施行の府縣會總改選に於ける選舉對策に腐心しつゝ在り。

宗教諸團體の銜後活動狀況を觀るに、國內運動の比較的低調なるに反し、現地に於ける活動は、軍備人の派遣、布教師の増派、日語小學校の増設、醫療班の派遣等漸次活潑を加へつゝあり。然りと雖も一部偏狹なる分子中には依然として銜後活動に對する熱意を缺き、又は我大陸國策遂行の障礙となるが如き言動に出づるもの相當多數在るの實情なり。更に基督教の日本化運動は日英會談を契機として起れる全國的排英運動の刺戟を受け再び活潑且深刻となり來れる模様にして、時局の推移と共に之が動向は尙後充分注目の要ありと思料せらる。又豫て注目中にありたる生長の家に於ては、近來漸く醫療妨害、人心誑惑等の邪教性を露呈し來り、本月十八日附を以て「生命の實相」第二卷が削除處分に附せられたるの外、同教團關係者

にして要注意言動を爲し、諭戒、警告せられたるもの七件に達し、更に其の他の各種宗教事犯も本月中總計三十六件を數ふる所ありたり。

内地在住朝鮮人の銃後活動は依然として旺盛にして、特に農繁期に於ける應召農家に對する勤勞奉仕は一般内地人を感激せしめ、内鮮協和上極めて好結果を齎しつつあり。然るに一部分子中には今日尙時局を認識せず根據なき流言蜚語を敢て爲し、或は出征兵士遺家族婦女に對し忌はしき行爲に出で、或は不當の要求を爲して勞働爭議を惹起せしむる者等跡を絶たざるは洵に遺憾とする處なり。次に海外不逞朝鮮人の活動は依然として活潑にして、特に金九、金元鳳兩派は支那側の慈愼により愈々合同を實現し、統一せる力を以て積極的に抗日戦を展開せんと企圖しつつある模様なり。

## 共產主義運動の狀況

### 一、唯物論研究會を中心とする左翼學生運動(檢舉)の狀況

唯物論研究會を中心とする左翼學生運動(インターカレッジ)に就ては、大要既報し置きたる所なるが、(四月々報参照)警視廳にありては今回更に別表の如く關係分子五十四名に對し、六月二十九日以降關係府縣の協力の下に第二次一齊檢舉を斷行せり。而して右檢舉學生中東京高等學校左翼分子にありては、客觀狀勢は將に革命の前夜にありとして其の活動相當辛辣果敢なるものありたるが、特に指導メンバー長井恒夫、舟橋和郎、後藤克己の如きは昨年秋第一次一齊檢舉後、ブルジョア教育を受くるの要なしとして、所在を稍晦せるものなる處、今次其の所在を究明するに至りて長井、舟橋は愛知縣にて、後藤は滿洲國奉天市にて夫々變名潜伏中を檢舉せるが、右三名は何れも極めて高度の革命的分子にして、本年一月一日東京驛出發の際同志に對して入露若くは中國共產黨に入黨すべしと洩し、密かに滿洲國に潜入の上偽名して一職工となり、全く地下運動に入りて眞のプロレタリアートとしての實踐を企圖せるが如きは相當注目を要する所なり。

### 二、第四高等學校落書事件(檢舉)の狀況

石川縣にありては本年四月十三日金澤市所在第四高等學校校內教室に反戰的不穩落書ありたるを發見し、學内左翼分子の所爲と認め極力内査中の處(四月々報参照)、漸く其の端緒を得、七月六日に至り本年同校を卒業し東京帝大文科社會學科一年に入學せる藤本榮市を東京市に於て檢舉し、引續き藤本と思想的交友ありたる第四高等學校文科三年在學中の奥野保を歸省中の福井縣にて檢舉し、爾來嚴重取調の結果、右落書は全く奥野の所爲なりし事實を糺明せり。而して奥野は同校寮内便所其他にも左翼的落書を爲したる事を自供せるがその主なるもの次の如し。

尙學内運動に就ては引續き取調中なり。

- 一、社會を本當に知るのマルクス主義だけだ
- 一、マルクスを讀め
- 一、社會を正しく認識せんとするものはマルクスを讀め、マルクス主義入門書としては左の書を奨める
  - 大森義太郎著 唯物辯證法讀本(中央公論社)
  - 永田廣志著 唯物辯證法講話(白揚社)
- 一、世界に於ける革命への偉大なる歩みを見よ、日本に於て革命

運動は益々盛になりつゝあるぞ、諸君は滿洲派遣軍の一ヶ聯隊が赤化して叛亂を起そうとした事件を知つてゐるか？

一、大阪盲啞學校の生徒は教師の不熱心を弾劾してストライキを起した

盲人にさへ此の意氣あり、寮生よ、自活とか、自由とかを口だけ言つても駄目だ實際の行爲によつて自習寮の牙城をまもれ

### 三、京濱グループの檢舉及其の状況

京濱地方に於ける重要軍需工場従業員を中心とする非合法組織たる「京濱グループ」を檢舉せる旨に關しては既報(客年九月號)したる處、其後取調の進捗と共に警視廳にありては關係者累計二十三名を、神奈川縣にありては同十六名を夫々檢舉し引續き追求せる結果その全貌判明するに至れり。

即ち本グループは昭和十三年三月企業院屬芝寛を中心とする八名を以てその中央部を結成し、研究活動をなすの一面現下の客觀情勢を以て戦時體制の強化に依り革命の危機は刻々に成熟しつゝありとなし、當面の任務として従來の極左的偏向を是正し國策の線に副ひたる活動をも採用したる運動を展開し、この間自らのグループを擴大強化し、その勢力を基礎として黨の再建乃至は黨の擴大強化を計らんと爲しつゝありたるものにして、斯くて京濱地方に於ける重要軍需工場を中心に確固たる地盤の形成に成功しつゝありたるものなり。

本グループ活動の概況及組織状況次の如し。

#### (一) 京濱グループの結成經過

##### (1) 研究會の開催

昭和十年一月東京機械工養成所を卒業し、即時三菱重工業玉川機器製作所に就職せる中西篤は、翌十二年二月頃右養成所卒業生たる中島武彦、大窪滿、大益弘平及實弟中西三洋、同人友人鈴木良夫の五名と相圖り自らが「チューター」たるの役割の下に「無産者政治教程第一部」をテキストとしたる「研究會」を開催するに至れるが、本研究會は其後三月、中西篤と三重縣立蠶糸學校時代の學友にして同人の斡旋により同じく三菱重工業に就職せる吉田壽生の加入あり、引續き野呂榮太郎著の「日本資本主義發達史」をテキストとして研究を續行し、更に同年九月には中西篤の實兄中西功の友人たる企業院屬芝寛の加入ありてより同人を新に「チューター」として「評議會闘争史」「マルクス經濟學」等をテキストとして研究を續行せり。

##### (2) 京濱グループ中央部の結成

研究會に於けるチューターたるの立場に於て研究活動に奔命しつゝありたる芝寛は、其後昭和十三年初頭に至るや豫て思考し居たる研究に併行したる實踐活動への進出を實現すべく之を一同に諮りたるに其の承認を得たるを以て、同三月上旬前述八名を以て之が指導部たる京濱グループ中央部を結成する處ありたり。

#### (二) 京濱グループの活動状況

##### (1) 目的及運動方針

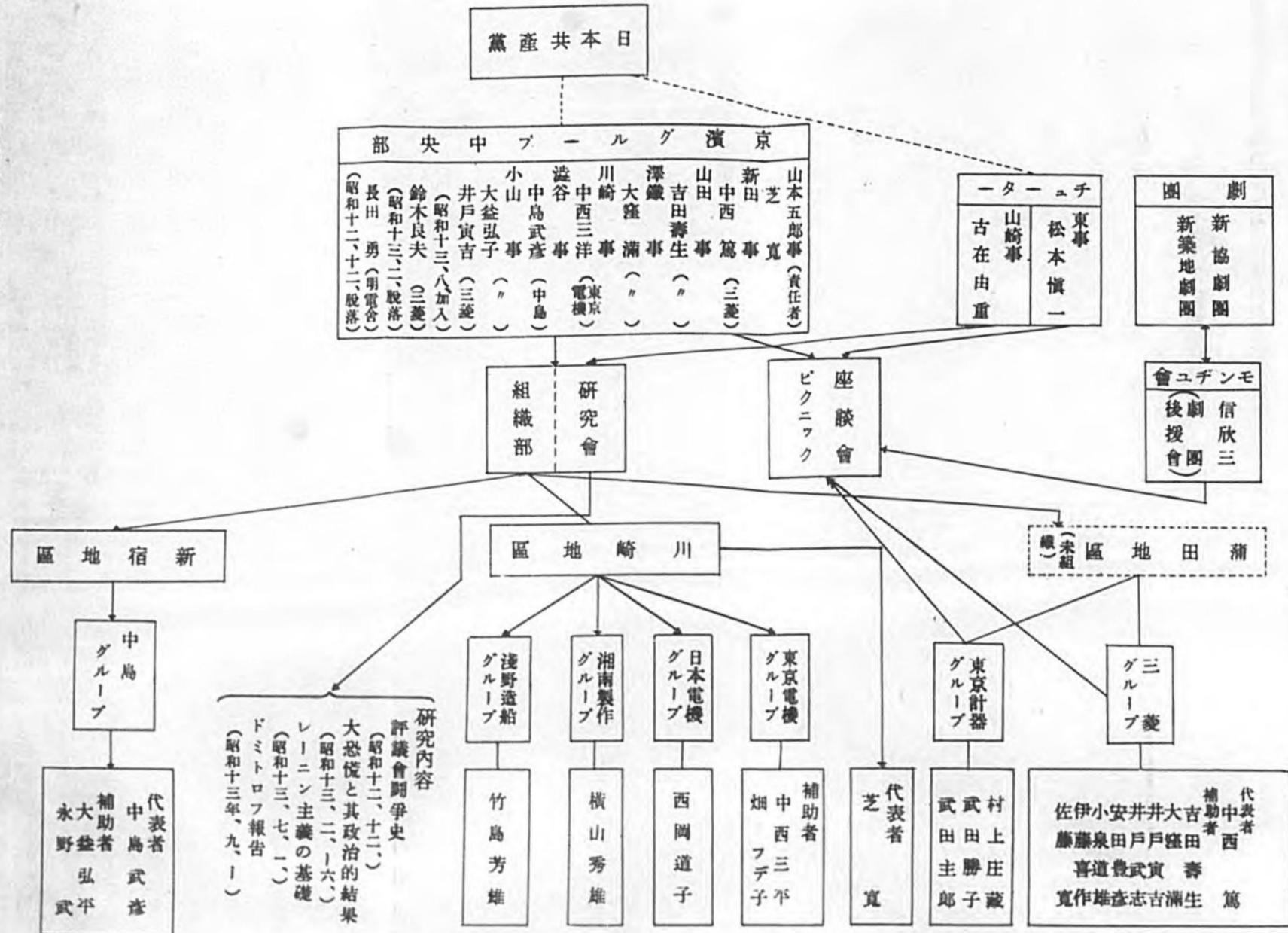
本グループは日本共産黨及全協の傳統を支持し國內變革を目的とし、グループ自體が擴大強化されたる曉はその勢力を基礎に、黨の再建乃至は擴大強化を爲さむとして結成せられたる労働者の非合法組織にして、労働者の黨たるべき日本共産黨がその歴史的發展性に制約せられ「少數のインテリゲンチヤの覇權下に置かれ」たる爲、日本に於ける運動が常に失敗を喫したる經驗に鑑み、將來は労働者を中心としその力を以て全運動を指導せざるべからずとの見解の下に、當面京濱地方に於ける重要工業労働者、特にそのインテリ分子に接近し當初友交關係

を結び、漸次之をグループメンバーに獲得し、更に未組織労働大衆をも組織化せんとし、一方現下の客観情勢は戦時体制の強化に依り革命の機運は刻々に成熟しつゝありて、最早好むと好まざるに拘はらず政治的危機の到来は必至なるの狀態にあるを以て、この危機に備へて労働大衆は勿論出征軍人遺家族並に戦争の影響を多かれ少なかれ蒙りつゝある中小工業者を巧みにアチプロし、之を戦争反對の方向に動員し、以て運動を有利に展開せんとの方針を建て、之等を実践に移しつゝありたるものなり。

而して特に彼等の戦術にして注目すべきは昭和十三年六月頃産業報國運動が提唱せられ、全面的運動に發展せんとするの趨勢にあるを觀取するや、之に對し如何なる方針を以て臨むべきやを以て當面の重要問題なりとし、其の後之が對策を協議の結果、産業報國運動は上よりの運動なるが故に現在の情勢に於ては其の反對闘争は恐らく不可能なるべきを以て、京濱グループの組織乃至影響下の存在する工場に報國會の設立を見たる場合は寧ろ却つて積極的に之に参加し、指導権を獲得すべきなりと決定待期し居たることなり。

(2) 研究並組織活動 前述の如き經過を経て結成の運びを見たる本グループは、其の後幾許もなくして蒲田區道塚町三五番地に「アチト」を設定し、毎月定期的に會合して (一)ヴァルガ原著「大恐慌の其の政治的結果」 (二)第七回コミンテルン世界大會に於けるデミトロフの「人民戦線に關する報告並に決議」 (三)スターリン原著「レーニン主義」等をテキストとして研究會を開催し、特に「レーニン主義」の研究に際しては「コムニニストグループ」(取調中)メンバーにして曩に檢舉を見たる唯物論研究會の中心分子たりし古在由重を招じて之を「チューター」とする等メンバー相互の理論的水準の高度化を計り、他方組織活動に當りては「コムニニストグループ」メンバーにして外事協會及昭和研究會員たる松本慎一の指導を得

京濱グループ組織表





等を決定し、本年五月七日其の結成を見るに至れり。而して目下の處特に容疑の行動認められざるも、進歩的分子及左翼分子多數介在し居るを以て其の動向注意中なり。

(二) 日本學藝新聞社の動靜 日本學藝新聞社は昭和十年十一月創立以來、左翼分子川合仁の主宰の下に「日本學藝新聞」を月二回發行し來りたるが、最近財政上の關係にて經營困難となり廢刊の已むなきに至りたる所、從來同社の顧問たりし徳田秋聲、新居格、下中彌三郎等は同紙の廢刊を惜み、別記の如き趣意書を各方面の文化人等に送り、其の贊助を求めたる結果、四十數名の賛同者ありたる爲再び續刊することとなりたり。尙今回同紙編輯者として矢崎彈事神藏芳太郎(治維法違反起訴猶豫者)入社せり。動向引き続き注意中。

別記

日本學藝新聞は、川合仁君の經營の下に、すでに五ヶ年の歳月を重ねました。學藝の向上發展のために、先進諸文化國なみに一つの獨立した學藝新聞を持ちたいといふたむきな念願からこの新聞は出發したのです。この希望は大體に於て新聞面に實現され、着々としてその使命は達成されつゝあつたのです。それでこの種の新聞に當然附隨する經濟的困難にも、よく堪へ忍んで今日にいたりました。しかし、昨今にいたつては、いさゝか誇張して申せば、刀折れ矢つきた形がないでもないのです。川合君の不健康と經營の困難を見るに忍びず、さらにはかうした文化的意義の深い新聞の夭折を惜しむのあまり、私も謀つて別紙の如き案を樹て、新聞の永續と發展に資したいと考へました。同憂の士、ことには從來新聞となにがしかの御關係のあられた方々の應分の御援

助をえたいと存じます。日本學藝新聞の爲に廣くは日本文化のため、切に御協力をお願いする次第です。

昭和十四年六月

發起人

徳田秋聲  
新居格  
下中彌三郎

維持會申込書(不要の箇所お消し下さい)

一金 圓也(一口毎月一圓) 口

昭和十四年六月より向ふ一箇年

拂込方法 一時拂、二回拂、毎月拂

振替拂込、爲替送付、集金郵便

(御住所)

(貴名)

五、治安維持法違反檢舉者竝に起訴者調

(一) 治安維持法違反檢舉者調(計六七名)

廳府縣	氏名及年齢	檢舉年月日	犯罪被疑事實	本籍	組合關係	學歷	職業	備考
警	森 七 郎	昭一四、六二七	慶大學内共産主義グループ關係	福島		慶大濟本三	學生	
	竹山直 二〇七	〃	〃	茨城		商業卒	事務員	
	竹山己代治 二二三	〃	〃	〃		〃	職工	
	曾根正 二八	〃	〃	神奈川		慶大卒	横濱商工會 議所員	
	丸山俊 二〇二	〃	〃	群馬		高小卒	職工	
	久保憲 二六三	〃	〃	東京		中學卒	簡易保險局 員	
	市村與五郎 一九	〃	〃	茨城		音楽學校卒	旋盤工	
	塚口一雄 二二	昭一四、六二九	〃	東京		慶大經本一	學生	
	中島源次郎 二一	昭一四、六二七	早大學内共産主義グループ關係	宮城		第二早高二	〃	
	園田剛民 二二	〃	〃	静岡		〃	〃	
	錢場信愛 二二	〃	〃	埼玉		〃	〃	
	青木鴻 一九一	〃	〃	東京		早大政經一	〃	
	佐野正 二三友	〃	〃	北海道		早大文一	〃	

共産主義運動の状況

鈴木文雄	二八	〃	〃	静岡	農大卒	會社員
永安	二六	〃	農大内共産主義グループ関係	東京	農大卒	神奈川縣農務課
小林俊泰	二九	〃	〃	〃	〃	日本夜光塗料製造學術部
吉川兵衛	二五	〃	〃	長野	農大學一	學生
山本新	二三	〃	〃	長野	農大卒	産業組合聯合會議員
丸山修	二二	〃	東京外語學内共産主義グループ関係	新潟	東京外語英	學生
上村清次郎	二五	〃	〃	長野	東京外語露	〃
宮下隆壽	二六	〃	〃	山梨	東京外語退	機械工の友編輯
宮下千恵子	二六	〃	〃	〃	看護婦學校卒	小學校衛生婦
宮下重壽	二三	〃	〃	〃	東大卒	小學校訓導
宮下久良子	二八	〃	〃	〃	女子師範卒	〃
西尾正	二八	〃	〃	鳥取	外語卒	代用教員
佐伯嶺	二二	昭一四、六二七	東京高校學内共産主義グループ関係	東京	東大經商一	學生
山崎	二二	〃	〃	長野	東大一	〃
渡部俊	二一	〃	〃	三重	東大法政一	〃
下田哲	一八	昭一四、六二八	〃	群馬	東京高校文	〃

視

瀨川三佐	二三	〃	〃	岩手	第二早高二	〃
片谷大	三三	〃	〃	青森	早大一	〃
淺海錦夫	二五	〃	〃	東京	早大専卒	新聞記者
大曲直	二一	〃	〃	東京	早大政二	學生
石井繁次郎	二五	〃	商大學内共産主義グループ関係	東京	商大本三	〃
山田秀三	二五	〃	〃	石川	商大本二	〃
中島一雄	二一	〃	〃	東京	商大本三	〃
志水健人	二三	〃	〃	熊本	〃	〃
亀田滋	二五	〃	〃	山梨	〃	〃
赤堀邦雄	二四	〃	〃	東京	〃	〃
石田忠	二四	〃	〃	島根	〃	〃
長澤惟恭	二四	〃	〃	福島	〃	〃
金八	二五	〃	〃	朝鮮	〃	〃
小島慶	二三	〃	〃	全南	〃	〃
林	二三	〃	〃	埼玉	〃	〃
今井	二三	〃	〃	長野	〃	〃
齊藤明	二三	〃	〃	山梨	〃	〃
齊藤明	二三	〃	〃	東京	〃	〃

共産主義運動の状況

川 奈 神		廳														
穎末久子 二二二	堀井マサエ 二二二	後藤 聖 二二八	高野吉男 二二七	青木支太郎 二二四	南 巖 二二八	小野田章造 二二六	望月定子 二二二	久保和子 二二二	後藤克己 二二一	荒木小四郎 二二七	賀井善智 二一九	長井恒夫 二二〇	舟橋和一郎 二二二	岡 弘 二二〇	芳 賀 種 二二〇	米岡 曠 二二二
昭一四、七、二五	昭一四、七、二五	昭一四、七、二五	昭一四、七、二五	昭一四、七、二五	昭一四、七、三〇	昭一四、七、二四	昭一四、七、二〇	昭一四、七、二八	昭一四、七、二二	昭一四、七、二二	昭一四、六、二七	昭一四、七、二二	昭一四、七、二二	昭一四、七、二二	昭一四、七、二二	昭一四、七、二二
〃	〃	〃	〃	統計グループ	容疑	〃	容疑	東京高校學内共産主義グループ関係	東京高校學内共産主義グループ関係	農大學内共産主義グループ関係	商大學内共産主義グループ関係	〃	〃	〃	〃	〃
兵庫	静岡	東京	福島	〃	東京	静岡	〃	東京	東京	北海道	東京	長野	東京	北海道	福島	新潟
〃	〃	〃	〃	回讀會	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	高女卒	〃	中學卒	〃	高小卒	早大専卒	〃	高女卒	高校中退	農大卒	商大卒	〃	〃	東京帝大	東大經一	専修大一
〃	〃	〃	〃	職工	旋盤工	新興東京撮影所助監督	計係	日本銀行統	社員	農林主事補	商大調査部	〃	〃	〃	〃	學生

(二) 治安維持法違反起訴者(計一〇名 累計一〇二名)

縣廳府	氏名	年齢	検挙並起訴 月日	犯 罪 事 實	本籍	團體關係	學 歴	職 業
千葉	萩原 〇	三六	昭一四、七、二二	非法法グループ	千葉	戸板裁縫女 學校卒	無職	
秋田	土肥大 四郎	三一	昭一四、七、二六	文字と言語運動	秋田	東大文學部 社會學科一 年	記	産業組合書
石川	藤本 榮一	二六	昭一四、七、二五	石川高校學内共産主義グループ關係	兵庫	學生		
川	奥野 二保	二二	〃	〃	福井	第四高校文 三甲二	〃	
警	高津 正道	四七	昭一四、七、二五	<p>(日無組織) 昭和十一年六月加藤勤十、鈴木茂三郎外數名と新黨組織の協議を遂げ同年七月三日労働無産協議會(後)に日無と改稱を結成し、爾來昭和十二年十二月迄の間の常任委員、常任中央執行委員、國際部長兼教育部長、機關紙部長、牛込支部長等に就任し昭和十一年十月二十九日東京府支部聯合會を組織し其の會長となり指導者たる任務に從事したるもの</p> <p>(コミンテルン並黨目録) 昭和十年五月東京農大學生中の左翼分子より成る同大學公認の農業史研究會及非公認の努力會に加入し之等を通じて學内左翼組織の確立に努むべく野呂榮太郎著日本資本主義發達史、エンゲルス著空想より科學へ等の左翼文獻をテキストとして指導啓蒙に當り更に昭和十三年五月迄の間學内各クラスにRSGグループを組織し、豫部、豫科、豫部、豫科の間の同グループ員の人的結合を催し自らチュエーターとなり同グループの人的結合を左翼的闘士の養成に努む</p>	鹿兒	農大	農大	學生
警	平山 三郎	二六	昭一四、七、二五		廣島	日無	早大文科 豫科中退	著述業



野	長	都
佐藤 太郎 二三	尾崎 盛光 二二	永島 孝雄
〃〃	〃昭一四、三、一八 七、五	〃昭一三、六、二五 一四、七、三三
尾崎盛光と同様	命展望の下に活躍す と啓蒙に狂奔し、後唯物論研究員沼田秀輝を中心 とする在京學生聯合體インテリカレツヂに連絡し革 命展望の下に活躍す	一、昭和二二年五月頃前記中井正一等と相謀り大阪 朝日新聞支局の映畫部を中心とする京都映畫 クラブを結成してクラブ會館に於て左翼映畫 來同年十月頃迄の間京都朝日會館に於て左翼映畫 「蒼天」等數篇の鑑賞會並批評會等の會合を開催し て製作者並觀客の左翼意識の啓蒙を圖る (コミンテルン並黨の目途) 一、(イ) 昭和八年十月頃廣島市内に於て廣島高 生吉本某等と赤旗讀者會を結成し更に昭和九年五 月京都市内に於て京大生渡部牧外二名と共に赤旗 讀者會を組織し次で同年六月同市に於て同人等と 共黨△△××細胞會議聲明書批判會を開催協賛 の上同會議支持の意見書を黨關西地方委員協賛 出十錢を吉本某等を通じて黨活動資金合計三十四圓 五十錢を提供し (ロ) 昭和九年夏頃日本共産黨△△××細胞會 議聲明書第一、二號各一部等を京大生藤井權三に 配布し 一、昭和九年十一月「學生評論」の編輯同人となり維 誌の内容強化を圖り尙雜誌發行資金を得る爲二回 に互り京都市に於て映畫觀賞會を開催したる外誌 一、昭和十三年二月布施社生の紹介により寺村大次 郎と連絡し同人の指示に基き非合法組織「京大ケ ルン」を結成するに至らしむ (コミンテルン並黨の目途)
東京	川神 奈	山口 學生評論
〃	カイル グル レン ター プ ツヂ	部卒 京大文學
〃	帝大一年	無職
〃	學生	

六、支那側の我方に對する反戰的策動  
 (一) 現地に於て頒布せる反戰宣傳印刷物調 (昭和十四年七月)  
 中新發見の分)

大福	長	廳府縣	入手方面
分島	野	湖北省	印 刷 物 の 内 容
〃中	湖		日本と中國の戰爭ではないぞ、ファシスト的侵略主義と民主的自由獨立との戰爭だ! これが防共だ血も乾かぬ戰場で軍部財閥調れ合ひの利權の山分けだ 中日國民親善同盟 中日國民親善同盟
支	北		遺族保障だなんて二ヶ月もたつたら奴らは忘れてゐるぞ! 衛戍病院に設けられた主をよこす費用を遺族傷病兵に まわせ! 嘘つ入放送で金切聲の御用新聞記者と三文ブソ士を前線から追拂へ! 戦線の苦しみ心持ちを遙に越えて思出を内地の春に偲ばせたのである、凱旋して見ると心境の人真子が懐し く迎へて呉れた。一年間に成熱して行く乙女の姿はこんなまでである、變化して行くのであらうかと思はれて恥し い様な心持で貞子と應答した。何時の間にか夢が破れたのである、夢のためには後の悔いもダメな逃げ行く 幻想のみが何時までも心を暗くする。前上弦の月が圓い方に向いて行つたふりさけ見れば俺の心境はどうか 強くなれた君達を優待する。我軍は暫く前進せず攻撃もしない、君達の來るのを待つてゐる本當に心から君達を 歓迎する君達をつかぬ安心して來なさい、 決して嘘をつかない安心して來なさい、 朝夕に無事なれと祈る老いたる母の爲、 夜母にお歸りを夢見る可愛い妻子の爲め死ぬな!
	(1)	雪降る北支に 君も散りしか すべて凍りて 君は寒からう 奉る線香 白木の塔婆も こゝにやなくて 静浦の塩風に さそかしの千鳥が 朝夕待ちつゝや	沖の漣衝きて 霜下りし神に 無事なれと祈る母 ア、今や今や君 知らせたくぬ人となり 野たれ死せる君の死を 如何に慰めようを 神や知るべし
	(2)	君も散りしか すべて凍りて 君は寒からう 奉る線香 白木の塔婆も こゝにやなくて 静浦の塩風に さそかしの千鳥が 朝夕待ちつゝや	ア、今や今や君 知らせたくぬ人となり 野たれ死せる君の死を 如何に慰めようを 神や知るべし
	(3)	君も散りしか すべて凍りて 君は寒からう 奉る線香 白木の塔婆も こゝにやなくて 静浦の塩風に さそかしの千鳥が 朝夕待ちつゝや	ア、今や今や君 知らせたくぬ人となり 野たれ死せる君の死を 如何に慰めようを 神や知るべし
	(4)	君も散りしか すべて凍りて 君は寒からう 奉る線香 白木の塔婆も こゝにやなくて 静浦の塩風に さそかしの千鳥が 朝夕待ちつゝや	ア、今や今や君 知らせたくぬ人となり 野たれ死せる君の死を 如何に慰めようを 神や知るべし
	(5)	君も散りしか すべて凍りて 君は寒からう 奉る線香 白木の塔婆も こゝにやなくて 静浦の塩風に さそかしの千鳥が 朝夕待ちつゝや	ア、今や今や君 知らせたくぬ人となり 野たれ死せる君の死を 如何に慰めようを 神や知るべし
	(6)	君も散りしか すべて凍りて 君は寒からう 奉る線香 白木の塔婆も こゝにやなくて 静浦の塩風に さそかしの千鳥が 朝夕待ちつゝや	ア、今や今や君 知らせたくぬ人となり 野たれ死せる君の死を 如何に慰めようを 神や知るべし
	(7)	君も散りしか すべて凍りて 君は寒からう 奉る線香 白木の塔婆も こゝにやなくて 静浦の塩風に さそかしの千鳥が 朝夕待ちつゝや	ア、今や今や君 知らせたくぬ人となり 野たれ死せる君の死を 如何に慰めようを 神や知るべし

岡山北支	<p>新編第四軍司令部命令</p> <p>(一) 對干敵軍一切俘虜、不問其爲中、日、鮮、臺人、均不許殺害並須優待之</p> <p>(二) 對日本軍人之凡ての俘虜に對して人種の差別なく共に殺害を許さず、又かれらを優待すべし</p> <p>(三) 對自動過來者、務須確保其生命之安全</p> <p>(四) 對自發的に走り來るものに對しては須らくその生命の安全を確かに保證すべし</p> <p>(五) 對于負傷者、不分官兵應一律醫治之</p> <p>(六) 對于負傷者に對しては將兵を分けず共に治療してやるべし</p> <p>(七) 願回郷者、應給水路費、願留者應以優待之</p> <p>(八) 故里に歸りたきものに對しては路銀を與ふべく、残りたきものに對してはかれを歓迎し又優待してやるべし</p> <p>中華民國二十八年一月一日</p> <p>副軍長 鄧項葉 政治部主任 子國 軍長 侯平英</p>
------	--

裏

(一) 打倒共同敵人日本軍閥!  
(我々の共同の敵、日本の軍閥を倒せ!)

(二) 打回老家去  
(撤兵歸國を要求せよ!)

(三) 我們只要保衛自己的國土  
(我々は只だ自分の國を守りたいのみ)

(四) 我們要抗戰到底  
(日本軍が引上げない限り最後まで戦ふべし)

(五) 中國地大物博人多、又多助、是滅不了的  
(支那は土地廣く人口多く物資も多き上、援助者も多き故滅さし得ず)

日比谷座の猿芝居

衆議院で板垣曰く、「我々は蘇支兩國と同時に作戦の準備をせねばならぬ、そのためには、日本は急速に新しい軍備擴大的の必要がある。」

米内曰く、「我々は英、米兩國を同時に相手にせねばならぬ、そのためには、強大な海軍の充實が必要だ。」

よろりと隣りくまに九十五億の亡國豫算が餓死線上の國民に降りかゝつた。

日本の兄弟らよ! 胸を噛むな! ま、こゝろ、今度は「世界が相手だ!」何でもかんでも軍備に叩込め!

だ。軍部暴力派の操り人形、平沼におどけ面をひつこませろ! 板垣、米内の向ふ見ずの言葉をとれ!

君等が他郷で血を流してゐるひまに、奴らは國民を骨まで吸ひ枯らすぞ!

何をされるかわからぬぞ!

大分中支	<p>戰爭を止めて國へ歸れ! 奴らを葬つて、亡國と餓死から國民を救ひ出せ!</p> <p>華南派遣軍有志</p> <p>對する情愛はつづつて來る。</p> <p>嗚呼人生は苦しみばかりしてあらうか、貞子に對すると戰爭に對する憫みは二重に成つて俺の頭は狂いさうだ!</p> <p>滿洲事變以來の第三次功賞もお流れだ青春を省みず東洋平和のためと云つても二年の永い月日を何のために大陸におくつたか、實に東洋平和のきせいに過ぎなかつた。</p> <p>久留米戰車第一聯隊の兵士</p> <p>君達は今や包圍されてゐる、援兵が絶え連絡も取れない、抵抗しやうとは無駄のき性になるばかりだ、今こそ長期戰爭から解放される絶好のチャンスだ、機敏にこのチャンスを利用せよ! 共同墓地に寒々と白旗ばかりが増えてゐるぞ! 血の氣のない子供らがパタパタのやうに鐵屑ばかり拾つて歩いてゐるぞ! 諸君のぶつ放す一發の弾毎に故郷の家族は骨と皮になつて往くぞ! 野たれ死に戰爭の犠牲となるな!</p> <p>國民を救へ! 亡國の自滅の張本人軍部暴力派を打ち倒せ!</p> <p>嚴時職業轉換で失業した二百萬人に失業手當てを支給しろ!</p> <p>華南派遣軍有志</p>
------	--

七、左翼分子等の反戰策動其の他

縣府	種別	氏名	年齢	概	要	措置
北海道	反戰反軍的投書			<p>「お前達は資本家の走狗なのだ、敗けるも勝つても我々庶民階級に何の利益あるものか!」</p> <p>「聖戦もくそもあるものか!」</p> <p>「田部少將馬鹿野郎!」</p> <p>「軍人は二等車で吾々庶民は三等車所謂赤列車でソナナ馬鹿なことがあるものか!」</p> <p>「お前達は資本家の走狗なのだ、敗けるも勝つても我々庶民階級に何の利益あるものか!」</p> <p>「聖戦もくそもあるものか!」</p> <p>「田部少將馬鹿野郎!」</p> <p>「軍人は二等車で吾々庶民は三等車所謂赤列車でソナナ馬鹿なことがあるものか!」</p>		
大阪府	反戰書			<p>本月五日留萌町高等女學校に於て酒井部隊(旭川七師團)司令部附田部陸軍少將の軍事講演會開催ありたるが當日之が開催前留萌高等女學校田部少將宛左記の如き匿名差出の郵便はがきにて反戰反軍的内容を以て田部少將を罵倒せる三通の投書ありたり。</p> <p>「お前達は資本家の走狗なのだ、敗けるも勝つても我々庶民階級に何の利益あるものか!」</p> <p>「聖戦もくそもあるものか!」</p> <p>「田部少將馬鹿野郎!」</p> <p>「軍人は二等車で吾々庶民は三等車所謂赤列車でソナナ馬鹿なことがあるものか!」</p>		捜査中

島兒鹿	新濁	庫	兵	反
徵兵忌避	反軍的落書	反職落書	反職落書	反職落書
農 宮脇純榮 二一				
客月二日本人入隊後の老母及伯母の生計を慮り右示指を切斷す。	本月十三日南魚沼郡湯澤村郵便局より「日本兄弟們合作起來打倒日本武力」と反軍的記事に記載せる百圓紙幣一枚を發見せり。	本月八日神戸市林田區菊通日本發動機株式會社第二工場便所内に「戦争！」と書かれた紙片が一枚落ちていた。これは誰の爲に書いたか解つてゐる。小人数の特權階級の享樂の爲だ。彼等は吾等の好戰心をあふらさず、好まぬ好む者は即ち支配階級と武器製造業者である。將校階級の幸福の爲に、何百何千萬の民衆が貧乏と悲惨との刑罰を受けねばならぬ。是等の社會的不正は何處までも反抗して行かねばならぬ。人類社會は專制若や僧侶や軍隊が居なくとも平和に生き得る様に改造されねばならぬ。と落書しありたり。	大阪市天王寺町一五銃後援會本部なる架空の名義を以て國防獻金者たる神戸市在住松村榮一宛銃後の待遇に付不審を述べたる投書を郵送せり。其他類似的の投書を陸軍大臣「同人事務局長」中部防衛司令官「憲兵隊長」陸軍大臣「閣官等に郵送の事實あり」とあり。	大阪市天王寺町一五銃後援會本部なる架空の名義を以て國防獻金者たる神戸市在住松村榮一宛銃後の待遇に付不審を述べたる投書を郵送せり。其他類似的の投書を陸軍大臣「同人事務局長」中部防衛司令官「憲兵隊長」陸軍大臣「閣官等に郵送の事實あり」とあり。
軍法會議へ送致	捜査中	捜査中	捜査中	捜査中

(二) 反職策動其の他の處分結果

縣府	種別	所屬團體氏名年齢	月報號數	概	要	英
兵	反職落書	正樂寺住職 田村秀造 三八	本年六月分	本月二十九日陸軍刑法第九十九條違反として送局		

八、不敬不穩事件調

縣府	種別	所屬團體氏名年齢	月報號數	概	要	英
北海	不穩落書			本月九日旭川縣公衆便所内に「大日本共產黨軍司令官が七月五日午前八時に朝川驛下車作戦中部下より官民は知らず〇月〇日〇〇を來道をまつ」と落書しありたり。		捜査中

國家(農本)主義運動の狀況

一、所謂親英派等暗殺豫備事件の檢擧(其の一)

縣府	種別	所屬團體氏名年齢	月報號數	概	要	英
警視	不穩落書			本月一日より末日迄の間大森區大森七の二三〇京濱國道梅屋敷通り交叉點車道上の西側寄りに水を以て長さ三間位に「共產と万才ふれ／＼共產」と落書しありたり。		捜査中
京都	不穩落書			本月十日京都御苑内大宮御所北側土塀に「戰國時代休戦」と落書しありたり。		捜査中
神奈川	不穩落書			本月三十日高座郡茅ヶ崎町湘南遊歩道路に「日本馬鹿共產黨万歳」と落書しありたり。		捜査中
群馬	不穩落書			本月十五日より二十日迄の間群馬郡豐秋村關東製鋼株式會社便所内に「賃銀値上を叫べ諸君よく考へろ資本家：利益をむさぼつて居る鷹：しろ」と落書しありたり。		捜査中
岡山	不穩落書			先月十四日岡山西口驛便所内に「支那帝國日本共和國社會主義者は出世」と落書しありたり。		捜査中

支那事變の進展に伴ひ英國の授將策動漸く露骨化するや、革新陣營に於ける英國打倒の運動は益々熾烈となり、一面所謂國內親英派排撃の氣運も亦漸次深刻化するに至り、其の動向注意中の折柄、最近日英東京會談及日獨伊軍事同盟締結問題等の刺戟を受けたる一部急進分子間に、所謂親英派大官暗殺及英國大使館襲撃等の不穩計畫を樹て密に策動中なりし左記事件相次で發覺し、事前之を檢擧するを得たり。

國家(農本)主義運動の狀況

而して兩事件共引續き取調中なるが、尙他の分子にも發展の狀況にあり。目下判明せる狀況次の如し。

(一) 湯淺内府等暗殺準備事件 警視廳に於ては、本月上旬一部急進分子間に所謂親英派大官襲撃の聽込ありたるより鋭意内偵を進めたる結果、之が容疑者として清水清二外關係者數名を検舉し引續き取調中にして、不日爆發物取締罰則違反及殺人豫備罪として事件送致の筈なり。

(1) 關係人物

本籍	住所	職業	氏名	年齢	檢舉年月日
廣島縣吳市清水	上通二五番地ノ一三(出生地石川)	自由労働	清水清二	三四	一四、七、一四
北海道小樽市	稻穂町東二ノ一	陸仲仕	渡邊勇司	四五	〃
東京市赤坂區	田中町一ノ八石原三吉方	洋服商	本橋猛夫	四八	〃
茨城縣東茨城郡	酒門村大字酒門一五九		中村敬一	三五	〃
茨城縣水戸市	梅小路二〇一				一八
島根縣八束郡	佐太村大字本郷五〇				六
東京市深川區	住吉町一ノ二〇				

(2) 不穩計畫竝に策動の概要 主犯清水清二は本籍地小學校卒業後吳海軍工廠職工、新聞配達、炭坑夫、自由労働者等に轉々とし其間左翼労働運動に關係したる等のことありたるが、其後昭和八年春上京し爾來建國會、日本革新青年隊等に加盟して革新運動に携はり其の間村中孝次、中橋照夫其他各方面革新分子を相知るに及びて漸次急進的思想を抱持するに至れり。

而して清水は本年四月暫し労働に依る身心の鍛鍊を爲す目的を以て北海道廳比羅夫労働訓練所に入所したるが偶々天津租

界問題の發生あるや平素の主張たる「今次支那事變解決の根本を爲す英國の撃攘と國內に於ける親英的現狀維持勢力を打倒すべき好機至れり」と爲して急遽歸京し、豫て思想的に共鳴する同志本橋猛夫、中村敬一及渡邊勇司等と連絡し屢々會合の結果此際親英派の元兇と認むる湯淺内府、山本海軍次官、池田成彬等を斬奸し以て國內革新の烽火を擧げむこと及其の方法としては拳銃及ダイナマイトを以て目標人物の自動車に路上に擁し自動車諸共に爆殺せんことを協議決定し、既に拳銃及ダイナマイト等入手し日夜其の機を窺ひつゝありたるが事前檢舉せられ遂に其の目的を達することを得ざりしものなり。而して清水が檢舉當時所持し居りたる斬奸狀左記の如し。

左記

斬奸狀

石川縣平民清水清二 今天意ヲ奉シ國民ニ隨ヒ君側ノ大奸湯淺倉平ヲ爆殺ス

仰イテ 天皇陛下ニ奏シ俯シテ八千萬國民ト英靈ニ答フ大奸湯淺倉平等ハ身ハ君側ノ重臣ニアリナカラ上ハ 陛下ノ聖旨ヲ無視シ下ハ衆庶人民ノ公義ヲ非亡シ狡詐貪婪財閥ト結托シ政黨官僚ト手ヲ握リ上ヲ蔑シ下ヲ虐シ遂ニ以テ未曾有ノ國秘千載ノ民害ヲ致ス今其ノ罪狀ヲ條擧シ大義ヲ明分ス

曰ク 天皇ノ御親政ヲ杜絶シ皇權ヲ抑壓シ政權ヲ私スル其ノ罪一ナリ

曰ク 日支聖戰ノ眞義ヲ解セス亡國の和平論ヲ唱へ英國ニ阿附迫隨シ以テ皇權ヲ失墜ス 其ノ罪二ナリ

曰ク 軍ノ作戰ヲ妨害シ英國ト結ヒ日本國ノ礎ヲ危殆ナラシメシ大罪三ナリ

國家(農本)主義運動の狀況

曰ク 慷慨忠節ノ士ヲ疎斥シ憂國決死ノ徒ヲ嫌疑シ以テ内亂ヲ醸成スル其ノ罪四ナリ

夫レ要路奸賊輩ノ罪惡斯ノ如シ、湯淺倉平ナル者ハ其ノ巨魁ナリ、故ニ天下羣々物情騒然、先ニ血盟、五・一五、二・二六アリ或ハ切論正義ヲ以テ其ノ罪ヲ指責シ或ハ上奏建白シ以テ奸邪ノ暴ヲ排斥ス然シテ奸賊猶悔悟セズ則チ勅命ヲ矯メ天意ヲ私シ王師ヲ弄シ志人憂國ノ士ヲ國賊ヲ以テス

清二、一念流涕痛憤ニ堪ヘス

惟ウ奸賊輩ノ亡狀斯クノ如シ猶其ノ職ニアリ久シク君側ニアルハ日本國ノ將來測ル可カラス奸賊ヲ滅却シ 上陛下ノ大御心ヲ安シ下民苦ヲ救ヒ天下ニ義魂ヲ振起セント斬奸ヲ決ス、曰ク湯淺倉平、牧野伸顯、山本海軍次官ヲ其ノ巨魁トス

一木喜徳郎、池田成彬、岡田啓介、松平恒雄、原田熊雄等ノ賊輩ハ其ノ根本ヲ斷絶セハ枝葉落ツ然シテ清二、一人ナルヲ以テ巨魁湯淺倉平ヲ爆殺ス、其ノ餘ハ清二ノ義舉ヲ見テ必ス感奮興起シ

國家(農本)主義運動の狀況

テ意志ヲ繼クモノアリ不日斬奸ハ免レス  
 仰イテ 天皇陛下ニ白シ俯シテ八千萬ノ國民ト英靈ニ告ク、清  
 二事忍ヒサルニ依リテ一死ヲ以テ皇國ニ盡ス、願クハ外ニ英國ヲ  
 討滅シ内親英ノ賊ヲ一掃シ維新ヲ斷行サレンコトヲ上下ニ仰俯シ

テ祈ル清二死シテ尙極天皇基ヲ守ラン感激ニ堪ヘス叩頭昧死謹言

石川縣石川郡旭村字相木一〇八

清水清二

(二) 松平宮相邸及英國大使館襲撃計畫事件

(1) 關係人物

本籍	住所	團體名及其ノ地位	氏名	年齢	檢舉月日
茨城縣那珂郡湊町辰ノ口六〇二四		維新前衛同盟代表東	杉森	三三	七二四
東京市王子區中十條一ノ二六ノ三		亞細亞青年聯盟理事	野口	三〇	
茨城縣猿島郡七郷村字大谷口四三〇		長	藤		
東京市淺草區山谷町三ノ五ノ五勉強屋支店內			七		

(2) 兩名の略歴及檢舉狀況

杉森は縣立茨城中湊商業學校卒業後一時店員たりしことありしが、昭和七年五月上京して建國會に加盟し以來同志と共に維新前衛同盟(昭一三、二)及東亞同志會(七一三、一一)等を結成して何れも其の中心人物たり。又野口は本籍地小學校卒業後上京順天中學、同志專門部政治科等に學びたることあり。其の後昭和五年原伯の主宰する全國青年聯盟員、同六年青年政治聯盟員となりたるが、同十二年八月同志と共に亞細亞青年聯盟を結成、書記長となり現在に及べり。而して兩名は前顯環境に於て漸次急進的思想を抱持するに至り、特に杉森は本春頃より軍事同盟問題、天津租界問題、日英東京會談の開催等時局重大化するに伴ひ「聖戰目的達成は英國並に國內親英派的存在を討滅せずしては不可能なり。然るに現在の革新陣營は余りにも理論に趨り實行力に乏し云々」と嘆じ、何事か期するが如き言動ありたるを探知せる警視廳にありては爾來嚴重内偵中、偶、本月中旬簡閱點呼の爲郷里茨城縣下に歸國したる所、同二十二日に至り突如「山に行く」と

稱し外出したるが、其の狀況頗る容疑の點ありたるにより嚴重捜査の結果、次記不穩計畫實行の爲共犯野口を訪問し居りたるを突き止め之を檢舉したり。

(3) 不穩計畫と策動の概況 杉森は前記の如き思想信念より我國の危急を救ふ爲には、直接行動以外に其の途なしと爲し、先づ松平宮相邸及英國大使館を爆破し以て英國並に國內親英派及一般國民を反省せしめんと決意し、七月中旬同志東亞同志會々長宇佐見元章の經營する鑛山(栃木縣)より甘言を以てダイナマイト、雷管、導火線等を入手歸京し、同下旬共犯野口を訪問して愈々時機到來せるを以て共に騒起すること及目標たる英大使館、松平宮相官邸を各個に襲撃すること等を謀議決定し、愈々具體的行動に移らんとせる直前檢舉せられたるものなり。

二、神兵隊事件公判狀況

神兵隊事件公判は客月二十七日開廷の公判に於て被告側證人申請の理由並に其の訊問事項に關する陳述を了したるを以て、之に對する檢事局側の態度如何は注目せられつゝありたり。然るに本月六日開廷せられたる第七十回公判廷に於て三橋檢事は被告申請に係る證人は喚問の必要なく全部却下せらるべきなりと強調し、全面的拒否の態度を闡明し茲に兩者の意見は俄然銳角的對立を見るに至り、本問題を繞る裁判所の措置如何は極めて重要視せらるるに至れり。之に對し裁判所側は合議の結果井上昭、本間憲一郎、三上卓、中野正剛、筑紫熊七の五名を喚問し、其他の證人は以上證人の證言終了迄留保すべく決定する所あり、斯くて險惡化せんとしたる公判も順調に審理續行され、同十一日開廷の公判には先づ血盟團事件首魁井上昭證人として立ち、續いて同十三日、二十七日の三回に互りて「血盟團、五・一五、神兵隊事件は孰れも別個獨立の行動に非ずして其の實質に於ては以心傳心所謂道統相承の精神に基くものなること」を證言し、更に三上卓は七月二十日開廷せ

國家(農本)主義運動の狀況

られたる第七十三回公判廷に於て、血盟團、五・一五、神兵隊事件共に一貫したる思想信念による行動なることを強調し、本件公判に關する極めて重要な證言を爲す所ありたる外、中野正剛は本月十七日、筑紫熊七は同二十五日夫々證言を爲す所ありたり。

三、日本革新黨の情勢

本黨にありては夙に排英運動を強調しつゝありたるが、東京會談開催を前にして之が對策協議の爲本月十六日麴町公會堂に於て、排英運動を目的とする擴大中央委員會を開催したり。

當日會場正面には黨旗を掲揚し、其の左右に東亞新秩序の痛租界撤廢日英會談問答無用外二項のスローガンを懸垂し、赤松黨務長外二六〇名出席して午前九時四十分森本耕司會の下に開會し、皇居遙拜、戰歿將兵の英靈竝に出征將兵の武運長久祈願、國歌齊唱の後議長に小池四郎、副議長に山崎常吉を推し大會役員を任命し、小池議長の挨拶、大槻正秋の黨勢一般報告ありて議事に入り、赤松黨務長の排英運動激勵の意見發表あり、次で本部提出に係る議案 (1) 日英東京會談對策に關する件(英國の敵性行爲を改めざる裡に會談に移らざること) (2) 日獨伊軍事同盟締結に關する件(日獨伊軍事同盟締結を飽迄督勵鞭撻すること) (3) 汪兆銘支持激勵に關する件(汪兆銘を首班とする新政府を擁立し日滿支の攻守同盟を締結すること) 及別記の如き宣言を可決し、山崎常吉閉會の辭を述べ午後三時十分異狀なく終了、引續き會場前道路に赤松克麿以下二六〇名集合し神田兵三指揮の下に國旗、黨旗、支部旗、スローガンを記載せる長旗を先頭に同三時十五分排英示威行進を開始し、英國大使館正門前に至り排英スローガンを二回齊唱、萬歳を三唱し更に行進を開始靖國神社に參拜して同四十五分異狀なく解散せり。次で翌十七日午前十時擴大中央委員會に於て可決したる決議文を携帶し實行委員六十名は英國大使館に到り、赤松

克麿外四名はカニンガム參事官に面接して決議文を手交し、更に首相、陸、海、外相を訪問し同様決議文を提出したり。尚同日午後一時より本部に於て府縣會議員選舉を目的とする全國地方支部協議會を開催し、赤松克麿、佐々井一見、小池四郎外三十七名出席の下に山崎常吉を議長に推し、午前中英國大使館外各官廳訪問決議文手交狀況を報告し、次で議案別記(一)府縣會議員選舉對策に關する件を神田兵三説明し、之に對し露久保賢治外二名より意見開陳ありたるも結局原案通り可決し同二時三十分異狀なく終了せり。

別記(一)

宣 言

一 肇國の大義を體して聖戰に従ふこと既に二箇年、御稜威の下、戰果赫々、將兵諸士の勞苦犧牲察すべく感激の至りである。事變はかくして逐次新段階を確保し東亞新秩序建設の大家は着々其の歩武を進めて居る。然るに授蔭第三國就中ソ聯と英國の敵性行爲は益々その鋭鋒をあらはし外蒙國境にては連日空軍及機械化部隊の職團編成せられ、天津初め各地租界に在つては英國が主役となつて授蔭工作の手を緩めない爲に理想を奉じて立つ新建設の段階に入り乍ら他面に治安の維持上長期戰態勢を執らざるを得ない破目にあるのだ。

今次天津租界封鎖に關聯して日英東京會談の開催を見るに至りたるも亦その必然の一推移にして、從つて本會談に於て全面的に我が要求を貫徹し得るか否かは事變處理の最終至高目標を達成し得るか否かの重大試金石を投ずるものと云ふべし、日本としては一步の退讓も許されぬのだ要求の全貫徹か會談の決裂か、二者その一を選ぶべきのみ。

國家(農本)主義運動の狀況

更に頃來傳へられたる日獨伊軍事同盟の締結が今尙具體化されざるは我等の甚だ遺憾とする處であるが、政府は何故に勇斷事に當らないのであるか東洋の事態は歐洲の事態と深き關聯を持ち日本の對英ソ關係は同時に獨伊の對英佛ソ關係と一聯性のものだ。窮局は同時的解決を必至とする。然らば主義信念を同一範疇に於て堅持し利害對立を同一岸壁に於て共にし既に防共綱領の契りを結びて相援け來りたる日獨伊相互間に何の故に軍事同盟を結ばないのか、全國民の特權既に久しくして未だ果されずこゝに政府當局の遲疑逡巡に對しむしろ不可解の念禁じ能はざるものを告げる。國內革新に於て亦然りそも、平戰時一體化の國家計畫性を基礎に新國家體制の創建こそは皇國日本の企圖せる新東亞建設の第一歩である。長期戦も長期建設もこの礎石なくしてはやり得ない。また對ソ對英戰爭もやり切れない。然るに現内閣の施政未だ甚だ見るべきものなきは首相の言に一樓の望を囑し來りたる。我等の堪へ難い所である。今や強鞭を以て政府を鞭撻激勵するの要あるを痛感する。もしそれ平沼首相にしてその任に堪へずといふならば一日も速に骸骨を閣下に乞ひ奉るべきである。

國家(農本)主義運動の狀況

時局極めて重大なるが故に直言以て天下に宣し併せて現内閣の  
猛省を促す所以である。

昭和十四年七月十六日

日本革新黨全國代表者會議

別記(一)

府縣會議員選舉對策に關する件

第一 府縣議院に臨む黨の方針

一、今秋施行せらるる全國府縣會議員選舉に對し我黨は、國體の  
本義に徹し、人格高潔にして革新の信念堅固なる同志を黨公認  
候補として擁立す。

一、黨の選舉運動は、消費統制の國策を實踐するため印刷物の作  
成に關しては各候補協定の上一、單一共同の印刷物を使用するや  
う、又自動車の使用の如きも原則として使用せざるやう努力す  
ること。

一、言論戰を中心とし、論旨は、第二回全國大會に於て決定せられ  
たる對外國策、對内國策を中心し、對外的には東亞新秩序建設の意  
義、對内的には國家革新の急務を國民大衆に徹底せしめること。

第二 公認候補決定の手續

一、支部聯合會は先づ理事會を開催して、立候補選舉區及候補者

四、大日本青年黨の動靜

(一) 内部情勢

本黨にありては橋本統領歸還を契機として黨内肅正を斷行し、鋭意黨本部の陣營を整備すべく畫策中な  
りしが、愈々本月三日本部組織を別記の如く確立し、新に黨外より松井石根、菊地武夫等を顧問に下中彌三郎外數名を評議  
員に、更に元關東軍特務機關員星野五郎を指導部長に任命する等本部機構を改革すると共に、各部門の役員を決定し以て本

部陣容を整備する所ありたり。

斯くて舉黨一致黨勢擴充を期して積極的運動を展開すべく曩に決定せる對外強硬政策の運動方針に基き當面の運動指針を  
英國擊攘に置き「攘英即尊皇」のスローガンの下に各支部を督勵し演說會、講演會、座談會等を全國的に開催し、積極的運動  
を展開しつつあり。

(二) 興亞同志會との紛糾

興亞同志會にありては本月十九日突然「社會主義偽裝愛國團體を葬れ」と題し大日本青年黨  
(橋本欣五郎)、愛國勞働農民同志會(小林順一郎)、日本革新黨(赤松克麿)、社會大衆黨(麻生久、亀井貫一郎)を攻撃せるポ  
スターを作成、友誼團體其他關係方面に發送すると共に東京市内要所に貼付したり。青年黨にありては痛く之に憤激し、興  
亞同志會を糾弾すべく翌二十日本部員五島靜吾を中心に東京市内青年黨員六十餘名を動員し、興亞同志會員稻田秋成を自動  
車に乗車せしめ本部に強制連行し、問題のポスター掲出に對する経緯を詰問する所ありて情勢は益々險惡化せんとするに至  
りたるを以て警視廳に於ては直ちに興亞同志會三浦鐵雄、森岡正一、稻田秋成を保護檢束すると共に不穩行動に出でたる青  
年黨員五島靜吾外三十七名を檢束し輕舉妄動を慎む様嚴重警告を發する所ありたり。

別記

一、顧問評議員

統領の側面的直屬諮問機關として設置す

一、政務局

統領の下に置き黨の指導方針並に大綱を決定す

一、事務局

政務局の下に置き左の三部を以て組織す

國家(農本)主義運動の狀況

を決定し、次で評議委員會を開いて右立候補選舉區及び候補者  
を決定の上本部へ推薦すること。支部聯合會の組織なき地方は  
支部に於て右同様の手續を執ること。

一、右本部への推薦狀には、各役員會議開催の日時、場所、出席  
者氏名、立候補選舉區、候補者氏名並に略歴を明記すること。  
一、右推薦手續は來る八月十五日中に本部へ到達するやう執行す  
ること。

一、右聯合會又は支部よりの推薦に對し、本部總務委員會は嚴重  
詮衡の上公認候補を決定發表す。

一、各聯合會又は支部に於て候補者を詮衡するに際しては、左記  
各項を基準とする。

(1) 明徹せる國體觀念と革新意識を堅持せる者  
(2) 從來及び將來とも黨運動の第一線に立ち、果敢に黨活動を  
指導する者

(3) 黨各機關の統制を尊重する者

(4) 地方大衆の間に信望を有する者

選舉戰に掲ぐる黨の政策スローガンは、總務委員會に於て決  
定發表す。公認候補を擁立せざる聯合會、支部に對する方針  
は、別に之を指令す。

(1) 經濟部

庶務、會計を管掌す

(2) 指導部

人事、組織擴大、連絡を管掌す

(3) 宣傳、訓練、教育部

黨の宣傳、黨員の訓練教育を管掌す  
各部門の構成

國家(農本)主義運動の狀況

顧問	松井石根	建川美次	菊地武夫	補佐	安野保夫	同	星野五郎
評議員	江藤源九郎	下中彌三郎	中谷武世	同	河野昭治	同	神原平一
	小川喜一	杉山謙治	今牧嘉雄	部長	星野五郎	同	
	松本徳明	黒沼利治	稻垣直文	同	五島靜吾	同	雨谷菊夫
	來間 恭	雨谷菊夫	林 廣一	部長	鈴木忠雄	同	安田清治
	自念春次郎	外未定者數名		同	雨谷菊夫	同	
政治局員	雨谷菊夫	星野五郎		同	條原忠二	同	森 伊治
(1) 經濟部	部長	橋本晉之		同	秋田淑雄		
			(2) 指導部				
			(3) 宣傳、訓練、教育部				

五、日獨伊軍事同盟締結要請全國青年聯盟の發展的解消に依る同達成聯盟の結成

(一) 日獨伊軍事同盟締結要請全國青年聯盟の解消 標記青年聯盟は聖戰貫徹同盟、鶴鳴莊、青年俱樂部關係者等の 主唱下に日獨伊軍事同盟締結要請の一大國民運動を展開すべく、都下三十五團體を網羅して本年四月二十三日東京赤坂三會堂に於て結成式を舉行したり。

而して五月九日横濱市神奈川會館に於て日獨伊軍事同盟締結要請關東大會並に演說會を開催したるを初めとし同十一日には日比谷公會堂に於て、更に同二十七日には大阪天王寺公園音樂堂に於て夫々日獨伊軍事同盟締結要請全國青年大會並に演說會を開催したり。一方關西に於ては五月九日大阪市に於て日獨伊軍事同盟締結要請關西青年聯盟を結成し、東西相呼應して演說會、座談會、懇談會等を開催して輿論喚起に努むると共に當局を歴訪し要請書、決議文を提出する等の事ありたり。斯くて本聯盟を中核とする運動は俄然活潑化し全國的に伸張せらるゝに至り、一面之に伴ひ巷間同盟締結問題を繞り各種の浮説行はれ、益々革新分子を刺戟し聖戰貫徹同盟員の斷食祈願或はまことむすび會員の日獨伊軍事同盟締結要請の血書を作

成して當局を歴訪したる等の特異行動に出づるものありて政治的にも治安的にも其の動向には相當注目せられつゝありたり。然るに本聯盟員一部には兎角運動消極的に墮するものありて一致結束を缺く憾ありたるものゝ如く、六月二十日開催せられたる本聯盟の常任委員會席上奥戸足百より突然「我々は本聯盟を發展的解消し出發點を新にして本運動を展開しては如何」と示唆に富む提案を爲したるが、之に對し松村正義其他より解消反對の意見ありたるも結局本聯盟解散の申合せを爲し解消準備委員として摺建市、關根喜四郎、板倉彌三郎、永島文雄等十一名を挙げ、解散に關する協議を爲したる結果、本月七日赤坂三會堂に於て解散大會並に演說會を開催する所ありたり、當日は片岡駿外關係者並に一般聽衆四五〇名出席の下に午後六時四十分司會者村尾利久開會を宣し、皇居遙拜、國歌奉唱事變一週年記念日に賜りたる勅語奉讀次で戰歿英靈並に出征將士に對する默禱を捧げたる後、持尾利久、奥戸足百より夫々軍事同盟締結要請の果敢なる運動を展開せるも現内閣の方針は事毎に我々の期待に反し、平沼内閣頼むに足らずとの感を深くせるを以て茲に本聯盟としては以上現内閣に對し要請運動を繼續するも無意味なるを以て出發點を新にして目的貫徹に邁進する爲、發展的解消を爲すことゝなりて解散理由の説明を爲したる後別記解散聲明書を發表せり。

席上中村武より「發展的解消の本旨より本日直ちに茲に強力なる新團體を結成しては如何」と緊急動議を提出したるも、持尾利久より本大會は飽迄解散の一途に進み更に信頼し得る同志を網羅し新團體を結成し度しと右動議は司會者一任として解散大會を終了、續いて演說會に入り、關根喜四郎、松永材、小山田劍南、摺建市交々立ちて強力内閣出現を要望する旨の演說を爲し午後五時四十分演說會を終り、片岡駿の發聲にて聖壽萬歳を三唱無事散會せり。

別記 聲明

日支戦争が、本質的に日本對英ソの戦たり、民主々義共產主義折伏の思想たり、國際抗日戰線擊破を通じてなされる、世界新秩序建設の序幕たることの眞義よりして、等しく民主々義共產主義を敵とし全體主義的道義的世界新秩序建設の理想を有する獨逸、伊太利との間に鞏固なる軍事同盟を締結して緊迫せる世界動亂に必勝の能勢を整ふべきことの必要性は最早論議の餘地なき處である。

我等は、日獨伊軍事同盟が、皇國維新、聖職貫徹の絕對要件たることの原義としかもそれが親英派自由主義勢力の現状維持、維新阻止のためにする陰謀策動によりて妨害せられつゝある現情とに鑑み政府をしてあらゆる掣肘を排し此の國策斷行に輔弼の任を全くせしむべく全國同憂の同志を糾合して去る四月二十二日「日獨伊軍事同盟締結要請全國青年聯盟」を結成し東京はもとより全國に亘り要請運動を展開し當局者を激勵し來つたのである。

天津租界問題及滿ソ國境紛争を巡る日本對英ソの對立抗争は日支戦争の本格的段階に入れることを物語る。今こそ聖職の眞義を中外に明徴にする宣戰の布告を奏請すると共に日獨伊軍事同盟を

(一) 日獨伊軍事同盟達成全國青年聯盟の結成

(1) 結成經過

別項記載の如く、本月七日赤坂三會堂に於て解散記念大會を開催したる日獨伊軍事同盟全國青年聯盟幹部たりし摺建甫、片岡駿、奥戸足百、關根喜四郎等は同聯盟解散の意義並に解消大會席上の緊急動議の精神に基き出發點を新にし信頼し得る同志に依る新團體を結成し、飽迄目的貫徹に邁進すべく寄寄協議中なりしが、同十三日芝區丸金食堂に於て摺建甫、片岡駿、關根喜四郎等十五名出席の下に日獨伊軍事同盟達成全國

締結し舉國總動員戰時體制を確立して必戰必勝の能勢を整へなければならぬ。我等憂國の青年の任務いやが上にも重且つ大である而して此の秋政へて「日獨伊軍事同盟締結要請全國青年聯盟」を解散することは即ち平沼内閣及び之を傀儡とする現状維持支配陣營、親英派勢力に對する絕對非妥協なる戦ひを徹底して戦ひ抜かむとする決意の表明に他ならぬ。

最早「要請」の時期は過ぎた。全皇民の燃え上る 天皇奉護、皇業翼贊の臣道的道義的戰闘精神の一大結集とこれより併發する力によりて神明的御照覽と 陛下の御稜威のもとに皇民のまこととむすびと不退轉のたたかひによりて此の緊急國策の實現遂行を期するの決意を榮めたのである。

「日獨伊軍事同盟締結要請全國青年聯盟」の解散は、斯くて斷じて我等の政北や後退や妥協を意味するものにあらずしてより強固なる戰闘部隊結成のための積極的意義を會するものなることを天下に宣言するものである。

昭和十四年七月七日

日獨伊軍事同盟締結要請全國青年聯盟

青年聯盟を結成し、排英運動と親英派排撃とを相呼應せしめて一大國民運動を伸展せしむべく企圖し、準備委員として摺建甫、兒玉譽士夫、奥戸足百、佐橋尙政、關根喜四郎の五名を擧げ、假事務所を銀座西四ノ五井上ビルに置き、同志獲得に奔走すると共に結成準備を進めつゝありたるが、本月二十五日芝青年團會館に於て結成大會並演說會を開催する所ありたり。

(2) 大會並に演說會狀況

當日は會場正面に大日章旗を掲げ其の左右に 1 親英恐ソ現状維持派勢力を粉碎せよ、2 内外維新の神機日獨伊軍事同盟の達成外二項のスローガンを懸垂し午後六時四十五分司會者奥戸足百開會を宣し、皇居遙拜國歌奉唱戰歿並に出征將士に對する默禱を捧げたる後議長に關根喜四郎を推し別記(一)宣言決議を可決し、次で役員として別記(二)常任世話人二十五名を發表する所ありたり。

斯くて大會を終了演說會に移り船生利重、飯島與志雄、赤尾敏、摺建甫等立ちて日獨伊軍事同盟締結の緊要性と排英を強調する所ありて午後九時四十五分散會したり。

上叙の如く本聯盟は日獨伊軍事同盟締結要請全國青年聯盟の發展的解消により結成せられたるものなるが、常任世話人の頼瀾より見て鶴鳴莊、生産黨、神兵隊(天野派)關係者の青年分子を中核として結成せられ、青年俱樂部皇民協同黨關係者を除外せるは注目に値すべし。

別記(一) 宣言

聖戰目的の達成は英蘇の打倒を先決條件とす、これが爲には内自由主義的諸體制を擊破し皇國本然の國家體制を確立すると共に外盟邦獨伊兩國と強力なる軍事同盟を締結すべきの緊急必順なるは言を俟たず。然るに國家機構の改革はその緒にも就かず刻下の急務たる日獨伊軍事同盟の締結は外盟邦の信義を裏切り内聖職貫

徹に奉行の誠を効しつゝある皇民の澎湃たる國民の輿論を蹂躪し今尚ほその實現を見ざる所以のものは我國內に英米佛等自由民主主義國家群と其思想を同じくし利害を共通にする所謂現状維持親英派勢力の跳踉跋扈して之が締結を阻しつゝあればなり、銘記せよ曾てワシントン、ロンドン條約に於て當時實量共に世界無敵たりし皇軍海軍をして「砲壇なき海軍」に慘敗せしめたる獅子身中の

國家(農本)主義運動の狀況

虫は未だその跡を絶たざるを、彼等は益々その勢威を増大して三國軍事同盟の締結を阻止しつゝあるのみならず對英妥協に汲々とし聖職目的の貫徹を妨害以て皇軍出師の意義を空に歸せしめんとす。

今や「日獨伊軍事同盟達成全國青年聯盟」を結成し内外維新の神機にして聖職貫徹の現實の方途たる日獨伊軍事同盟の達成を期し之が締結を阻害するあらゆる勢力の粉滅に猛闘を展開せんとす、全國同憂の士幸ひにこの心魂に共感あらば來り投じて我等と共に國民運動の最前線を精進せられんことを。

決議

- 一、吾等は内外維新の神機日獨伊軍事同盟の達成を期す。
- 一、吾等は親英恐ソ現状維持勢力の粉砕を期す。

六、大日本青年團學生隊の創立

大日本青年團にありては青年團組織中に學生層を包含せしむる學生隊創設を企圖し、木村寅太郎、血盟團事件關係者田中邦雄、森憲二、久木田祐弘等を中心として寄々研究の歩を進める一方、之と併行して各大學の學生を青年團本部に招致し、相互に意見の交換を行ひ具體的計畫を立案中なりしが、六月五日別記結成趣意書、綱領、規約を決定し大日本青年團學生隊の名稱下に全國大學、高等、專門學校宛發送したる處東京帝國大學外全國に亘り四十九校の大學、高等、專門學校學生三百十八名の参加を見るに至りたるを以て本月二十一日日本部に於て有馬團長以下各理事、學生側百二十三名出席の下に結成式を舉行したり。

- 一、吾等は亞細亞民族解放の爲め英ソの打倒を期す。

昭和十四年七月二十五日

日獨伊達成全國青年聯盟結成大會

別記(一)

常任世話人

關根喜四郎	摺建一甫	摺建克夫	片岡 諒
奥戸百足	米持格夫	飯島與志雄	瀨尾彈正
持尾利久	小黒將永	藤村又彦	船生利重
小笠原計三	森山悟朗	古閑義親	小山幸雄
川崎祐資	江川元祥	板倉彌三郎	柴崎武徳
深澤源造	兒玉與志雄	石川 忠	峰岸秀行
永島文夫			

而して席上勤勞體驗と共同訓練により學生隊員の心身鍛錬を目的とし長野縣諏訪郡原村八ヶ岳修練道場に於て第一回學生隊夏期内地訓練を舉行することとなり、本月二十一日より十日間實施し更に第二回を八月二十五日より十日間實施の豫定なり。

別記

大日本青年團學生隊結成趣意書

事變勃發以來既に三歳を閲し皇軍は至る處に赫々の戦果を收め今や我國は東亞新秩序の建設と皇道世界の實現に一段の躍進を致すことになりました。然しながら斯の如く長期戦の段階に入り、人材物資、多きを要するの時、内にはやゝもすれば現状維持的退嬰的思想の流るゝあり、外には英佛露等の思想的、經濟的壓迫策動甚しく邦家の前途益々多事多難ならんとして居ます。

さればこの難局を突破し皇軍の目的を達成せんが爲にはあらゆる昏迷の根源たる外來の歪曲思想を拂拭し國內矛盾の相剋を排除し眞に國の總力を擧げて、天皇陛下に歸一し奉らねばならぬのでありましてこれ實に皇道維新の避く可からざる所以であります。惟ふに社會革新の推進力となり國運進展の礎石たり得る者は實に其の國の青年に外なりません。茲に於て大日本青年團はさきに其の全面的改革を斷行し、命令を奉じ、綱領に則り、全國青年一心の態勢を整へ時局の進展に應じ以て皇運扶翼の大道に邁進すべく立ち上つたのであります。而も皇道維新は政治經濟文化等凡そ國民生活全般の革新を包含するものなるを思へば將來日本の指導者たるべき學校の協力團結こそは正に現下喫緊の要事と云ふべく勤勞奉仕、大陸訓練又は農村工場等に於ける實際修練を通じて從來の

國家(農本)主義運動の狀況

學校教育の缺陷を補ひかくて更に勤勞青年と有機的に結合することに依つて我が國青年運動も亦全きをを得て眞に其の力を發揮し得るのであります。我等生を彌榮の邦上に幸け負荷の重きに感激する者世界皇化の大任を光榮ある責務として此處に大日本青年團學生隊を結成し協心戮力以て宸廬に副ひ奉らんと念願致す次第であります。

大日本青年團學生隊綱領

我等學生隊は天祖の皇讓を奉じ協心戮力以て大日本皇國學生たるの本分に邁進す。

大日本青年團學生隊規約(案)

- 一、本學生隊は大日本青年團學生隊と稱す
- 二、本學生隊は全國高等專門學校、大學校學生生徒及び卒業生を以て組織す
- 但し卒業生の年齢は三十五歳以下を原則とす
- 三、全國を第一區(關東)、第二區(樺太、北海道、東北)、第三區(近畿、中部)、第四區(朝鮮、臺灣、中國、四國、九州)の四區に分つ
- 四、本學生隊は中央本部を日本青年館に置き各區に區本部、各學校に學校部を置く
- 中央本部に中央委員會及び常任委員會を設く

國家(農本)主義運動の狀況

虫は未だその跡を絶たざるを、彼等は益々その勢威を増大して三國軍事同盟の締結を阻止しつゝあるのみならず對英妥協に汲々とし聖戰目的の貫徹を妨害以て皇軍出師の意義を空に歸せしめんとす。

今や「日獨伊軍事同盟達成全國青年聯盟」を結成し内外維新の神機にして聖戰貫徹の現實の方途たる日獨伊軍事同盟の達成を期し之が締結を阻害するあらゆる勢力の粉滅に猛闘を展開せんとす、全國同愛の士幸ひにこの心魂に共感あらば來り投じて我等と共に國民運動の最前線を進進せられんことを。

決議

- 一、吾等は内外維新の神機日獨伊軍事同盟の達成を期す。
- 一、吾等は親英恐ソ現状維持勢力の粉碎を期す。

六、大日本青年團學生隊の創立

大日本青年團にありては青年團組織中に學生層を包含せしむる學生隊創設を企圖し、木村寅太郎、血盟團事件關係者田中邦雄、森憲二、久木田祐弘等を中心として寄々研究の歩を進める一方、之と併行して各大學の學生を青年團本部に招致し、相互に意見の交換を行ひ具體的計畫を立案中なりしが、六月五日別記結成趣意書、綱領、規約を決定し大日本青年團學生隊の名稱下に全國大學、高等、専門學校宛發送したる處東京帝國大學外全國に亘り四十九校の大學、高等、専門學校學生三百十八名の参加を見るに至りたるを以て本月二十一日日本部に於て有馬團長以下各理事、學生側百二十三名出席の下に結成式を舉行したり。

- 一、吾等は亞細亞民族解放の爲め英ソの打倒を期す。

昭和十四年七月二十五日

日獨伊達成全國青年聯盟結成大會  
軍事同盟

別記(一)

常任世話人

關根喜四郎	摺建一甫	摺建克夫	片岡 誠
奥戸百足	米持格夫	飯島與志雄	瀬尾 正
持尾利久	小黒將永	藤村又彦	船生利重
小笠原計三	森山悟朗	古閑義親	小山幸雄
川崎祐資	江川元祥	板倉彌三郎	柴崎武徳
深澤源造	兒玉與志雄	石川 忠	峰岸秀行
永島文夫			

而して席上勤勞體驗と共同訓練により學生隊員の心身鍛錬を目的とし長野縣諏訪郡原村八ヶ岳修練道場に於て第一回學生隊夏期内地訓練を舉行することとなり、本月二十一日より十日間實施し更に第二回を八月二十五日より十日間實施の豫定なり。

別記

大日本青年團學生隊結成趣意書

事變勃發以來既に三歳を閲し皇軍は至る處に赫々の戰果を收め今や我國は東亞新秩序の建設と皇道世界の實現に一段の躍進を致すことになりました。然しながら斯の如く長期戰の段階に入り、人材物資愈々多きを要するの時、内にはやゝもすれば現状維持的退嬰的思想の流るゝあり、外には英佛露等の思想的、經濟的壓迫策動甚しく邦家の前途益々多事多難ならんと居ます。

さればこの難局を突破し皇戰の目的を達成せんが爲にはあらゆる昏迷の根源たる外來の歪曲思想を掃拭し國內矛盾の相剋を排除し眞に國の總力を擧げて 天皇陛下に歸一し奉らねばならぬのでありましてこれ實に皇道維新の避く可からざる所以であります。惟ふに社會革新の推進力となり國運進展の礎石たり得る者は實に其の國の青年に外なりません。茲に於て大日本青年團はさきに其の全面的改革を斷行し、命令を奉じ、綱領に則り、全國青年一心の態勢を整へ時局の進展に應じ以て皇運扶翼の大道に邁進すべく立ち上つたのであります。而も皇道維新は政治經濟文化等凡そ國民生活全般の革新を包含するものなるを思へば將來日本の指導者たるべき學校の協力團結こそは正に現下喫緊の要事と云ふべく勤勞奉仕、大陸訓練又は農村工場等に於ける實際修練を通じて從來の

國家(農本)主義運動の狀況

學校教育の缺陷を補ひかくて更に勤勞青年と有機的に結合することにより我が國青年運動も亦全きをを得て眞に其の力を發揮し得るのであります。我等生を彌榮の邦上に奉け負荷の重きに感激する者世界量化的大任を光榮ある責務として此處に大日本青年團學生隊を結成し協心戮力以て宸慮に副ひ奉らんと念願致す次第であります。

大日本青年團學生隊綱領

我等學生隊は天祖の皇謨を奉じ協心戮力以て大日本皇國學生たるの本分に邁進す。

大日本青年團學生隊規約(案)

- 一、本學生隊は大日本青年團學生隊と稱す
- 二、本學生隊は全國高等專門學校、大學校學生生徒及び卒業生を以て組織す
- 但し卒業生の年齢は三十五歳以下を原則とす
- 三、全國を第一區(關東)、第二區(樺太、北海道、東北)、第三區(近畿、中部)、第四區(朝鮮、臺灣、中國、四國、九州)の四區に分つ
- 四、本學生隊は中央本部を日本青年館に置き各區に區本部、各學校に學校部を置く
- 中央本部に中央委員會及び常任委員會を設く

國家(農本)主義運動の狀況

中央委員會は隊の重要な事項につき審議決定す  
 常任委員會は中央委員會の決したる事項に基き常務を審議決  
 定す



註 補導課員は總て組織訓練を兼務するものとす

五、本學生隊は左の事業を行ふ

- (一) 訓練 内地及大陸に於て左の訓練をなす
- (イ) 合宿訓練 内原訓練所、八ヶ岳修練農場其他適當なる施設の援助の下に之をなす
- (ロ) 勤勞奉仕 農林省、帝國農會、商工省、企業院、鐵道省、陸海軍省其他關係各官廳及團體の協力の下に森林治水開墾道路の修繕其他生産力擴充に關する奉仕作業を行ふ
- (ハ) 大陸訓練 拓務省、滿洲拓殖公社、滿洲移住協會、内原訓練所其他と連絡をとり大陸に於ける軍役奉仕、現地見學、合宿訓練勤勞奉仕をなす
- (ニ) 徒歩旅行 青年宿泊所を利用して史蹟巡禮をなし心身の鍛鍊をなす、各宿泊所を中心とする座談會等に依り學生と青年の融合一體を圖る
- (ホ) 勤勞青年との合同訓練出來得る限り多くの機會を作り勤勞青年との合同訓練を行ふ
- (ヘ) 動員訓練
- (ト) 其他
- (二) 研究調査
- (イ) 日本學の研究 指導精神を確立し、新文化の創造に寄與せんとす
- (ロ) 時事問題の討議 時局認識を深め國策の進むべき道を明かにす
- (ハ) 機關紙其他出版物の發行

Doc. 3202

七、排英運動の狀況 (一)

- (一) 其他必要なる諸調査
- (二) 各國青年との提携
- (三) 講演會
- (四) 其他
- (五) 經費 本隊の經費は補助金、寄附金其他の收入を以て之

天津英租界當局の抗日テロ犯人引渡拒絶問題を契機として捲き起されたる排英運動は燎原の火の如く全國的に伸展しつゝありたるが、俄然日英東京會談開催を前にして運動活潑化し、全國的に展開せらるゝに至り、國家主義陣營は勿論自治團體郷軍其他の團體にありても國民的輿論の動向を反映して敵性英國排撃の一大國民運動に結集され將に白熱化せんとするの觀ありて別項記載の如く演說會、講演會、市民大會を初めとし排英示威の街頭行進署名運動の大衆的行動展開され、就中本月中開催されたる排英國民大會は實は三百七十八件(參加人員約八十五萬)の多きに達し、街頭示威行進に参加せる者四十萬餘に登る狀況にありたり

而して本運動取締方針は一般國民の間に自然に蘊釀されたる國民的感情たるの本質に鑑み不穩矯激に互り或は大國民たるの襟度を失するが如き行動なき限り、國民自然の輿論の反映たる限度に於て許容せられたり。

本月中に於ける排英運動の狀況左記の如し。

- (一) 排英大會
- (1) 關係市町村別

市	一六四回
町	一七二ヶ
村	四二ヶ

國家(農本)主義運動の狀況

國家(農本)主義運動の狀況

計 三七八

- (2) 主催團體別
  - (イ) 自治團體關係者 一九二回
  - (ロ) 國家主義團體關係者 六五
  - (ハ) 新聞社 四〇
  - (ニ) その他團體有志 八一
- 計 三七八
- (3) 合同者延人員 八四六、〇四一名
- (二) 排英講演會 一〇七回
- (1) 回数 九六、六八七名
- (2) 延人員 一〇七回
- (三) 排英宣言決議要請書進言書電等 一八三回
- (1) 自治團體關係者 一八三回

四二

(五) 排英運動の特異なるもの

別府	石川	大阪	山口	東京	滋賀	
運動團體	金澤國防懇話會	全日本専門店聯盟	大日本護國軍	新興映畫會社	八日市町反英町民大會	
概	排英運動の爲め代表者大山俊雄其他を上京せしむるに當り全員白裝束にて上京せんとしたるも論旨中止せしめたる處、本月十五日全員十六名白襟にて金澤驛發上京せり。今般全國的排英運動を一環として各加盟店をして英國製商品のポイコット運動を行はしめんと計畫しつゝありたるが論旨中止せしめたり。	下關市紅石山上所在英國領事事務官エス・エイ・リンガ氏の私邸が下關海峽を一眺し得る海拔百米の高所にあり防禦上遺憾の點ありとし標記本部員濱崎健等右翼分子は下關市民排英大會の決議なりとして私邸立退運動中なるが外下關市會に於ても之が立退勧告決議を爲す等の事あり。同領事は目下之が對策考究中なるが同警察部に於ても之が立退勧告決議を爲す等の事あり。不當なる壓迫を加へんとするが如きことなき様警戒中なり。	直系劇場の入口に「敵性英國人ノ入場御断り」なる看板を掲出したるも論旨撤去せしめたり。	街頭行進に對し小學生を參加せしめんと計畫ありたるが論旨中止せしめたり。		
要						

滋賀	徳島	京都	石川	福岡	兵庫	神奈川	和歌山	和歌山	岡山市	長崎市		
太湖汽船株式會社及琵琶湖ホテル	大日本生産黨	丸物百貨店		若松市料理屋組合	尼崎ダンスホール	反英市民同盟	青 年 會	大義會(漢宗一)	青 壯 年 會	西 旅 館 組 合	新 聞 記 者 團	西 洋 料 理 組 合
英國人の琵琶湖遊覽(英國人の遊覽客は年約五〇名)乗船をこの際禁止することに決定八月五日會社出札口に「英國人乗船御断り」の張りを出したるが論旨撤去せしめたり。尚觀光「ホテル」たる琵琶湖ホテルに在りても私に記の如き英國人の宿泊を禁止する計畫をなしつつあるやの風評ありたるを以て未前に論旨中止せしめたり。	縣下に於ける街頭署名運動に際し白紙に「卒堵婆」を畫きその中に「打倒英國」と記載せんとしたるも論旨中止せしめたり。	「ジョウインド」に排英漫畫及スローガンを掲出せるを初め市内商店にして排英ビラ、ポスターを掲出するもの相當ありたり。	日英會談に際し幸運の手紙を眞似たる反英葉書を郵送せる者ある模様なり。	六月二十四日「英佛人ノ入場禁止」又ハ「援蔣英佛人ノ出入ヲ禁ズ」との看板を各店頭に掲出したるが論旨中止せしむ。	七月十七日全國的國民輿論となりたる排英運動に則し「英國人の入場拒絶」の決議をなせり。	七月二十四日開催の横濱市に於ける「反英市民大會」宣傳のため會場山下公園に「アドバルーン」掲揚氣勢を揚げたり。	縣下白濱温泉青年團「英佛人ハ旅館ニ泊メナイ、バスニ乗セナイ」なる旨の決議をせんと計畫しつゝありと問合せありたるに付論旨中止せしむべく指示せり。	七月二十二日オートバイ、サイドカー、自動車六を一隊とし約三十名之に分乗し英國排撃の幟を立て途中撤文を撤布しつつ市内を行進せり。	役員協議し排英スローガン十八を作成自町内各店頭貼付せるがスローガン中「敵性英國人ニ飲食物ヲ賣ラズ」敵性英國人の來店を断る等のものあり論旨撤去せしむべく指示せり。	八月十日長崎全新聞記者團四〇名は排英協議會を開催の結果排英運動方法等につき協議したるがその決議中「英國領事館の日本人使用職員辭職要求の件」なるものあり論旨中止せしむべく指示せり。	八月十一日業者一齊に「打倒英國、英國人の入場を嚴禁す」と墨書せる紙片を門戸に掲出せるが其の他同市各料理業組合に於ても漸次此種行動に出でんとする傾向にあり論旨中止せしむべく指示せり。	

國家(農本)主義運動の狀況

四三

## 無産政黨運動の状況

## 一、社會大衆黨の動靜

(一) 労働國策の決定 事變下産業報國の新事態に對處する、労働國策樹立の問題に關しては月報五月號所報の如く既に特別委員會の成案を得たる所なるが、同案基本原則第四項に對する黨の有力支持労働組合たる、全日本労働總同盟會長松岡駒吉を中心とする舊總同盟一派の反對は依然として強硬なるものありて、黨の所期せる方針を強行するに於ては右松岡一派との紛争軋轢を益々激成して黨の分裂を必至ならしむるに至るべく斯くては、今秋の府縣會選舉對策上極めて不利となることを考慮し、又幹部中にも個人的立場より努めて摩擦を回避せんとするの空氣濃厚なるものありたる爲、黨は從來の毅然たる態度を更め妥協修正を以て一應黨の結束を持続することとし、其後政務連絡委員、代表者等を擧げて屢々折衝せしめ常任執行委員會に臨むこととせり。

斯くて本月一日の常任執行委員會に於ては(片山以下一六名出席)本問題を重要議題として審議を進むることとし、先づ三輪壽壯より「労働國策の基本原則第四項」

産業労働の組織を「部分的階級的組織より」國家的全體的の見地に立つ組織に發展せしむること。

は其の後數次の懇談會に於て折衝の結果「部分的階級的組織より」の一〇字を削除することとせり」と報告したる所、松岡は曩に開催せる連絡委員懇談會の申合せを無視し更に同項末句の「國家的全體的の見地に立つ組織」の「組織」を「もの」と修正すべしと強硬に主張し、又三輪、河野の兩名は之に反對したる爲、茲に豫期せざる議場の紛亂を生じ、議事の進行不能に陥り

たるを以て約一時間の休憩を爲し、其の間松岡、西尾の兩名は別室に於て密議を凝らし(西尾より松岡に對し讓歩方を懇説せるものゝ如し)再開後、松岡は前記の主張を撤回したる爲茲に危機を脱し、一同の承認を経て漸く労働國策の決定を見るに至り、更に本月二十三日の中央執行委員會の承認によりて正式に決定せり。

(二) 排英運動の展開 黨本部に於ては、天津租界問題東京會談開催の前日たる本月五日本部に緊急常任執行委員會を開催し、聖戰目的達成の爲には東亞に於ける英國の勢力を徹底的に打倒することを要すと爲し、排英運動に關する方針を決定、全國各府縣聯合會に對し「排英運動に就いて」と題する指令後記(一)を發し具體的方針を指示して全組織の活動展開方を懇願すると共に政府當局に對しても所期の主張貫徹に邁進することを要請すべく同日直に河上丈太郎、龜井貫一郎、河野密、阿部茂夫、中村高一の各常任は黨を代表して平沼首相及陸、海、外各相を歴訪して後記(二)の如き決議文を提出せり。

其後七月十五日の常任執行委員會に於ては「日英會談は順調に進展されつゝある所なるも老獪なる英國の外交方針よりして其の前途豫測を許さざるものあるを以て政府に對し臨時議會召集の奏請方を要請し、全國民に日英東京會談の眞意義を徹底せしめ、國民の總意を反映するの要あり」と爲し河上、河野、龜井、阿部、中村の五名を實行委員として本運動を具體化せしむることに決定せり。而して右實行委員は七月十七日總理大臣官邸を訪問後記(三)の如き要請書を提出し翌十八日中村、阿部の兩代議員は、本件を議會各派交渉會に提案し、衆議院の名に於て意思表示を行ふべく衆議院書記官長及各派代議員等に連絡せり。

右指令に基づき各府縣聯合會に於ては別項の如く夫々果敢なる運動を展開する所ありたり。

後記(一) 決議文

英國の援蔣政策は今次聖職の目標たる東亞新秩序の再建にとり最大の痛であるが、今尙天津租界問題につき我現地當局の提出せる四ヶ條の條件は租界問題に關する最少限度の要求なることを認め、日英東京會談に於ては我代表が徹底的に此の主張を貫徹せられんことを望む。尙政府はこれを契機として英國の援蔣政策を斷然拋棄せしめよう所信に邁進せられんことを期す。

昭和十四年七月五日

社會大衆黨常任中央執行委員會

後記(二)

指令 第八號

常任中央執行委員會

昭和十四年七月十一日

排英運動について

英國の援蔣政策は今次事變に於ける我國の東亞建設途上最大の障礙である。我黨は機關紙前號に於て排英運動の意義を闡明し、全黨員に之が徹底を計つたが、支部及支部聯合會は更に之が具體的活動を展開せられんことを望む。即ち

一、各地に排英國民大會、府縣民大會、市町村民大會を開催し、大國民運動を展開し國策の貫徹に協力すること

二、排英運動は各種大會演說會、講演會、座談會、研究會等我黨

(三) 府縣會選舉對策

本黨の府縣會選舉對策は既報(月報六月號參照)の如くにして其後七月十一日、各府縣聯合會長宛「立候補並に選舉區の豫定内申方の選舉部通達を極秘に發送し、着々其の準備對策を進めつゝあり、更に七月十五日の中央委員會に於て、片山、阿部、平野、河野、三輪、松永の六名を委員とする府縣會選舉委員會の設置を決定し、七月二十二日

主催の下に行ふもよし、又各團體と共同に相協力して行ふもよし、我黨主催の場合も國民的協力精神の下に實行せられたし

三、各種實行闘争に於ては排英決議をなし之を夫々の機關に傳達せられたし

例之總理大臣、外務大臣、陸海軍大臣、日英會談參加者、現地各機關——北京北支派遣軍最高指揮官杉山元大將、天津防衛司令官本間雅晴中將、天津總領事田代重徳、鄧天津市長、天津特務機關長柴山兼太郎少將

右排英運動は之を詳細に黨本部宛必ず報告されたし  
本指令は支部聯合會に於て複寫し所屬支部に通達せられたし  
右指示す

後記(三) 臨時議會開催要請書

日英東京會談は「東亞新秩序建設」の成否に關する重大問題であります。政府はこの際臨時議會を開催して帝國不動の方針と國民の總意を中外に宣明し以て目的の貫徹に邁進すべきものと信じます。

こゝに政府が臨時議會開催を奏請せられんことを要請いたす次第であります。

昭和十四年七月十七日

社會大衆黨

の中央常任委員會の席上、之に渡邊年之助、渡邊潜、織本侃の三名を幹事として参加せしめ、具體的對策の講究樹立に當らしめたる結果、後記の如き「昭和十四年府縣會議員選舉對策」の成案を得、七月二十三日の中央執行委員會の正式機關の討議を經黨の對策として決定を見たり。尙黨本部に於ては右中央委員會出席の爲地方幹部等の上京を機として翌二十四日本部に選舉對策に關する懇談會を開催し、(本部平野學以下五名、地方廣島前田榮之助以下二三名出席)本部側より選舉對策樹立の資料として地方幹部の意見を求めたるに對し、地方幹部より

- (1) 市議にして府縣會議員を兼ねる方針(一九二役主義)は黨の政策上適當なりや否や検討の要あり。
- (2) 物資動員下に於ける選舉なるを以て資源愛護の精神に則り對策の樹立を望む。
- (3) 選舉應援辯士は個人的情實を避け本部の統制下に活動せられ度きこと。
- (4) 宣言書の草案は至急作成せられ度きこと。

等の意見ありたるを以て本部側より之を尊重して善處する旨を述べ散會せり。

(後記) 昭和十四年府縣會議員選舉對策

選舉活動の基準

支那事變處理と新東亞建設に國運を賭け、國民の關心がこれに集中してゐる際、今秋の府縣會選舉を單なる地方的部分的問題に陥して投票を集むるに汲々たる態度に出づるは、革新的國民政黨の一員たる我黨員の爲すべき所業に非ず、否かゝる態度に始終せば却つて吾黨と國民とを遊離隔絶せしむるのみである。

事變の進行は、全國各地方を一致指導の下に強力に調整し、部分的對立と偏差を排除せんとする方向に在る。即ち全體は部分

の處を得たる發展を希ひ、部分は全體の強力なる目的遂行に協和せんことを要請されてゐる。故に今次事變下の地方府縣會選舉に當つては、この根本底流を把握し、

地方的問題を國家的全體に添ふやう批判調整し

國家的命題を地方的に生かし強化するやう努力し

黨の戰時推進政策に基づき具體的事例を擧げて、聖戰目的貫徹のため吾黨が年來主張してゐる國內革新斷行の強力なる政治組織「國民の黨」の結集、強化、擴大に選舉活動の第一目標を置くを要す。

選挙政策

(1) 行政

- イ、選挙公正の徹底
- ロ、徹底的選挙公営
- ハ、府縣の學務、經濟行政の責任者に府縣民登用
- ニ、府縣厚生部の新設
- ホ、産業的區劃による府縣の整理統合

(2) 財政

- イ、地方的負擔不均衡の是正
- ロ、國家委任事務費(例へば教育費の如き)の全額國庫支辨
- ハ、地方財政調整交付金制の確立
- ニ、戦時負擔の徹底的均衡
- ホ、地方税制の根本的改革

(3) 産業政策

- イ、産業組合、工業組合、商業組合、貿易組合の調整擴充と生産力擴充
- ロ、商業免許制の徹底と配給組織の整備改善
- ハ、立地經濟開發と産業道路交通計畫の組織化
- ニ、公費負擔による犠牲産業の革新的更生
- ホ、中小農工商業者への簡易低利金融策樹立

(4) 社會

- イ、銃後生活の安定
- ロ、軍事援護事業の強化

(四) 中央執行委員會開催状況

黨本部に在りては屢々開催せる政策委員會に於て中央執行委員會に提出すべき議案とし

ハ、物價騰貴抑制

- ニ、文化機關の擴充
- ホ、輕費、無料醫療機關の充實

選挙スローガン

- 1 國民の黨で國內革新斷行!
- 2 新東亞の建設は國民の黨で!
- 3 國內革新の斷行、新東亞の建設!
- 4 成金絶滅の税制改革!
- 5 戦時超過利潤の國庫への還元
- 6 戦時經濟の強化確立!
- 7 犠牲産業人の徹底的救済!
- 8 銃後生活の安定! 聖戰目的の貫遂!
- 9 社會大眾黨へ! 國民の黨へ!

候補者銓衡の基準

- イ、黨員たること
- ロ、相當の黨歴を有すること
- ハ、國民の黨の指導者としての人格を認められる者たること
- ニ、地方的便宜主義は絶対に之を排すべきこと

候補者の公認手續

各府縣聯合會の推薦する候補者に對し、黨本部に於て公認す。尙各府縣聯合會は公認申請に當り、文書を以て候補者の氏名、生年月日、住所、職業、黨員經歷を報告し、且寫眞を添附すべきものとす。

て「戦時推進政策」の原案作成を急ぎつゝありしが、其の内容の一項たる「新イデオロギイの建設」は窮極に於て労働組合及産業報國會の問題に論及することゝなる結果、労働組合との摩擦を再燃する虞ありとし、本月十八日の會合に於て之を抹殺することゝし、更に翌十九日の各部長連絡會議同二十二日の中央常任執行委員會等により準備を完了したり。然るに黨の「上半期活動報告書」及議案中には不穩當と認めらるゝ章句ありしを以て警視廳に於ては、事前に責任者河野密を召致し警告を發したる爲河野は之を任意訂正せり。

斯くて七月二十三日豫定の通り午前十時三十分より芝區芝公園協調會館に於て杉山元治郎以下七九名出席、片山哲、河上丈太郎を議長とし平野學の開會の辭によりて開會せり。

當日は安部委員長は旅行、麻生書記長は病氣にて共に缺席せる爲、委員長の挨拶を河上、書記長の書翰を平野夫々代讀し議長(片山)の挨拶、一般報告(平野)を終り、三輪より労働國策樹立の經過を報告するや、労働組合派松岡の股肱たる原虎一、井堀繁夫、土井直作等より執拗に反幹部的質問を繰返したる爲、議場は稍混亂の兆を呈したるが、大阪、西村菜一より質問打切報告承認の動議を提出し、次で河野より外交報告あり以上三報告を承認と決定せり。

次で午後二時再開後は議長河上と交代して議事に入り、

(イ) 排英問題に關する件 阿部茂夫説明「決議文」を朗讀可決し之を首相、外、陸、海各大臣に提出の爲本部員河上以下四名、地方代表一〇名の代表を以て翌二十四日訪問することに決定。

(ロ) 昭和十四年度府縣會選舉對策の件 片山、三輪の兩名より説明し別記(前掲)の通決定。

(ハ) 我が戦時推進政策(別項研究資料欄参照) 河野、山崎、角田、喜入等より各分擔説明、大門義雄、井堀繁夫等

(労働組合派)より交々「本議案中には労働組合の否定を暗示するが如き字句あり、且本部は現在の官僚獨善的指導による産業報國運動の缺陷を無條件に認めんとするものなりや」との質問を發し、又々混亂を再燃せしめんとしたるが漸く沈靜に歸し青森、西村菊次郎より本議案中の第三項「戦時農業生産力擴充對策」の修正を提案之を採擇決定せり。  
斯くて午後四時四十分閉會後、曩に皇軍慰問旅行より歸國せる野溝勝、井上良二兩代議士より天津租界封鎖の状況其他現地に關する談話ありて散會せり。

## 労働運動の状況

### 一、産業報國運動に對する労働團體等の動靜(一〇)

産業報國會の組織的發展は其後益々躍進の一途を辿り、時局下國家總動員體制の一環として、全産業人の渾一體の組織體制として、我國産業労働部門に於ける新秩序建設への發展的動向を示さんとしつつあり。而してその組織状況は、本月二十日現在に於ては概約、報國會數五、四〇〇、組織人員一、八五〇、〇〇〇人(以上何れも正確には尙増加の見込)に達するに至れり。當省にありては産業報國會が將來單り労働行政の中核的組織としてのみならず、本質的にはその思想的重要性を具するものなるに鑑み、特高警察としての立場より之が指導育成に積極的協力の必要なる所以を指示して六月十二日附警保

局保發甲第一三號を以て警保局長より各地方長官宛左記通牒を發送する處ありたり。

尙、既報後に於て本運動に對する労働組合の動靜として注意を要すべきは、本運動對處方針を繞る全日本労働總同盟内部に於ける舊總同盟、舊全勞兩派の對立抗争にして、斯る兩派の對立は本問題を中心的對策とせる社大黨の労働國策樹立問題に於ける兩派の論議並に舊全勞派幹部茅野真好除名問題等の發生によりて益々分裂不可避の動向を辿るに至り、遂に七月二十四日の中央委員會に於て完全に袂別するに至れることにして、右分裂後に於ても兩者は何れも依然當初の主張を固持し、舊全勞派にありては産報俱樂部結成連絡委員會を設置することとなれり。

左に既報後に於ける夫等の状況について敘説すべし。

### 左記 産業報國會の指導に關する件

勞資一體、産業報國精神の普及、徹底を目的とする産業報國運動は客年八月二十四日附厚生省發勞第五五號(勞資關係調整方策實施に關する件厚生・内務兩次官依命通牒)の次第も有之、爾來各位の御配慮と産業労働界の時局認識とに相俟ち順調なる發展を遂げ、産業報國會の全國的結成は漸を追ふて増加の趨勢を示すに至れり。然るに時局の進展と其重大性とは本運動の國家的使命の重要性を益々倍加せしめ、茲に政府自ら中心となり、其積極的指導によりて産業報國會の擴充強化を図ることとなり、曩に厚生省發勞第二七號(本年四月二十八日附産業報國聯合會の設置に關する件、厚生・内務兩次官依命通牒)並に同第二八號(同日附産業報國聯合會設置要綱に關する件、労働・警保兩局長依命通牒)等の通牒を見るに至りたる次第なり。

惟ふに本運動は全産業人に對し國體の本義に則り、産業の國家

的使命の重要性を自覺せしめ、産業を通じて皇運を扶翼し奉るの經營精神と勤勞精神との確立を圖り、以て勞資一體事業一家の實を擧げしむることを根本目標と爲せるものにして、即ち從來全産業人をして個人主義的、功利的、營利的觀念の弊風に墮せしむること甚だしかりし唯物的乃至階級的思想を根本的に超克し、純乎たる皇國産業道の眞姿顯現を以て其の本旨と爲すものなるを以て、其思想の重要性は頗る大なるものありと謂はざるべからず。

今や我國は聖戰目的完遂上極めて重要な局面に立ちつつあり。之が爲、時局處理に必要な生産力の擴充強化は必至的要請として強行されつつある實情なるに鑑み、之が基礎的條件として産業部門に於ける日本精神の顯現と依て以て産業秩序の確立を期せんとする本運動の重要性は蓋し言を須ひずして明瞭なる處なり。特高警察としては彼上本運動の重要性に鑑み、各事業場に於て其の精神を具現せしむべき産業報國會の充實發展に付ては常に至

大の關心を以て臨み、之が積極的指導に努むべきこと極めて緊切なるものありと認めらるるを以て、其指導育成に關しては曩に厚生省發勞第三七號(五月二十二日附産業報國會の指導方針要綱に關する件)を以て通牒有之たる趣なるも、尙當面其運営等に關しては、右指導方針によるの外特に左の諸點に留意し、指導育成上萬遺漏なきを期せらるる様致度候也

記

(一) 産業報國會の本質的使命に鑑み、其結成後に於ける運営状況に付ては常に綿密なる視察を怠らざると共に、其指導育成に付ても萬全を期し、夫等の状況並に結成後に於ける影響(特に從

業員の精神並に能率状態等に對し、其他各方面に及ぼせる影響)等に關しては詳細且具體的に報告すること。  
(二) 産業報國會並に其運営等に對する經營者、従業員並に廳府縣其の他の希望乃至意圖及意見、其の他参考事項等に付ても報告を爲すこと。  
(三) 産業報國會の秩序を紊し、又は其健全なる發展を阻害する等妨害乃至反對的舉措に出づる者に對しては其具體的實狀に即し、指導乃至取締等適切なる手段を以て臨むこと。  
(四) 以上指導、取締等に付ては其萬全を期する爲關係廳府縣相互間に於ても情報交換其の他の連絡に努むること。

(一) 産業報國聯盟 月報四月分並に五月分に於て既報の如く、政府の産業報國運動に對する指導一元化方針の確立により本運動指導者の養成乃至その精神の普及徹底に於て右政府の方針に協力的立場を採ることとなれる本聯盟にありては、兩來主として東京並に各地方に於ける指導者養成に主力を注ぎ、或は自ら主催者となり、或は厚生省並に地方廳の主催に係る講習會に對し協力する等、相當活潑なる活動を爲しつつあり。尙七月四日には労働組合關係専門委員の産業報告會運営に關する懇談會を開催し、奉公聯盟、産勞、組合會議、全總(舊全勞派)海員組合、海員協會等より専門委員十一名出席し、主として組合と産業報國會との關係を中心論題として、又翌五日には専門委員會を開催、産業報國會の運営方針を中心問題として種々懇談を爲す處ありたり。

(二) 日本労働奉公聯盟(日本主義) 本團體東京聯合會にありては、六月二十九日、執行委員會を開催せるが、席上會長高山久藏より「産業報國會は運用を後にし、出来るだけ多く結成すること」「今後は一層意義あらしむる爲最前線に立つて結

成促進と共に、労働組合の解消に向つて進むべきこと」然し乍ら「我聯盟は何時解散しても良い準備は出来て居るが、政府の態度が判然しないのに、當方ばかり解散しても効果なしと思料せらるるを以て慎重に考慮すべきこと」等の意見開陳あり、而して斯る本團體の態度を明確にし、且産業報國會組織運用に關し政府に進言する爲中央委員會を開催すべき旨の決定を爲せり。其後七月十七日本團體幹部今井武吉(大阪聯合會々長)石井光長(愛知縣聯合會々長)露久保賢治(三重縣聯合會々長)並に高山久藏等四名本部に於て會談したる際、高山は産業報國運動と本團體との關係に關し、以上の如き意圖を吐露し、爾餘の三名も之を諒承したる模様なるが、本團體幹部の斯る態度は從來産勞と共に日本主義労働團體の中心主流としてその組織の強固を誇り來れる本團體も、近時に於ける運動の極度の頹勢と、一面關係事業場に於ける産業報國會の結成によりて漸次組織的崩壊への道程を辿りつつあるに鑑み、その將來の動向を卜する上に於て極めて注目を要するものと謂ふを得べし。尙、本團體にありては機關誌「産業と労働」(六月十五日附第十五卷第五號)に於て「産業報國運動軌道に乗る」と題する卷頭論文に於て左の如く論ずる處ありたり。

—(前略)—今日の如く日本の國情、國柄からして勞資一體が主張されて、政府自ら默認の型でなく、起つて責任の地位に付かんとするならば、労働組合の使命は解消されるの期近しと謂はなければならぬ。むしろ、労働組合の指導者は、共に立つて労働組合解消の期近からしむるの努力を政府、經營者と協力して爲さねばならない。

自主的労働組合は今日所謂團結権を奉還するの努力こそ日本精神でなければならぬ。産業の眞の發展は、心からの協力なくして爲されるものではない。その命令や統制が二元的にも、三元的にもなることは産業上の正道ではない。此の事は國家の機構が整備され、政府の認める公規に依つて指導、協力、監督が執行されるべきである。今日自由主義國の如く、勞資

の存在を肯定し、階級的、自主的の團體を公認する國ならば兎に角、一國一家の機構を絶對とし、勞資の對立を否定し、勞資一體が國是から産業國策の根本精神と爲す以上、英斷果敢、一刻も早く産業報國運動の方針を明快に指示すべきである。更にこれは自主的労働組合に云ふのみでなく、苟も一方的なるものは所謂企業家側に於ても存在する對立的なるものにして、此際政府は斷乎たる方針に出づべきである。これは尠くとも從來より労働組合の指導的立場にあるものの責任上等しく希望する處であらう。

(三) 全日本労働同盟 産業報國運動に對する本同盟の態度が終始勞資關係の現實面を云々して、自主的労働組合の存続と、産業報國會との併立の所謂二元的主張を堅持しつつあることに關しては既に本月報屢説の如し。而して本同盟の斯る産業報國會對處方針については、其後内部的にも労働組合を解消して産業報國會に全面的に融合せしむべしとする主張が、舊全勞派分子によりて提唱され、依然として組合、産報二本建の方針を固守せんとする舊總同盟派の主張との懸隔は、更に支持社會大衆黨の労働國策樹立問題を繞り、労働組合の本質に對する見解論の相異に依り一層兩派對立の溝を深化せしむる結果を招来しつつある状況についても、一應月報五月分に於て敘説し置きたる處なり。而して斯る内部的相剋對立は、其後時日の経過と共に益々熾烈化し、舊全勞派が組合解消後産業報國運動に對する側面的促進、協力機關として設置せんとする「産報俱樂部」(假稱)結成運動の具體化と共に、兩派の對立は其方針に於ても、感情的にも一層分裂必至の動向を豫見せしむるに至れり。

一方前敍社大黨の労働國策樹立問題は、兩派代表間に於ける幾多論議の末、本月一日の中央常任委員會に於て一應原案を修正して妥協するに至れるが、(詳細については別項「無産政黨運動」の項参照のこと)這は黨として來るべき本秋の地方議會選舉對策其他黨としての特事情の考慮に基くものに外ならずして、兩派の對立は却つて其見解の相容れざることの明瞭となるに従ひ一層熾烈となり、加之、本同盟所屬關東紡織労働組合吾嬬支部が、時局認識と産業報國會への積極的協力の爲、六月十日解散するや、之が解散の指導に參畫したりとして副組合長茅野眞好(舊全勞派副中央委員)が本同盟より除名處分に附せらるるに及びて兩派の分裂は最早不可避となり、遂に七月二十四日開催の本同盟中央委員會に於て兩派完全に袂別するに至れり。

而して分裂後に於ける兩派の産業報國運動に對する方針は、何れも依然として當初の主張を一貫して持續する模様にして、舊全勞派にありては翌二十五日在京委員會を開催し、産報俱樂部結成連絡委員會を設置することを決定せり。

(四) 全編・全大阪市従業員組合 本組合にありては豫て月報屢報の如く、都市從協・大阪地協關係僚友團體と提携し、大阪市の産業報國會結成促進と組合側意見の浸透に努めつつありたり。而して本年五月二十九日市當局より「大阪事業報國會設置要綱」として告示せらるるや、之に對しては名稱其他機構等に於て、組合側の希望との懸隔甚だしとして之が是正を要望、非難的態度を示せるも、結局該要綱に基く事業報國會は幾多缺陷あるも一應積極的に協力し、逐次改善に努むることに決定せり。尙本組合所屬土木部支部聯合會(組合員約五七〇名)にありては、時局の重大性と、事業報國會の結成に鑑み組合解消論擡頭するに至り、六月二十九日の支部代表者會議に於て解散方針を決定する處ありたり。

(五) 産業報國會結成に伴ふ組合解散状況

府縣	組合名	状況
大阪	全總大阪金屬労働組合鶴町第一支部 (舊全勞派組合員七〇名)	時局認識と産業報國運動の進展に刺戟され、六月三日職場たる丸善石油大阪製油所工場長等の臨席の下に組合解散式を舉行せり。
警視廳	全總關東紡織労働組合吾嬭支部 (組合員二四〇名)	時局認識と産業報國運動の進展に刺戟を受け、職場たる大東紡織株式會社に於て産業報國會の結成(六月十八日)に先立ち、六月十日臨時總會を開催し、支部解散を決議せり。

### 農民運動の状況

#### 一、大日本農民組合の情勢

(一) 東京 農民團體關係代議士懇談會 七月十四日午後七時より同九時迄麴町區永田町二ノ三〇、麴町茶寮に於て首記懇談會を開催せるが、參會者は、大日本農民組合側代議士三輪壽壯、同須永好、社大黨農村部長角田藤三郎、日本農民組合總同盟代議士片山哲、恒次東洋雄、日本農民聯盟代議士由谷義治、同杉浦武雄、山名正實等にして會費三圓を以て晚餐を共にしたる後、角田藤三郎より農村運動に於ける各派共通點は土地問題であることを説明して、一、家産制強制自作農制二、公定小作料 三、土地の國家統制 四、農業組合等の問題を解決する爲、此の種會合を續開して研究を進め、運動の中心を農村土地問題として各派合流して行き度い、と提案したるに對し、會合の名稱、組織、目標等に關する種々意見の交換を爲したるも纏りなく再會を約して散會したるが、右會合は各頭書の如く、從來に於ては思想的に對立せるものにして、斯る會合を持ちたることは相當注意すべきものあり。

(二) 大阪 大日農大阪府聯にありては、七月十六日、布施市東足代府聯事務所に於て、大阪府聯合會支部代表者會議を開催したるが、會同者は、會長杉山元治郎、常任理事石原信二、亀田得治、書記西納補太郎外二十五名にして、杉山は我國現時の國際情勢と銃後國民特に農民としての覺悟につきて述べたる後、農産物増産と農村勞力不足に關して、「人が不足の農村では共同作業の必要も起つて來る譯であるが、之に對する唯一の方法は土地の交換分合を行ふ事であればならぬ、農民は農業報國には渾然協力を惜まないが、政府は農業報國の出來易い様にしてやらねばならぬ」と述べ、石原は争議報告を爲したる後「最近地主が攻勢に出て來る様であるが吾々ももつと活潑にやりたいと思ふから、皆様も支部と支部との連絡を密にして善處せられ度い」と述べ、西納も「最近の小作争議は地主攻勢、小作人防衛の形である、農民組合は生産を中心に行かねばならぬといふ方針を執り、結局小作料の適正化、耕作權の確立運動」等を強調して補充的報告を爲し懇談的に各支部情報報告に遷りたるが、萱振支部より、「地主が現在三段歩の土地を草原にして遊ばしてゐるのですが、増産計畫の喧しい折に何とかならないものか」との質問に對し、杉山は「之は民法の缺陷とでも言ひますか、日本の民法は個人主義で所有權絕對であるからでありまして、獨逸では最近民法が改正されました所有權に義務を負はすことになつてゐます、滿洲でも土地を國有にすると言つてゐるし、民政黨でも土地の改革を唱へて居る。從て總ては議會の問題となると思ふ」と答へ、最後に政府増産計畫に順應するよう農業報國に協力を説きて閉會せり。

(三) 山形 1. 大日農山形縣聯にありては七月九日自午後一時至午後四時半縣聯事務所に於て、役員會を開催した

るが、會同者は會長小島小一郎、常任執行委員柴田喜三郎外二十四名にして、協議事項は

- (1) 合理的小作料設定運動促進に關する件
  - 従來地主側より提出したる小作調停事件に就ては地主側に對してのみ代理人、輔佐人の選任を許可、小作人側に對しては之等の選任を許可せざるは至平なるべき國家の機關たる裁判所として甚だ遺憾にして、裁判所と地主との間に何等かの連絡あるものと思ふ。又従來の調停事件には常に地主側の代表委員ともいふべき今野、藤井の兩人が出席して我々組合員に對し妨害の形にあるが、之は合理的小作料設定運動を遅延せしむるものなり。従つて合理的小作料設定運動に對しては爾今左記手段を講ずること。

- 添はしむるよう關係當局に猛運動を開始すること
- ロ、今後の調停事件に對しては地主側の代表委員ともいふべき今野、藤井兩名に對する忌避の材料を極力蒐集すること
- を決定し、
- (2) 組合員の羽黒山神社參拜に關する件
  - 出征將兵の武運長久竝に合理的小作料設定促進祈願の目的を以て七月十五日參加人員約二百名位にて參拜すること
  - (3) 支部事務所移轉祝賀會を兼ね臨時總會を七月下旬開催すること
- 等をも併せて決定して閉會せり。

イ、組合員の小作調停事件には輔佐人として組合幹部を附き

2. 大日農縣聯(會長小島小一郎)は昭和十一年頃黨勢一時衰退したる爲、事務所を小島方に遷し現在に至りたるが、最近黨勢再び挽回し、黨員一千名に達したるを以て、専用事務所の必要に迫られ、七月九日莊内無盡株式會社より事務所を買収し、(買収金二千九百圓)會長以下の幹部制服を新調する等陣容を新にする所ありたり。

3. 縣聯に於ては其の主要地盤たる飽海郡を中心として展開中なる小作料三割輕減運動に對する組合員の團結を圖ると共に、新事務所開設祝賀會を兼ね第二回大會開催計畫中の處、本部より代議士三宅正一、社大農村部長角田藤三郎の派遣方内諾を得たるを以て、七月二十八日役員會開催の上、

- 一、縣聯第二回大會を八月二日飽海郡遊佐村遊佐劇場に於て
- 二、事務所開設祝賀會を八月三日新事務所に於て夫々開催すること

- と、し、大會議案として
- イ、皇軍將兵に對する感謝決議の件

ロ、排英決議の件

ハ、小作料合理的改訂の件

ニ、農地調整法小作調停法の運用に關する件

を提出することとし、決議案、宣言案、スローガン等を決定し散會せり。

ホ、役員選舉に關する件

ヘ、宣言

(四) 福島 大日農指導下にある伊達郡大田小作人組合にありては、豫て土地貸賃價格引下に伴ふ地主の負擔輕減と併せて近時農村生産費の増大を理由とする小作料の減額を地主に要求したるも妥協成らず、小作人畑善八外四十四名は地主中山與惣治外二十一名を相手として本年一月十八日小作調停を申請し、去る五月五日第二次調停委員會開催の結果、委員側より紛争なき分の小作料納入方態度せられたるが組合に於ては五月十四日組合長八卷宇之助方に會合し協議の結果、右委員側の態度を拒否、飽迄目的貫徹に邁進することに決し、其の旨地主に回答、不調の儘現在に及びたるが、最近組合員中解決至難と見越し個人的折衝を爲さんとするの軟論あるもの出づる情勢に至りたる爲幹部等は強硬態度を以て抑壓しつゝありたる所、七月七日八卷宇之助外三十六名合同の上緊急會議を開催し、(1)適正小作料の處分 (2)役員補充 (3)示談申込の可否につき協議したる結果、結局組合を強化の上闘争を繼續し所期の目的達成に邁進すべき事を誓約し、(1)の問題に關しては、組合員中には昭和十三年小作料の手持は殆んど消費し、加之今後本件解決の見透し付かざるより相當憂慮の態度にある者あり、假に本年中に解決するとも二ヶ年分小作料を一時に支拂ふは困難なるを以て、十三年度小作料を組合會計部に預入れ或は銀行預金を爲し置かざれば今後益、困難を豫想せらるゝを以て、對策につき協議したるも目下手持米の無き者多數なりし爲結局今秋の收穫後に於て昨年度分と共に二ヶ年分を預入れることに決定し、(3)に就ては、組合員中には地主に對し直接個人的に小作料引下を懇談せば案外容易に解決するにあらざやと爲す穩健派あるも、組合としては最後迄闘争すべきと爲して、斯る穩健派は

除名處分に附することを誓言して散會せり。

(五) 新潟 六月十六日午後三時より新潟市學校町三番町縣聯事務所に於て、大日農縣聯常任執行委員會を開催したるが、出席者は會長井伊誠一、書記長沼田政次、常任執行委員三宅正一外九名にして、三宅正一より中央情勢報告の後、議事に入り (1)縣聯大會開催の件(大會議案として イ、農業生産力擴充方策 ロ、開拓國策促進協力 ハ、土地問題解決等、大會講師には イ、青少年義勇軍内原訓練所長加藤完治 ロ、黨本部杉山元治郎を招聘すること) (2)縣會選舉對策の件 (3)夏期遊説の件 (4)夏期講習會開催の件等を可決し、之に基き各支部に對して指令及通達を發送せり。而して通達には大會議案作成に關する内容的意見を要望したるものにして左記各項につき指標を示したり。即ち

- (一) 農業生産力擴充方策に關する件
- (1) 勞力不足の實際と其の補給策
  - (2) 施肥料の變化の實際と其の理由、自給肥料生産の實際肥料確保の方策
  - (3) 農具其他生産資材の不足の實際とその確保方策
  - (4) 農家購入品の値上りと配給の實際、その改善方策
  - (5) 農産物價の變動
  - (6) 機械化の程度とその利弊
  - (7) 各種共同施設の實際とその成績
  - (8) 社會施設(託兒所、共同炊事、共同風呂)實施の效果
  - (9) 政府の補助、助成の方法の實際と批判
  - (10) 應召農家救援の實際と恒久救援方策
  - (11) 各種農業團體の活動に就て
  - (12) 農業生産力擴充方策の主眼點はどこか
- (二) 開拓國策促進の件
- (1) 移民に關する一般農民の理解考へ方
  - (2) 出身移民に對する評判
  - (3) 當局の獎勵方針並實施方法に就て
  - (4) 青少年義勇軍を出した動機と家庭の希望
  - (5) 移民募集成績の良否とその理由
  - (6) 移民後援事業に就て
- (三) 土地問題解決に關する件
- (1) 土地異動の最近の傾向と賣買の方法等
  - (2) 土地價格騰落の實際とその理由
  - (3) 小作料額並に減免についての傾向
  - (4) 最近に於ける爭議の實情並に傾向解決方法並に結果
  - (5) 自作農創設維持に關する關心と實施に當つての諸問題
  - (6) 耕地の交換分合の實際について

- (7) 耕作權問題に關する事例と農民の立場
- (8) 裁判所小作官警察當局の最近の取扱の態度について

- (9) 農地調整法實施後の状況
- (10) 土地問題の解決根本方策は何か

(2) 新潟市燒島沼周圍の各工場より排出する汚毒水が信濃川に逆流し、附近河川に流入する爲、沿岸耕地の米質低下、收穫減減稻苗の枯死等被害甚大なりとして關係農民より工場取締方陳情あり。關係者協議の結果一旦之等小河川の川口を締切る事となしたるも、新潟市にありては各物資の舟運及衛生上の由々しき問題なりとして、工場に對し操業休止を要望する所となり問題は三巴となりて紛糾するに至れり。而して大日農縣聯にありては、執行委員長今井一郎を龜田郷水害豫防組合對策委員會委員として本問題に参加せしめ農民側に有利に展開しつゝありたるが、偶々七月三日農業報國聯盟顧問有馬頼寧伯が新潟縣農産物増産計畫に基く活動狀況視察に赴きたる際、之に隨行したる聯盟理事杉山元治郎の紹介に依り、社大黨縣聯の名に於て陳情書を提出し、同日午後五時有馬伯の招致により旅宿を訪問、本問題に關し口頭を以て援助方を陳情せり。更に七月十八日、三宅正一と對策協議の結果本問題に關する恒久的對策樹立に關する要請書を作成し、縣廳各關係課並に北越バ Lup工場に提出せり。

(3) 大日農縣聯は、北日本農民組合と共同主催にて鐵道白新線敷設に對する敷地離作料地上物件補償料及用水路の舟運灌漑設備等の要求に關し部落民を勧誘糾合し、縣廳議員控室に於て關係官の出席を求め懇談會を開催したるが、關係地主等は本運動は農民組合幹部の政治的野心に基く組合の組織擴大を目的とするものにして、之に因り地主小作の階級意識を煽動するの結果となるを免れず、斯くては農村平和維持上由々しき問題なりとて奇々對策考究中、七月二十二日新潟ホテルに於て地主有志懇談會を開催し「離作料と土地價格」とを同額とし地主と別個に交付することには飽迄反對を表明するの要ありとし

て長岡建設事務所に陳情することゝ爲し、本問題の農民側の運動は其の眞意が不純にして地主小作問題の階級意識を煽動する虞あるものなるを以て之が取締方を内務省及縣知事に對し陳情することに決定せり。

二、日本農民聯盟の地方情勢

(一) 大阪農民聯盟 (1) 大阪府下北河内郡茨田町にありては、六月一日北河内郡諸堤村及古宮村を合併町制を施行、七月二日町會議員選舉を執行したるが、大阪農民聯盟より擁立したる西野政吉外二名の候補者は何れも當選したり。

(2) 七月二十四日自午後二時至午後三時布施市東足、大阪農民聯盟事務所に於て本部役員會を開催せるが、出席者は理事長田邊納、常任理事加藤充外二名にして、協議事項は

- (一) 對英問題に關する件(決定)
  - イ、七月二十二日理事長以下三名にて大阪ビル内英國領事館を訪問し排英決議文を突き付け、クレーギー駐日大使を通じ英本國へ打電方を要請すること
  - ロ、大阪農民聯盟及東方會主催の下に排英演說會を開催すること
  - ハ、市町村排英大會には積極的に参加協力し、尙各支部に於ても排英演說會を開催するやう指令を發すること
  - ニ、東方會布施支部擴大に關する件(決定)
    - 七月中に支部結成準備會を行ひ、月末迄には結成式を舉行すること
  - ヒ、早魃對策に關する件(決定)

等にして、第一の英國總領事に對する決議文交付の件は七月二十二日午前十一時豫定の通り會見の上決行せり。

(二) 千葉農村更生聯盟 主事石橋廣吉は聯盟結成以來活動中なりしも一般農民層の支持なく、僅かに舊全農全會派の一部に於て支持者を有するのみにして左翼合法運動なりとの非難多く、殊に最近幹部間に兎角圓滿を缺きつゝありて、本名は之が活路を大陸に求め居たる處、會長白井莊一の斡旋に依り七月末ハルビン所在農民合作社に就職の爲渡滿せり。

(三) 新潟縣農村聯盟 同聯盟南蒲地區事務所にありては七月二十日傘下支部長會議を開催し、排英運動方針決定に關し

協議の結果

- 1、各支部は町當局と協商の上排英演說會を開催すること
- 2、日英東京會談に對し
  - イ、抗議書を駐日大使宛送付すること
  - ロ、要請書を總理、外務、陸軍、海軍並現地代表に夫々送付すること

三、日本革新農村協議會の情勢

(一) 東京府 (1) 東京市芝區田村町四丁目六番地昭榮ビル内日本革新農村協議會にありては、本年二月末東方社大合同失敗の餘波を受け分裂を來したる以來各地方支部に於ても去就に迷ひ、容易に拾收し得ざる状態にありたるが、顧問北、永山兩代議士は極力全國的整備を企圖し、各地方に Outreach して講演會、座談會を開催する等了解を求めたる處、最近に至り漸く全國理事會開催の運びとなりたるを以て、其の前に一應理事會協議事項並に脱退地方及個人の處置に就き決定の要ありとなし、七月十四日午前十一時より本部事務所に於て全國理事有志の懇談會を開催せり。而して同日の出席者は顧問永山忠則、北勝太郎の外北海道、青森、山形、和歌山、香川、徳島、高知の各縣支部理事にして協議事項は

- (一) 資金捻出方法に關する件
  - 1 地方篤志贊助會資金網を擴大し最低一人一圓以上支出せしむること
  - 2 會員年一回の會費は確實に徴收すること
  - 3 機關紙の購讀料を徴收すること
  - 4 其他特種援助を受くること
- (二) 中央地方機關の人的整備に關する件
  - 1 地區的(北海道、東北、關東、近畿、四國、中國、九州)に
    - (三) 府縣會選舉對策に關する件
      - 1 各府縣共三名以上の立候補者を推薦すること外二項

等を決定し、更に八月六日に開催し右協議事項を提出し、脱退地方へも開催通知を發すること爲したり。

(2) 本協議會にありては、本會結成當初以來陰の支持たりし有馬前農相、茲に産業組合副會頭(理事長)千石與太郎の兩名が最近に至り本會に對し極めて冷淡となりたることに幹部一同痛く憤激し居たる處、七月十二日仙臺市に於て開催せられたる農村産業組合協議會東北、北海道地區大會の席上に於て北勝太郎は千石與太郎の爲したる講演を捉へて「有馬、千石の兩氏は革農協の張本人であつたとして既成政黨に謝罪して歩いてゐる……相變らず既成政黨の鼻毛を長くしてゐるとは何たる不見識であるか」云々の攻撃的演説を爲したるが、更に右論旨を印刷物となし、七月二十二日全國産業組合及革農協系團體へ大々發送せり。

(一) 富山縣 本部分裂後活動なく有名無實の觀ありたるが、本年五月十日仙臺市に於ける縣下産青聯大會に臨席の有馬會長より、産業組合の政治的進出の必要性を強調されてより以來一部青年分子間にありて、政治的進出の具體方策につき協議中、不取敢今秋施行の多額納稅議員選舉に縣産青聯理事長たる革農協原支部長鈴木惣一を出馬せしめ、尙同時に九月施行の縣議院には各支部より一名宛の候補者を舉起せしむる意圖を有し居れり。

(三) 富山縣 富山市表町昭和會館内富山革農協は本部脱退以來推移靜觀中なりし處、愈々革農協本部に對する態度を決定すべく七月四日午後一時より右會館内に理事會を開催せるが、出席者は顧問縣議森丘正唯外理事幹事十八名にして、  
一、富山革農協の現狀に關しては發達通告を決定  
二、本農協今後の動向に關しては、今秋施行の縣議院議員候補に關しては、既成政黨の候補を脱却したる代表を多くし各郡市一名位短選び出すの要ありとして論議したるが、既成政黨の黨籍を  
離脱の要ありと爲すもの或は其の必要なく寧ろ革農協の精神を以て立候補しても悉く杖を列べて討死である事は明なるを以て既成政黨人と手を握り、其の中に革農の精神を確保すべきなりと爲すもの、革新政治は前途遠遠にして時期尙早或は既成政黨

との提携は明に現狀維持の權化なり等、議論百出したるが、結局各郡市一人當りの代表者を推すこととし、革農協員は絶対に

政黨員の選舉運動を爲さざる事とせり。

### 水平運動の状況

#### 一、全國水平社の運動狀況

(一) 全水府縣聯代表者會議開催計畫 全國水平社にありては、八月二十八日解放令發布記念日に、東京市に於て第十六回全國大會開催の計畫ありし處、其後各常任中央委員にありては、右大會は聖戰下第三段階に際し國民一層の自覺緊張協力一致を要する折柄なるに鑑み、従來の如く全國各地より多數隨意參會せしむるが如きことは之を避け、各府縣聯代表者のみの參集を求め、代表者會議を以て大會に更ふる方針に意見一致したる模様にして寄々具體策考中なり。

(二) 全水幹部會の狀況 全水中央委員長松本治一郎、中央委員井元麟之、同野崎清二、同山口賢二、同泉野利喜藏、木津支部長石田秀一等にありては、七月十四日大阪府堺市大濱潮湯にて幹部會を開催し、全水當面の運動方針に就き意見の交換を行ひたるが大綱を左記の通り決定せり。

- (1) 全水の綱領運動方針大綱に就ては何等變更なきも當面の運動として、昨年決定したる運動方針大綱に基く具體的運動を各地水平社同人に徹底せしむることが急務で、八月中旬頃迄に中國、近畿地方各府縣聯合會單位の代表者會議及演説會を一府縣一ヶ所宛開催すること
- (2) 右會同には委員長松本治一郎及常中委員井元麟之、同野崎清二

水平運動の狀況

水平運動の状況

二、同泉野利喜蔵等は可及的出席すること、委員長松本治一郎萬一出席不能の場合は演説會には杉山元治郎、水谷長三郎兩代議士の出演を依頼すること

(3) 全水の新運動方針大綱は東亞協同體建設への積極的参加にあり、従つて之が意義を部落大家に徹底せしむる爲具體的に一般大衆に理解し易き言葉を以て代表者會議に提示すること

(4) 来る八月二十八日の解放令發布記念日全國大會開催に就ては

目下の處異論ありて決定し難きにつき後日更めて協議すること。然し何等かの記念催は行ふ豫定

(5) 各府縣聯合會に於ける代表者會議及演説會に呼應して本部より「臨時ニュース」を發行すること

(6) 全水總本部事務所を便利なる場所に移轉すること、之が移轉費用及各地代表者會議に本部として要する費用は松本治一郎支出すること

(三) 全水中國、近畿地方演説會開催計畫 全水總本部にありては既定の方針に基き組織強化擴大と新方針の徹底を期する爲、不取敢中國近畿地方に於ける演説會を左記の通り計畫し夫々關係方面に通達せるが、終了後引續き四國、中部、關東地方に順次運動展開の筈なり。

左記

指令

昭和十四年七月十九日

大阪市浪速區榮町四ノ二二

全國水平社總本部

縣聯合會 御中

全國遊説に關する件

今般全水運動の新方針徹底並に陣容再編成の爲、別紙の如き遊説計畫を決定致しました、就ては今後の貴縣開催地は一ヶ所でありますから會場の選定に當つては各支部に最も影響を有し、且つ聽衆動員に適し相當の多數を收容し得る箇所を御配慮下さい、又宣傳範圍も出来るだけ廣く各支部にポスター等を送付し或は其他

適當な方法を講じて下さい

日時

八月一日 山口縣  
 〃 〃 〃 廣島縣  
 〃 〃 〃 岡山縣  
 〃 〃 〃 大阪府  
 〃 〃 〃 八月五日 三重縣  
 〃 〃 〃 〃 〃 〃 奈良縣  
 〃 〃 〃 〃 〃 〃 和歌山縣

一、人類解放と支那事變  
 一、東亞新秩序の建設と融和問題  
 一、國內刷新意義と其の目標  
 一、差別觀念根絶舉國一致達成  
 一、部落問題の一舉完全解決へ

松本治一郎  
 泉野利喜蔵  
 野崎清二  
 上田香市  
 井元麟之

二、差別事件調

(七月中集録)

府縣	年月日	發生場所	差別者	差別態様	結果	備考
京都府	六、一五	差別者方	京都市 北川某	舉動	誤解なること判明	
〃	六、一六	宮津築港工事場	人夫 上山豊助	言辭	口頭謝罪	
〃	六、一九	右同	人夫 谷口と四九	同右	同右	
兵庫	五、一六	鶴井村小學校	高等科一年生 福住エミ	同右	同右	
〃	五、二〇	半田村小學校	青年學校生徒 土井文夫	同右	同右	
〃	五、二二	列車中	姫路中學一年生 金谷正徳	同右	同右	
〃	五、二五	鐵工所工場	鐵工職 奥田榮一	同右	同右	
埼玉	六、二一	兒玉高等女學校	同校書記 淺野陪政	同校女給仕永尾某の監督に際し差別言辭あり	同右	
〃	六、二四	隣家 竹越方	大木けさ	雑談中失言せるを奇貨とし酒食を強要の上一圓五十錢を提供せしむ	同右	
奈良	七、七	理髮店內	料亭酌婦 大園ノ三	雑談中失言	口頭謝罪	
三重	三、三〇	差別者方	職工 瀬戸關	地區民と私通同棲中差別態度をなし結婚解消せしめんとせり	圓滿解決結婚せり	
〃	三、二六	飲食店にて	鐵道工事 藤原三雄	失言	無條件解決	
〃	四、九		日藤 宮崎すへ	放言	同右	

水平運動の状況



京都	二七	三二四四七	二二九〇	二七五五、五四	五六	三九八四	一、協和會舞鶴支部員十名は六月二十日福知山陸軍病院に白衣の勇士を慰問し、慰問金十圓を贈呈せり。
大阪	一八	四二五七七	一、三二二	一、九四八、一〇	八〇	二、同園部支部員十名は六月十四日榎原神宮神城擴張工事に勤勞奉仕せり。	六、七月中に於ける主なる銃後活動左の如し。 一、岸和田其の他郡部方面暴風會に於ては出征遺家族に對し田植を手傳を爲し相當感銘を與へたり。 二、岸和田、今宮其の他暴風會に於ては隨時大阪陸軍療養所、金岡陸軍病院に白衣の勇士を慰問せり。
神奈川	七	二八四、五〇	二二七	四〇、六一	一	三、	
兵庫	一	二〇〇、〇〇	一三四	二、五、二一	七	八、七五	
長崎	七	三二八、八二	六二	〇〇、〇〇			
新潟	五	九六、八〇					
埼玉	七	二二六、五五	一三	四、四、〇〇	八	三、三三	
群馬			(一) 四八	七、九六			
千葉	九	一〇〇、一〇		(一)	二	三、	
茨城			一	〇〇、〇〇			
栃木	三	三三、八五	二	〇〇、八〇	一	一九	
三重	三	三二、九〇	六	〇〇、〇〇			
愛知	三三	七二、三三	九〇	二〇、一〇		一〇〇	協和會門前支部員金網以下三十一名は七月五日葉栗郡葉栗村内出征遺家族八戸に對し田植の勤勞奉仕を爲したり。
静岡	二	二四、〇〇			一		

山梨	五	八六、六六	一一	一七、〇〇			
岐阜	二	三三、七〇	二六	六六、〇〇			
長野	六	五八、四四	(一) 五四	一一、三三			
福島	一	四七、〇〇	七	六、一〇			
岩手			八	四、一六			
青森	三	四八、五〇	(一) 四	三三、〇〇			秋田内鮮同和會員十二名は七月十四日護國神社基礎工事に勤勞奉仕せり。
山形			六	七、一〇			
秋田	七	二九、〇〇	五	一六、〇〇	三		
福井	七	二九、〇〇	五	一六、〇〇	三		
石川	二	四〇、七〇	三	四、六〇	一	一〇〇	
富山	一	一〇、〇〇	〇	〇〇、〇〇	一	〇	
鳥取							
島根			二四七	二二、〇〇			
岡山	三	五七、七〇	九四	四、八、五〇	一七	一、五〇	本報前月號以後縣下朝鮮人にして應召軍人農家に對し勤勞奉仕を爲したる者八六七名の多數に達したり。
広島	三	二八、〇〇	一四四	三、一、五〇			廣島縣協和會東城支部員一名は六月十三日應召軍人農家に對し田植の勤勞奉仕を爲したり。
山口	二九	八七、二六	二五七	二五、九〇	四	五、二四	一、大津郡同和會員六三名は六月二十日より七月十六日迄應召軍人農家の爲に勤勞奉仕を爲したり。 二、柳井町所在同郷會に於ては六月二十七、八日の兩日應召軍人農家の爲に勤勞奉仕を爲したり。



には日本に反対する者が多い」「日本の新聞は悪い處は書かないから眞實の處は解らない」「日本では眞實等で支那の子供を可愛がつて居る處や良い處ばかり書いて居るが實は日本は國內では食ふ事が出来ないから支那を取る考へなのだ」等と造言飛語を爲したるの外、前記下宿先某(世田谷)某(中野區)の妻女を誘惑し姦通したる上之を脅迫する等の不良行爲ありたり。警視廳に於ては本月二十一日日本名を検舉取調中にありたるが、敍上事實判明せるを以て本月二十九日陸軍刑法第九十九條違反竝脅迫罪として所轄検事局に送致せり。

(3) 本籍全羅南道靈巖郡靈巖面東武里、住所東京市豊島區日出町二ノ二一四ミルクホール營業三田九一方大正製藥會社外交員金允源當二十六年は豫て牛乳の配達夫として稼働中昨年七月頃より三田方に牛乳の配達を爲し居る際、主人九一が軍屬として従軍中なる事を知り、其の妻某當三十五年を誘惑せんと意圖し、同女に對し出征家族として特に牛乳を廉價にて供給する等同情的態度を示し接近して之を籠落し、遂に本年一月一日姦通するに至りたり。而して本年二月七日より同家二階に轉居し爾來引續き不倫行爲を繼續し居りたり。更に同人は他に數名の内地人婦女を籠落する等不良行爲を反覆し居りたるを以て警視廳に於ては客月二十三日日本名を検舉し、敍上事實を糺明の上嚴重訓戒を加へたり。

(三) 時局下朝鮮人労働者の動靜

(1) 東京府所在奥多摩勞力供給組合にありては、客年九月十五日東京市と勞力供給契約を結び目下東京府西多摩郡小河内村を中心とする小河内貯水池工事に二百五十名の労働者を供給し居れるが、時局柄此の方面の勞力集結は相當困難なる模様にして、同組合は従來朝鮮人労働者の怠惰性、移動性等を指彈し之を敬遠し居たるが、現下勞力不足の爲已むを得ず朝鮮人労働者の募集を企るに至りたり。而して客月上旬大阪市旭區赤川町所在共榮會(會長鄭運協)より日給二圓四十錢二分増の契約にて朝鮮人労働者百五十名を雇入れ前記工事に就勞せしめたり。然るに之等朝鮮人労働者

は就勞直後、職場が山間僻地なるを嫌忌し、或は強ひて勞働條件に不満を申し立て、契約を破棄し逃走する者續出するに至り、現在僅かに單身者四十名が殘留し就勞し居るに過ぎざる實情なり。

(2) 兵庫縣加古郡別府町所在多木製肥工場に於ては朝鮮人労働者百四十名(全職工五六三名)を使用し居れるが、荷造職工二十六名は従來同工場は職工自ら自己の使用する吠を倉庫より荷造場に運搬して就勞する事と爲し居れる處、倉庫狹隘の爲混雜し、吠の運搬に相當時間を要し、延て荷造の能率低下し收入に影響を來すを以て、吠運搬は會社側をして負擔せしむべしと協議を遂げたる結果、客月十九日全員二十六名にて會社側を訪れ「爾今會社側に於て吠を荷造場に運搬せられ度し、右不可能の場合は別に運搬賃を支給せられ度し」との要求を提出せり。

會社側に於ては右要求に對し、既定請負單價は吠の運搬賃をも包含し居るものにして、特に勞力過重の點を斟酌し全職工の平均日給一圓七十錢程度なるに荷造職工の日給は三圓二十八錢を示し且つ内地人荷造職工も同一條件にて稼働し居り何等の不満を聞かざるを以て考慮の要なしと諭旨し要求の撤回を懇諭せり。

然るに職工側は以來意氣運を示し遂に本月五日一齊罷業を斷行するに至りたるを以て會社側に於ては主謀者と認むる張七伊外四名に對し讒言渡を爲し、強硬態度を以て他の職工に對しては就勞方を忠告せるが、職工側は現下會社側の勞力不足の弱點に着目し之に應ずる所なく、更に荷造補助工四十六名を誘導し罷業に合流せしめ解雇職工の復職要求を強調し強硬に對抗するに至りたり。而して本争議は職工側の要求に不當の點あり且つ一部不良分子の煽動に基因するものにして職工側は現下勞力不足を見通し解決に對しては全く誠意を示さざるのみか漸次結束を強化し就業放棄を云爲する等不穩當なる態度を示す所あり、兵庫縣に於ては徒に解決を遷延すべきに非ずと認め調停に努めたるが、敍上の如く職工側の態度頑迷なり

朝鮮人運動の状況

しを以て、已むを得ず本月十四日主謀者二名を諭旨歸鮮せしむる事と爲したる處、情勢は急轉し (イ)主謀者二名の解雇を認むること (ロ)二名は復職すること (ハ)要求は撤回すること、と爲し翌十五日より全員就勢せり。

二、在任朝鮮人の政治進出の状況

府 縣	選舉期日	選 舉 別	團 體 關 係	得 票 數	當 落	氏 名 年 齡	本 籍 地
京 都	七月 四日	上加茂學區會議員		四二	落	金 宗 洙 (三九)	慶 南
	十六日	吉祥院學區會議員		四九	當	且 立 (四〇)	慶 北
	十八日	西院學區會議員	中 本 革 新 黨	四三	當	趙 宇 (四四)	慶 南
	十九日	太秦學區會議員	社 會 大 衆 黨	五二	落	金 成 (三四)	慶 南
				四六	落	李 九 成 (三八)	慶 北
				二〇	落	金 啓 (五一)	慶 北
				二一	落	金 成 (三一)	慶 北
				五六	當	朴 海 (四六)	慶 北
				四四	當	千 萬 (三一)	慶 北

三、海外不逞朝鮮人の策動状況

在支不逞朝鮮人團體「朝鮮光復運動團體聯合會」は廣西省柳州及重慶に、又「朝鮮民族戦線聯盟」は桂林及重慶に何れも其の本據を置き蔣政権の援助庇護下に、各派共漢口、廣東陥落後の新事態に備へ凡ゆる抗日工作に狂奔しつゝありたり。然るに

小黨分立の現状の儘にては殆んど見るべき効果揚らず、且支那側に對する面目問題もあり、此の際革命各團體の大團結を計り統一して仇敵日本に當り、以て蔣政権の歡心を得、一層の援助庇護を徹底化する要ありとの聲勃然として起り、重要幹部間に於て之が實現に奔走しつゝありたるも、兩者は自派の主張を固執して譲らず、理論闘争のみに終始し却つて對立抗争の逆の結果を齎すに至り、之が實現に相當の困難を豫想せられ居りたる處、偶々昨年十一月末蔣政権側より統一戦線結成の懇憑あり(本月報二月號参照)、一時危懼されたる統一問題に拍車を加へ、金九、金元鳳竝に其の他の重要幹部は前後して重慶に乘込み、兩派は中國側を加へ合同準備に着手し、其の具體化を計りつゝありたるが、七月十七日重慶發デイリーニュースの傳ふる處に依れば、愈々兩派の聯合戦線の結成を見たるものゝ如くなるも、左記の如く電文極めて簡單にして其の経緯等詳細不明なり。而して不逞朝鮮人の時局に處する客觀的情勢より觀るも其の成立は事實と認めらるゝも、元來思想的に相容れず大猿の間柄に在りたる兩派の事として、運動資金の分配権力争等に依る紛糾は必然的に免かれ得ざるべく到底永續性なきものと認めらる。

「七月十七日重慶發デイリーニュース電報」

「朝鮮獨立を期する二つの朝鮮革命黨は、本日會合の結果民族主義者團體の領袖金九(六四年)と民族革命黨の領袖金若山(註)金若山は金元鳳の別名(四三年)との間に愈々聯合戦線を結成した。」

因に本件に關しては本月報三月號記載の如く、三月一日重慶發ユービー電として「三・二記念」式典に「全國聯合陣線協會」幹部出席云々とあり、右協會は金九、金元鳳の合同に依り結成せられたるものと認められ、更に今回の如く七月十七日兩派の合同成立の報道ありて何れが眞なりや目下の所判明せざる狀況なり。

朝鮮人運動の状況

四、朝鮮人の内地出入状況調 (凡例○印増 △印減)

月次	内地渡來者	内地出發者	渡來者と出發者との比較		前年同期との比較	
			渡來者の増	出發者の増	渡來者	出發者
六月	二〇、七一四	一四、四三六	六、二七八	○	八、三三三	四、九九九
自一月至六月	一五八、〇〇七	九七、二七九	六〇、七二八	○	八二、〇六六	三五、四七七

宗教運動の状況

一、支那事變に關する宗教諸團體の動靜

事變下に於ける宗教諸團體の動靜は其の後も著しき變化進展を認めざるが、輒近現地に於ける活動は漸次實質的傾向を示し來れるやに認めらる。即ち天理教本部にありては、本月二十九日北中支派遣軍に於て使用すべき書記共他の軍備人三十名を派遣し、金光教本部に於ては、本月初旬對支施設を擴充して新に日語小學校五ヶ所を開設し、更に布教師増遣の爲之が募集銓衡を開始し、又日本基督教青年會同盟にありては支那民衆に對する醫療救済の爲本月十三日醫療班十五名を派遣す

る所ありたり。他方國內に於ける活動狀況を觀るに、本月十日在四國眞言宗派千二百ヶ寺が宗教報國を目的として、四國眞言護國團を結成する所ありたるが、其の他にありては概ね既報の如き時局講演會、祈願祭、托鉢獻金等の行事を反覆し居るに過ぎざる狀況なり。

敘上の如く時局下宗教諸團體の動靜中、現地に對する活動は漸次健實となり、眞摯性を加へ來れるの觀ありと雖も、其の反面一部基督教的平和論者及類似宗教團體關係者等にありては依然として銃後活動に對する熱意を缺き、單なる時局迎合に過ぎずと認めらるものあるのみならず、却て時局を利用して自派教勢の伸張を策し、又は後記の如く陰に陽に我大陸國策遂行の障礙となるが如き言動に出づる等、眞に東亞建設の大業に協力するの實を示さざるもの相當存在する實情にして、其の動靜に對しては向後一層留意の要ありと思料せらる。

更に事變を契機として擡頭せる基督教の日本化運動は其の後漸く緩慢なる動向を辿りつゝありたるが、國際情勢の緊迫殊に日英會談開始と共に全國的に起れる排英運動に刺戟せられて再び活潑となり、基督教會特に英國に其の本部を有する救世軍、聖公會等に對する一般國民の關心を深からしめ、英國依存的羈絆より離脱せよとの要請運動は相當深刻に行はれつゝあるを以て之が動向は時局の推移と共に充分注目の要ありと認めらる。

尙客月下旬以降流行の徴を示せる所謂幸運の手紙は其の後全國的に流行蔓延せむとしたるが、各廳府縣當局の適切妥當なる指導取締に依り殆ど終熄するに至れり。

後記

基督教々師信者の要注意言動

宗教運動の状況

府縣	言 動 者	言 動 要 旨
福岡	メソヂスト福岡教會 牧師 アール・エス・スペンサー	愛を妨ぐるものは我である。我の働きが戦争となる。我々は神の爲に己を捨てなければならぬ……私は米國に歸つて日本で一番米人に知られて居る人はと聞いて見ると、それは板垣様や、松井大將ではなく賀川豊彦である……
愛媛	松山市港町 基督教信者 木原 セツ	戦争が早く済んで呉れんとお互に苦勞です。お互が眞實の愛と云ふものを以てすれば戦争など起るものではないとせぬ。如何に支那人でも好んで戦争をする様なことはないでせう。クリスチャンは毎日早く平和の訪れる機祈つて居ります。

二、「生長の家」の動靜

東京市赤坂區檜町所在「生長の家」の動靜に就ては屢報せる所なるが、本教にありては萬有が生活躍動することを以て萬象の實相と爲し「病氣、苦痛、不幸等は非有妄執に過ぎず、故に此實相を理解し實相に従ふことに依り人は福樂安穩を得るものにして、其の實相は生命の實相其の他の刊行物を閱讀することに依り理解し得らる」云々を以て根幹的教理の一となすが故に、本教團關係者は之に依據して動もすれば醫療妨害、人心惑亂等邪教的誇大の言説を流布し以て世人の聳聳を招き攻撃を受けつゝある實情なり。而して之に對する警察取締の概況は本月十八日附本教團刊行物たる「生命の實相」第二卷（總裁谷口雅春著昭和十四年六月二十五日發行）が内容中に安寧を害するものありて、削除處分に附せられたるの外、本年中に於て本教團關係者が要注意言動を爲して諭戒警告を受けたるもの實に七件に達したり。

而して敍上「生命の實相」内容の一部及要注意言動の要旨を掲記すれば別記（一）（二）の如くにして、向後斯種言動に對しては機宜嚴重なる取締を加ふるの要あるべしと思はせらる。

別記（一） 「生命の實相」内容の一部

一、或御婦人が子宮外妊娠である。そして喇叭管が腫れて疼いて

仕方がない、醫者の方では水を當てさして冷してゐる、今にも切開しなければ、喇叭管が破裂して出血多量で死んでしまふか

も知れないといふ時に瀧内さんを呼びに來られたのでお出でになつて、生長の家の話を少しして「甘露の法雨」を朗讀なさつたそうであります。さうすると今まで喇叭管が疼いて痛くてくたまらないといふのを氷で冷して辛うじて痛覺を麻痺せしめながら耐へて居られたその氷を自分ではねのけてしまつて、痛みがとれたと仰言つて、この「甘露の法雨」を朗讀して居られる間すやくと眠つてしまはれた。さうして翌日けろりとしてもう殆ど治つてしまつたといふ風な状態であつて……中略……醫者が斯の如く重大視して居たところの病氣が「甘露の法雨」

巻を讀んで聞かしたといふことだけに依つて、それだけの効果を現はしたといふほどのこの「甘露の法雨」は効果があるのであります。

二、聖典を讀むだけで神憑りになり、その神憑りになつた人が一寸「生命の實相」の受賣をすれば病氣が治ると云ふ風な奇蹟が續出する。

三、「生命の實相」は自分が書きながら自分が書いたのではない不思議な書物です、あれをお讀みになるだけで胃痛が治つたり、子宮癌が其のおりものを止めたり、肺結核が治つたりして……

別記（二） 生長の家關係者の要注意言動

府縣	言 動 者	言 動 要 旨
長崎	生長の家 長崎支部長 森 勝 輝	日蓮、キリストは開教に當り總ゆる迫害を受けた、之と同様生長の家も昭和八、九年頃警視廳より迫害を受けた、迫害は開教には當然來るもので之を通過すれば、教勢は倍加して全国的に擴がるものである。
三重	生長の家 本部講師 兼 吉 靜 一	一寸したはずみにコツプを踏み潰して仕舞つたのであります、私は兼足で靴下も何も穿いて居りませんでしたのに怪我一つしませんでした、之も一に生長の家大神様の御蔭であります。
愛知	生長の家 教化部長 秋田 重 季	生長の家では病氣は無いのであつて醫師が診察して絶望だと云はれた患者も生長の家の神相觀に依つて治るのである。
	生長の家 總裁 谷口 雅 春	近頃結核患者を治すにベットの上下に安靜させる方法が講ぜられて居り、先日も之等結核患者の爲に恩賜金二千圓が下賜されたと新聞に報じて居るがベットの上下で治つたのはベットの睡れると再發する。
	生長の家 秋田 重 季	此の非常時は生長の家が無ければ救ふ事は出来ない。現在の醫學は人間を物質的に扱ひ表面に現はれたものだけを採つて治さうとするから絶対に治らない。

道府縣	言 動 者	言 動 要 旨
福岡	メソヂスト福岡教會 牧師 アール・エス・スペンサー	愛を妨ぐるものは我である。私の働きが戦争となる。我々は神の爲に己を捨てなければならぬ……私は米國に歸つて日本で一番米人に知られて居る人はと聞いて見ると、それは板垣様や、松井大將ではなく賀川豊彦である……
愛媛	松山市港町 基督教信者 木原セツ	戦争が早く済んで呉れんとお互に苦勞です。お互が眞實の愛と云ふものを以てすれば戦争など起るものではないとせぬ、如何に支那人でも好んで戦争をする様なことはないでせう。クリスチャンは毎日早く平和の訪れる機祈つて居ります。

二、「生長の家」の動靜

東京市赤坂區檜町所在「生長の家」の動靜に就ては屢報せる所なるが、本教にありては萬有が生活躍動することを以て萬象の實相と爲し「病氣、苦痛、不幸等は非有妄執に過ぎず、故に此實相を理解し實相に従ふことに依り人は福樂安穩を得るものにして、其の實相は生命の實相其の他の刊行物を閱讀することに依り理解し得らる」云々を以て根幹的教理の一となすが故に、本教關係者は之に依據して動もすれば醫療妨害、人心惑亂等邪教的誇大の言説を流布し以て世人の矚目を招き攻撃を受けつゝある實情なり。而して之に對する警察取締の概況は本月十八日附本教團刊行物たる「生命の實相」第二卷（總裁谷口雅春著昭和十四年六月二十五日發行）が内容中に安寧を害するものありて、削除處分に附せられたるの外、本年中に於て本教團關係者が要注意言動を爲して諭戒警告を受けたるもの實に七件に達したり。

而して敍上「生命の實相」内容の一部及要注意言動の要旨を掲記すれば別記（一）（二）の如くにして、向後斯種言動に對しては機宜嚴重なる取締を加ふるの要あるべしと思考せらる。

別記（一） 「生命の實相」内容の一部

一、或御婦人が子宮外妊娠である。そして喇叭管が腫れて疼いて

仕方がない、醫者の方では水を當てさして冷してある、今にも切開しなければ、喇叭管が破裂して出血多量で死んでしまふか

も知れないといふ時に瀧内さんを呼びに來られたのでお出でになつて、生長の家の話を少しして「甘露の法雨」を朗讀なさつたさうであります。さうすると今まで喇叭管が疼いて痛くて／＼たまらないといふのを氷で冷して辛うじて痛覺を麻痺せしめながら耐へて居られたその水を自分ではねのけてしまつて、痛みがとれたと仰言つて、この「甘露の法雨」を朗讀して居られる間すや／＼と眠つてしまはれた。さうして翌日けろりとしてもう殆ど治つてしまつたといふ風な状態であつて……中略……

巻を讀んで聞かしたといふことだけに依つて、それだけの効果を現はしたといふほどこの「甘露の法雨」は効果があるのであります。

二、「聖典を讀むだけで神憑りになり、その神憑りになつた人が一寸「生命の實相」の受賣をすれば病氣が治ると云ふ風な奇蹟が續出する。

三、「生命の實相」は自分が書きながら自分が書いたのではない不思議な書物です、あれをお讀みになるだけで胃痛が治つたり、子宮癌が其のおりものを止めたり、肺結核が治つたりして……

別記（二） 生長の家關係者の要注意言動

道府縣	言 動 者	言 動 要 旨
長崎	生長の家 長崎支部長 森 勝 輝	日蓮、キリストは開教に當り總ゆる迫害を受けた、之と同様生長の家も昭和八、九年頃警視廳より迫害を受けた、迫害は開教には當然來るもので之を通過すれば、教勢は倍加して全國的に擴がるものである。
三重	生長の家 本部講師 兼 吉 靜 一	一寸したはずみにコップを踏み潰して仕舞つたのであります、私は素足で靴下も何も穿いて居りませんでしたのに怪我一つしませんでした、之も一に生長の家大神様の御蔭であります。
愛知	生長の家 教化部長 秋田 重 季	生長の家では病氣は無いのであつて醫師が診察して絶望だと云はれた患者も生長の家の神相觀に依つて治るのである。
	生長の家 總裁 谷 口 雅 春	近頃結核患者を治すにベットの上下に安靜させる方法が講せられて居り、先日も之等結核患者の爲に恩賜金二千圓が下賜されたと新聞に報じて居るがベットの上下で治つたのはベットの離れると再發する。却て甘へる心を起させて治らない。
	生長の家 秋田 重 季	此の非常時局は生長の家が無ければ救ふ事は出来ない。現在の醫學は人間を物質的に扱ひ表面に現はれたものだけを採つて治さうとするから絶対に治らない。

山口	生長の家誌友	白片キク	生長の家總裁谷口先生は此世の生神様で先生が本を著はされる時特別室に入られると噂が眞白くなり、全身からは光を放ち神の御姿の標だと聞いて居ります。殿地へ行くにも、旅行の際にも生長の家の本を一冊持つて居れば危険は一切無いのであります。
和歌山	生長の家本部講師 石橋貫一	谷口先生の著「生命の實相全集」刊行されるや無数の奇蹟的實例を生じ、生命の實相を知得すれば現在の罹病者は皆全快するのみならず死亡率も著しく減少する。	

三、天理本道等事件の取調状況

天理本道及其の傍系的教團たる天理神之口開場所、三理三腹元、天理三輪講等の治安維持法違反に不敬事件の取調状況は、其後益々順調に進捗しつゝありて既に第一次檢舉被疑者等は殆ど警察取調を終つて送局を了し、第二次檢舉被疑者も逐次送局を見つゝあり。即ち檢舉以降に於ける處分状況を表示すれば別記第一表の如く、檢舉人員總計三百八十名中送局を了したる者二百一十一名、容疑薄弱等の爲釋放したる者十五名にして、引續き取調中にあるは百五十四名を殘せるのみとなれり。更に被上送局者に對する檢察當局の取調も亦其の後漸く進捗して本月五日最高幹部の一人たる小浦正雄が先づ起訴豫審に附せられたるを初めとして、大西愛治郎、岩田源右エ門等各幹部等引續き起訴せられ、別表第二表の如く本月中に東京、大阪、奈良、長野等各檢察局に於て總計三七名の起訴處分(豫審請求)を見たり。

因に右各起訴者の罪名は何れも當初容疑の通り治安維持法第一條違反に不敬罪に問擬せられ居れり。

(第一表ノ一)

天理本道等事件檢舉者處分状況表

取調廳	檢舉總人員			警察處分	送局	起訴豫起訴	備考
	第一次	第二次	計				
北海道	一	一	一	一			
警視廳	二五	一五	四〇	一三	二七	七	
京都府	一七	一〇	二七	一三	一三	一	取調中の内病氣釋放一名
大阪府	八〇	一一	九一	一六	七五	二二	取調中の内病氣釋放一名 送局後病氣の爲釋放二〇名
神奈川県		二	二	二			三名は起訴意見にて手續廳大阪府に移送済
兵庫県		八	八	三	三		
群馬県		三	三	二			
千葉県		一	一	一			
茨城県		四	四	四			
栃木県		二	二	一			
奈良県		一〇	二八	二九	九		一 取調中の内病氣の爲一時釋放二名 全員送局の見込、病氣の爲一時釋放一名
三重県		九	九	九			送局後病氣の爲一時釋放四名
愛知県		八	一三	五	八		
静岡県		一三	一四	二	一四		取調中の内病氣の爲一時釋放一名
山梨県		四	四	四			



宗教運動の状況

野	長	奈良	前記假事務所内	無職	羽田まつ	三二	一三、一一、二一	一四、七、二八
大阪市住吉區相生通二丁目三二	前記大西愛治郎方	奈良縣北葛城郡警城村竹内	鍛冶職	横幕鐵男	三六	二三、二一、三九	〃	〃
元毛筆職	竹内別荘責任者	鈴木代藏	淺井信次	三三	一三、二一、二一	〃	〃	〃
農業者	農業者	大池忠五郎	大池忠平	五九	〃	〃	一四、七、三一	〃
新聞配達	大池鯛平	五三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日隊	大池忠勝	三三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
飯田市大字飯田	無職	井上清右衛門	三三	〃	〃	〃	〃	〃
長野縣下伊那郡千代村	農業者	林幸一男	四五	〃	〃	〃	〃	〃
同右	無職	橋安美	三七	〃	〃	〃	〃	〃
長野縣下伊那郡龍江村	農業者	中山親男	四〇	〃	〃	〃	〃	〃
同右	無職	米山丈太郎	六二	〃	〃	〃	〃	〃
長野縣下伊那郡宮田村	元天理教々々	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

四、宗教事犯其の他不正行為檢舉取締概表

(七月中着報せるもの三六件)

北海道	廳府縣	教宗團名	職業	氏名	年齢	檢舉月日	行動概要	措置
眞言宗	眞言宗	僧侶	佐山	宥勝	五五	六月下旬	人心惑亂、醫療妨害守札不正頒布	送局四件、拘留十日一件 戒飭一件

兵庫	長崎	埼玉	愛知	静岡	長野	福島	島根	廣島	和歌山	愛媛	熊本	鹿児島
天理教	神理教	日蓮宗	日蓮宗	眞言宗								
教師	禰寸容器 外交	行者	行者	行者	行者	行者	行者	行者	行者	行者	行者	行者
酒井	山下	宮	早川	山本	西澤	松本	田中	川口	石井	伊藤	井	上田
五五	四七	三三	二九	四八	四〇	四〇	六八	四五	六三	五六	五六	五六
六月	五、一〇	六、七月中	六、九	六、九	六月末	六月末	六月末	六、一八	五月中	六、三	六月中	六、二七
無許可教會所設置人心惑亂	無許可教會所設置、婦女姦淫	無許可教會所設置、婦女姦淫	無許可教會所設置、婦女姦淫	無許可教會所設置、婦女姦淫	無許可教會所設置、婦女姦淫	無許可教會所設置、婦女姦淫	無許可教會所設置、婦女姦淫	無許可教會所設置、婦女姦淫	無許可教會所設置、婦女姦淫	無許可教會所設置、婦女姦淫	無許可教會所設置、婦女姦淫	無許可教會所設置、婦女姦淫
科料三件、戒飭三件	拘留十五日、施設撤去	身柄と共に送局	送局一件、拘留一件、科料一件、戒飭一件	拘留十日、施設撤去	送局	送局	科料三圓、施設撤去	科料十圓	拘留二日	送局	科料一件、戒飭六件	拘留二十日

宗教運動の状況

雜錄

特高關係主要機關紙發行狀況

(本表は昭和十四年七月中に發行したるもののみを記載す)

機關紙(誌)名	機關	發行月日	發行番號	處分月日	備考
社會大眾新聞	社會大眾黨機關紙	七、一五	第一三六號		
勞働	全日本勞働總同盟機關紙	七、一	第三三六號		
海員	日本海員組合機關誌	七、一	第一八卷第七號		
回天時報	大日本生産黨系機關誌	七、一〇	第十四卷第七號		
生産黨報	大日本生産黨機關紙	七、二〇	第三十三號		
太陽大日本	大日本青年黨機關紙	七、二〇	第七七六號		
明倫	明倫會機關誌	七、一〇	第七七五號		
明倫新報	同右(紙)	七、一五	第七七四號		
瑞穂俱樂部機關誌	瑞穂俱樂部機關誌	七、一五	第七卷第七號		
愛國勞働農民新聞	愛國勞働農民同志會機關紙	七、二〇	第三五號		
愛國新聞	愛國青年聯盟機關紙	七、二〇	第二五二號		
日本革新新聞	日本革新黨機關紙	七、二八	第一一〇號		

運動日誌

共產主義運動

七月二日

所謂リンチ共產黨中央部リンチ關與者逸見重雄外十一名に係る治罪法違反事件第一審公判は七月十一日より東京刑事地方裁判所に於て左記の如く開廷せらる。

開廷日

被告人氏名

月日

事

項

七月一、一三、一五日	逸見重雄	〃	二	中蒲南部警察組合に於ては、理事會を開催し診療所開設責任者名義變更外四件を協議決定せり。(新潟)
〃 一八、二〇、二二日	秋笹正之輔	〃	五	白河文學俱樂部に於ては、機關紙「非情派」第九輯(扇谷義男詩選)を發行せり。(福島)
〃 二五、二七、二九日	袴田里見	〃	六	新協劇團に在りては、麹町區永田町文藝會館に於て納涼を兼ね總會を開催し幹事改選(新幹事長田秀雄、村山知義、皆川澁、小澤榮、瀧澤修、松本克平)其の他を協議決定せり。(東京)
〃 八月一五、一七、一九日	木島隆明	〃	八	文化團體「北の人會」に於ては、會員井家榮一方に於てアソドレ・ジイド作「パリュド」の批評會を開催せり。(石川)
〃 二二、二四日	大泉兼藏	〃	〃	國民學術協會に在りては、財團法入としての結成を急ぎつゝありしが、日本橋區音楽園に於て第三回例會を開催し、設立委員の作成せる「財團法人國民學術協會寄附行爲案」を審議可決し、續いて津田博士を中心とする「支那思想と日本文化交流問題」の研究を爲すことを決定せり。(東京)
〃 二六、二九日	木俣鈴子	〃	〃	日本現代作曲家聯盟に在りては、麹町區六番町村山スタ
〃 三一、九月二、五日	西澤隆二	〃	〃	
〃 九月七、九、一二日	加藤亮	〃	〃	
〃 一四、一六、一九日	金李錫	〃	〃	
〃 二一、二三日	横山操	〃	〃	
〃 二六、二八日	西村マリ子	〃	〃	
〃 三〇日	宮本顯治	〃	〃	

七、六(文) 七、三(化)

運動日誌

大阪協同劇團に於ては、本日より四日間堀江演舞場に於て團員多田俊平作「氷解期前」を上演せり。(大阪) 新協劇團に在りては、機關紙「新協劇團」第五十七號を發

九

日本現代作曲家聯盟に在りては、麹町區六番町村山スタ

- 一〇 芝オに於て通常總會を開催し、著作權仲介業團體設立對策委員選舉方法改正等を審議せり。(東京)
- 一五 元劇團青年舞臺委員長中原秋夫は本年五月頃より大西啟夫等と謀り、ラヂオドラマ研究会を組織すべく策動中の處、同志十數名を獲得したるを以て「ラヂオドラマ研究会岡山演劇集團」を結成し、本日題意書五十部を作成し關係者に配布せり。(岡山)
- 一七 無名作家社に在りては、鳥取市縣立圖書館食堂に於て地方映畫愛好者數名を招き映畫研究会を開催し、日活映畫「土」の批判及映畫統制に關する意見の交換等を爲したり(鳥取)
- 一六 下關映畫同好會に於ては、下關市赤間町事務所に於て定例映畫批判座談會を開催し、映畫「土」懸賞批評文入選者表彰及映畫「樋口一葉」「上海陸戰隊」「浪人街」「軍神西住大尉」等を批判せり。(山口)
- 一七 新築地劇團に在りては、機關紙「新築地劇團」第三十一號(六、七月合併號)を發行せり。(東京)
- 二五 新協劇團に在りては五月二十一日以來二十八名の研究生に對し講義、實習を行ひ團員養成中の處、七月十五日終了し本日小澤榮外八名の試験委員に於て人物考査の上、合格者菊地章一外九名を研究生B組として入團せしめたり。(東京)
- 一七 中蒲南部郷醫療組合に於ては、理事會を開催し「新農聯石田宥全顧問推薦の件」外四件を可決せり。(新潟)
- 二五 科學ペンクラブに在りては、芝區新橋第一ホテルに於て

- 座談會を開催し、戸波親平のタイ國視察談後同人の撮影せる十六ミリ映畫を觀覽せり。(東京)
- 新協劇團に在りては、機關紙「新協劇團」第五十八號(臨時號)を發行せり。(東京)
- 葛塚醫院同窓會書記本田重雄は醫師法違反(無免許醫業)に依り新發田區裁判所に於て略式に依り罰金五拾圓に處せられたり。
- 關西大學文藝部にありては、第九回關大藝術發表會(文藝祭)を施行せるが、從來動もすれば進歩的學生に利用せられたる傾向なりしに、著しく内容を改め時局色濃厚にして何等の事故なし。
- 同志社大學演劇研究会にありては、機關紙「劇研」より第一號四十部を發行せり。
- 京都帝大映畫研究会にありては、松竹下賀茂攝影所脚本家杉本峻一を招聘し、「時代劇映畫」に就ての座談會を開催せり。
- 神奈川縣演劇學生辯論聯盟にありては、横濱市尾上町朝日講堂に於て第五回學生講演大會を開催せるが、出演學生各專門學校より十六名に上り事故なく終了せり。
- 大阪學生映畫聯盟にありては、「會誌」第七號三千部を發行せり。
- 立命館大學文藝會にありては、機關紙「文人」春季號四百部を發行せり。
- 靜岡縣轉向者團體「日新會」にありては、月例會を開催し濱松市曳馬小學校校長飯尾哲爾を招聘し、郷土史の研究を

- 一八 三重縣明德會支部にありては、松阪市松信ビルに於て、國民思想研究所員沼田市郎、企畫院委員平貞藏を招聘し時局問題に關する講演會を開催せり。
- 三〇 靜岡同友會にありては、例會を開催し柴田普門師の碧巖錄の講義を受けたる後、友愛貯蓄共濟會の規約を審議せり。
- 七、七 靜岡同友會にありては、支那事變二週年記念日をトし時局座談會を開催せり。
- 一〇 廣島保護觀察所にありては、廣島文理大教授清原貞雄を聘し、建國の歴史に付、講演會を開催せるが、田谷春夫外八名の轉向者出席ありたり。
- 一五 新潟保護觀察所にありては、同縣中蒲原郡南部郷に在住せる轉向者の座談會を開催し、銃後活動並連携親睦等に關し協議せり。
- 一七 青森縣慈見會精華部にありては、月例會を開催し、皇軍慰問記出版對問狀況の映畫會其他に就き懇談せり。

- 所一府四縣に亘り國民運動演說會を開催せり。
- 建國會にありては三河島本部に於ける日曜講演會を開催せる外各所に於て反ソ演說會を開催、其他立看板を市内隨所に掲出反ソ氣運の醸成に努めつゝあり。
- 對支同志會にありては、七月五日牛込區に於て反英演說會を開催せる外市内に於て十數回の反英演說會を開催し輿論喚起に努めたり。
- 愛同にありては本日飯田橋驛外に約四百拾名集合し靖國神社に參拜したる後英國大使館前を通過排英示威行進を爲し英國大使宛決議文を手交したり。
- 日獨伊軍事同盟締結要請關西青年聯盟にありては東京會談に於ける新なる情勢に對し積極的運動の必要ありとなし、聯盟と別個に昭和維新貫徹聯盟を結成したり。然るに七月二十七日發展的解消をなし維新青年黨準備會を結成したり。
- 山口縣明倫會下關支部にありては松井下關市長に不正公金の分配事實ありとして市長糾弾の陳情書を本部に於て作成し内、陸、法相宛進達方を本部に要請せり。
- 時協にありては本月十三日世話人會を開催したる結果、日英會談に關する進言書提出並に聲明書を發表すると共に進言書を作成し、代表者六名は二班に分れ首相、陸海外相を應訪之を提出したり。
- 在千葉市東方會農村部員白井莊一は東方會千葉支部結成式を舉行し支部長に就任せり。
- 在兵庫縣東方會攝陽支準羽原正一郎は武庫郡瓦木村下瓦

運動日誌

林字西ノ口に事務所を置き長尾有外十七名出席の下に東  
 方會攝陽支部結成式を舉行せり。  
 二四 山形縣東田川郡黄金村字谷定元縣會議員阿部久兵衛は鶴  
 岡市大寶館に於て元神武會々頭大川周明を背景に政治團  
 體總會を結成す。  
 二六 大日本青年黨東地區東京自動車經濟同盟にありては、  
 「商業組合は敵か味方か」と題する宣傳ビラ五千部を江東  
 方面にポスター一千五百部を市内要所に貼頒布したり。  
 東方會にありては米澤市外四ヶ處に於て會長中野正剛、  
 代議士木村武雄出席の下に米澤、山形、鶴岡の三市及東、  
 南置賜郡東、西村山郡東、西田川郡の六郡に九支部を結  
 成せり。  
 二七 日獨伊軍事同盟締結要請關西青年聯盟壺井克敏、小西繁  
 三等は東京會談を契機として新に排英の目的達成を期す  
 べく全亞細亞排英同盟を結成したり。  
 皇道自治會にありては山形縣鶴岡市公會堂に於て庄内三  
 郡大會を開催せり。  
 二八 北海道石狩國空知郡江部乙村吉田賢治は日本革新黨北海  
 道江部乙支部を結成せり。  
 日本革新黨にありては總務委員代議士小池四郎述「非常  
 資金制度と消費統制問題」と題するパンフレット一千部  
 を發行せり。  
 三〇 東方會神奈川支部にありては支部長田熊靜外六名は日本  
 救世軍橫濱小隊を訪問、小隊長志村一郎に對し日本救世  
 軍の英國と總務方勸告決議文を手交せり。

七、六 土佐農民總組合系上蓮生村農民組合は活動不振の狀況な  
 りしが遂に解散す。  
 七、八 (社大) 福島縣須賀川支部長、桑山達雄は運動を斷念、同支部を  
 解散し就職の爲上京す。  
 二〇 黨本部は銃後對策委員會を開催し、銃後奉公會の組織に  
 關し政府の方針を聴く爲中村高一以下四名は二十四日厚  
 生省を訪問することを決定す。  
 二五 黨農村部代表野溝勝、角田藤三郎の兩名は東部防衛司令  
 部を訪問、稲作害虫驅除と燈火管制に關する要請書を提  
 出す。

無産政黨運動

労働運動

一 全總・東京聯合會執行委員會開催、「關東紡織労働組合副  
 組合長茅野眞好除名の件」外一件を決定す。  
 四 産業報國聯盟主催にて労働組合關係專門委員の産業報國  
 會運営に關する懇談會開催。  
 五 産業報國聯盟專門委員會開催。  
 六 全總・大阪聯合會舊總同盟派緊急常任會議開催、茅野眞好  
 除名問題對策を協議す。  
 九 全總・舊全勞派關東、關西幹部等十五名は大阪に於て秘  
 密懇談會を開催し、茅野眞好除名對策並に産報俱樂部結  
 成問題に關し協議す。  
 一三 全總・大阪聯合會舊全勞派常任會議開催、産報俱樂部創

立題意書並に會則等を決定す。  
 一七 日本勤勞奉公聯盟高山會長外地方幹部等三名會合、組合  
 解散に關する方針等に關し懇談す。  
 一八 全總・舊全勞派より組合の發展の解消、産報俱樂部結成、  
 茅野眞好除名取消等協議決定の爲中央委員會開催方松岡  
 會長宛要請書を提出す。  
 二〇 全總・兵庫縣聯合會定例常任委員會開催、縣聯舊總同盟、  
 舊全勞兩派の袂別を決定す。  
 二二 全總・舊總同盟舊全勞兩派にありては中央委員會對策協  
 議の爲夫々協議會を開催す。  
 二四 全日本勞働總同盟中央委員會開催、舊總同盟、舊全勞兩  
 派袂別を決定す。  
 二五 全總・舊總同盟中央委員會開催、分裂による役員の缺  
 員を補充す。  
 元全總・舊全勞派幹部會開催、産報俱樂部結成連絡委員  
 會を設置することに決定す。  
 二六 産報俱樂部結成委員會事務所を東京に開設す。

三 大日農新潟縣聯は工場汚毒水に因る公害問題に關して有  
 馬農報顧問に陳情せり。  
 四 富山革農協は本部に對する態度決定の爲、富山市表町昭  
 和會館に於て理事會を開催す。  
 七 大日農新潟縣聯は白新線新設離作料問題につき北農と職  
 線統一すべきものと爲し、葛塚町に於て代表者協議會を  
 開催せり。  
 九 大日農福島縣聯太田小作人組合は緊争中の小作調停事件  
 に關し對策打合を爲したり。  
 九 福島縣下大日農保原支部に於ては豫て開設中なりし託兒  
 所を閉鎖せり。  
 九 大日農山形縣聯は事務所にて役員會を開催せり。  
 右縣聯は黨勢擴充成り、新事務所に移轉せり。  
 一四 革農協本部は全國理事會開催準備の爲理事有志懇談會を  
 開催せり。  
 一六 富山革農協は本部に對し離脱通告を發送せり。  
 大日農大阪府聯は事務所に於て支部代表者會議を開催  
 す。  
 二〇 大阪農民聯盟は事務所に本部役員會を開催對英問題を協  
 議す。  
 大日農新潟縣聯は北農と共同にて白新線新設離作料問題  
 に關し、縣廳内議員控室に於て關係者對策懇談會を開催  
 せり。  
 新農聯南蒲地區は支部長會議開催の上、排英演說會を開  
 催せり。

農民運動

七、一 山形縣規範農村協會は事務所にて總會開催規約綱領の改正  
 等協議せり。  
 北海道立憲協同黨上川立協黨は道會議員補缺選舉候補者  
 監査委員會を開催せり。  
 二 大阪農民聯盟は北河内郡茨田町選舉に三名立候補し、  
 全部當選せり。

運動日誌

運動日誌

二三 大日農より三輪、須水、角田、日農總より片山、日農より平野、恒次、日農聯より由谷、杉浦、山名等は東京廻町茶寮に於て懇談會を開催せり。

二四 徳島縣革農協は寺島町宮島旅館に於て幹部會を開催す。山形縣農會東北聯盟幹部藤原義雄外二名に係る暴力行爲等處罰に關する法律違反事件公判の結果、藤原は懲役五ヶ月(求刑十ヶ月)の判決言渡あり、即日控訴す。

二五 大阪農民聯盟は日英東京會談激議文を外務大臣宛發送す。

二八 大日農山形縣聯は役員會開催の上、縣聯大會、新事務所開設祝賀會等打合を爲したり。

朝鮮人運動

六一九 福岡縣西新警察署長を會長に西新福風會結成さる。

二二 本年一月十八日警視廳に於て檢舉せる治罪法違反被疑者東京外語生姜甲當二十五人は取調の結果東京外國語學校内唯物論研究會關係左翼グループ(本年四月々報共產主義運動の項參照)に加盟し策動し居たる事判明本日送局せり。

三〇 兵庫縣内鮮協會は本日兵庫縣協和會と改組せり。埼玉縣寄居協和會に在りては婦人部を結成せり。

七一 大阪府協和會に在りては支那事變二週年行事として所屬

福風會青年部員を召集府立江公園運動場に於て訓練大會を催したり。參加青年部員一、三四四名にして會長大阪府知事への訓示に次ぎ大分列行進を行ひ會長の査閲を受けたり。

二 島根縣社會事業協會に在りては縣下在住朝鮮人中中堅者二十八名を姫川郡大社町願立寺に召集し協和事業中堅者講習會を開催せり。

三 兵庫縣生野警察署長を會長に生野協和會結成さる。

五 東京市大森區大森所在大森區清掃組合海送支部從業員七〇名(内鮮人六四名)は事業主に對し料金三割値上を要求し罷業を斷行せり。所轄署の調停により隊高の五歩値上げを認め即日解決せり。

七 神奈川縣内鮮協會は神奈川縣協和會と改稱せり。

八 警視廳に於て本年四月十七日治罪法違反として送局せる朴天錫(六月々報早大中心の左翼)は本日起訴さる。

二 三重縣下協和團體木本進榮會に於ては新鹿支部を結成す。

廣島縣江田島警察署長を會長に廣島縣協和會江田島支會結成さる。

八 客年十二月警視廳に於て檢舉取調中でありたる日本共產主義者團關係者自動車運轉者朴恩哲は本日送局さる。

二 靜岡縣加茂郡濱崎村所在日本鑛業株式會社河津鑛山須崎に隊働中の朝鮮人坑夫は内地人同様待遇改善方を要求し争議化せり。(本月十六日會社側の讓歩により要求貫徹解決せり)。

一四 愛媛縣郡中警察署長を會長に郡中共愛會結成さる。

一四 昭和十一年十二月警視廳に於て檢舉送局に係る治罪法違反(朝鮮新聞關係)被疑者金鶴儀は客年十二月懲役四年に處せられ控訴し、本年四月五日東京控訴院に於て前審通りの判決言渡を受け、更に上告中の處大審院に於て上告棄却前審通りの判決言渡を受け服罪せり。

一五 福岡縣大隈警察署長を會長に大隈福風會結成さる。

一七 神奈川縣加賀町警察署特高主任を會長に神奈川縣協和會加賀町分會結成さる。

一七 京都府協和會に在りては中京區朱雀第四小學校に所屬協和會補員を召集し防空思想普及講習會を開催せり。

二一 兵庫縣明石警察署長を會長に兵庫縣協和會明石支會結成さる。

二二 千葉縣下松戸警察署管内朝鮮人古物商三十九名(内内地人四名)は最近ビール特約店がビールの空樽を直接販賣業者をして回収せしめこれを會社に納入せしめ其の納入割合に應じてビールの配給を爲す爲空樽類の買入を専業とする古物商の死活問題なりと憤懣し、松戸驛前に集合し特約店を訪問右回収の中止方願すべく大衆行動に移らんとせるを以て所轄署に於て緊急中止せしめたり。而して警察署の調停により特約店側は空樽を顧客先より回収せざる事とせり。

二七 宮城縣登米警察署長を會長に登米協和會結成さる。

山口縣深川警察署長を會長に大津郡東部協和會結成さる。

二九 福岡縣に在りては本月上旬を以て縣下各警察署を單位とする福風會の結成を終りたるを以て協和事業の實施事項の實踐に遷り、本日八幡市、竝に飯塚市に於て工場鑛山事業主懇談會を開催せり。

三一 神奈川縣協和會に於ては本年五月八日より三ヶ月間横濱市所在労働訓練道場に於て朝鮮人青年十六名に對し素質向上、勤勞精神の涵養の爲訓練を施し居たるが本日修了式を舉行せり。修業生十三名は既に三菱重工業並に日産自動車販賣會社方面に就職し好成績を収めたり。

宗教運動

二四 青森市山田町三丁目日本教會員島崎櫻及同市長嶋六六旭實山會々員山田長太郎の兩名は豫てより、惟神道の把握竝に國體明徹の目的達成の爲、神道系各教派(神社、公認類似各教派を網羅)神職道士の結合を計畫して奔走中なりしが、各教派の賛同を得て「青森神道聯盟會」を創設、本日午後二時より青森市長嶋所在廣田神社に於て之が結成式を舉行したり。

二八 七月中旬より同下旬に互り北米羅府に於て開催豫定の、オックスフォードグループ大會へ基督教メソヂスト派二教派の聯合大會)に我國より東京市赤坂區赤町三井商會外十一名の各派教師、信徒出席すべく本日横濱出港の汽船熱田丸にて出發せり。

石川縣石川郡出城村字北安田明達寺住職嶋島敏は、天津租界問題の解決如何は事變處理上重大影響ありとなし本

運動日誌

運動日誌

日各方面有力者に對し、「各地ニ排英大會ヲ開催シテ國民ノ決意ヲ表明スルト共ニ其ノ市町村當局ト連絡シ、市町村住民一同ノ名ヲ以テ外務當局激勵ノ電報ヲ發セラレ度キ」旨の檄を發したり。

農に墓地整理に關する横領事件被疑者として檢事送局せられたる福島縣若松市馬場上五ノ町一九臨濟宗實相寺住職田村綱宗當六十三年は、其の後横領金額全部を辨償したる爲、本日若松區裁判所檢事より起訴猶豫處分に附せられたり。

千葉縣東葛飾郡小金町所在道徳科學專攻塾に在りては、本日午前九時より同塾第一講堂に於て第九期別科生五三七名(男三七二、女一六五)の卒業式を舉行せり。(入塾當時男五四七、女一八一、計七二八名)。

奈良縣下所在天理教本部教務部に在りては本日午前九時より管長宅に於て、全國教務支廳長會議を開催し、天理教の革新並に時局活動其の他に就き協議したるが、右は前日執行せる前天理教婦人會長亡中山タマエの一週年祭に際し全國教務支廳長が參集せる機會を利用して開催せるものなり。

千葉縣下所在道徳科學專攻塾に在りては、本日より二十一日迄の間群馬縣下谷川温泉講堂に於て第三回夏季幹部講習會を開催せり。

在京日本大學天理教青年會大和路會に在りては、本日より三日間東京市神田區一橋二ノ九帝國教育會館に於て、

「皇道與亞夏季大學講習會」を開催し各種時局問題を捉へて教説の宣布に努めたるが天理教關係者六三五名(延數)の出席ありたり。

北海道所在大日本弘願眞宗報恩會本部教祖竹内源信(七五)は客年五月二十日以來富山縣下新川郡山崎村山崎五一五四永口磯吉方富山縣支部滞在中(其の間京阪四國方面を托鉢修行す)のものなるが、本名は布教に當り「自分ハ衆生濟度ノ爲下生セル彌勒菩薩ナリ」自分ニ佛ノ乘選リアリタリ」と誇稱する等要注言動を爲し、人心を惑はしむるの虞ありたるを以て、富山縣當局に於ては、本日本名を招致し嚴諭の上、大日本弘願眞宗報恩會富山縣支部を解散し再び來縣せざる旨の請書を徹して歸道せしめたり。

三條市所在眞宗大谷派三條別院に於ては、去る十八日より檀下各住職を召集して教學講習會開催中なりしが本日「吾等佛教徒ハ平等大悲ノ佛心ニ基キ、速ニ東亞建設ノ成就ヲ冀フト共ニ之ガ障礙ヲ爲ス一切ノ行動ニ對シテハ斷乎トシテ排撃セムコトヲ期ス、敢テ貴國ノ反省ト協力ヲ期望ス」との對英決議を爲し、三條教區僧侶大會の名を以て駐日英國大使宛發送せり。

清水市所在淨土宗靜岡縣青年同盟に在りては、所屬寺院百二十ヶ寺の僧侶を動員排英決議に對する一般の署名を求め(一五〇〇名)本日之を有田外相宛發送したり。

時事日誌

七月二日

事

項

月日

事

項

關東軍では南部ホロンバイルに於ける暗襲を一掃すべく六月上旬以來ハルハ河地區へ積極行動に出でつゝありし外蒙ソ軍に對し滿洲國軍と協力壯烈なる攻撃を開始せり。

「タイ國」と國名を改稱したるシャム國に於ては七月一日付公文書を以てこの旨列國政府へ通告せり。

大本營海軍部より二年間の綜合自衛果の發表ありたり、敵機撃破千五百六十八機の數字は全世界を驚倒せしめた。

上海「中華日報」は約二十ヶ月振りで復刊第一號を發行したるが、同紙上に於て汪兆銘は「日本と協力して新活動を開始すべく蔣介石とは比處に絶縁する」旨の重大轉換聲明を發表したり。

第十一回ナチス黨大會に我寺内、大角兩大將は民間側代表井坂孝、藤原銀次郎と共に國賓として招待されることに決定せり。

七月五日

事

項

月日

事

項

日英圓卓會談は現銀の引渡し問題にて意見全く對立し、形勢逆轉を許さざる局面に到達したり。

一昨年以來ベルリンに於て折衝を續けられつゝありたる日獨貿易協定は、本日午後六時(日本時間二十九日午前二時)ドイツ外務省に於て正式に假調印を了したり。

時事日誌

### 研究資料

## 無産政黨運動

我が戦時推進政策 (社會大衆黨昭和十四年七月二日  
十三日中央執行委員會決定)

#### 一、提案理由

支那事變第二週年を迎へて諸般の情勢は益々複雑化するに至つた。我が黨は遂に戦時革新政策要綱を發表し、又昭和十三年度大會に於ては建設大綱及政策の全面的改編を断行したが、その後の情勢發表に應じて、政策をより具體化するの必要に迫られて來た。茲に最近の時局に對應しつゝ政策の再審議をなし、具體的なる推進政策を發表せんとするものである。問題とすべき項目は多様であるが、特に(一)事變處理に關する方策、(二)綜合的物價

政策並に貿易政策、(三)戦時農業生産力擴充政策、(四)戦時社會政策、(五)中小商工業對策並に産業再編成政策の五項を選出せしめた。この他指導精神の問題、國民再組織の問題等取り上ぐべきものは多いが、それは他日を期することとした。

#### 二、内 容

具體的内容左の如し

#### 第一、事變處理に關する方策

##### 一、基本原則

- 一、事變の處理は「東亞新秩序の建設」といふ帝國不動の方針に基づくこと
- 二、飽くまで抗日蔣政権の潰滅を期し、親日的新中央政権の樹立に邁進すること
- 三、援蔣第三國の擯逐、特に極東に於ける英國に對してはそれが孤立化の政策を採ること
- 四、ソ聯の極東赤化政策に對し峻嚴に對抗し、ソ聯勢力の東漸を阻止すること
- 五、日獨伊防共樞軸を軍事同盟に發展せしむること
- 六、日滿支ブロック經濟を強化し、地域的、

立地的經濟開發計畫を樹立すること

七、東亞協同體のイデオロギーを開展し、以て事變に對する思想的文化的指針を明かにすること

八、國內の革新を断行し、國民の黨を結成し東亞協同體の基底としての「國民聯盟」を作ること

#### 二、具體政策

##### 一、黨面の大陸政策要綱

(イ) 支那に於ける新中央政権の樹立—現存の臨時政府、維新政府、蒙疆聯合政府、自治權保有の下に新中央政権に合流せしむること

(ロ) 幣制の統一強化—圓にリンクする幣制の統一強化を計るを目標とし、第一段として聯銀券の強化通域の擴大を図り、圓ブロックに對する爲替統制を強化し、中南支に於て華興商業券の育成をなすこと

(ハ) 地域的・立地的經濟開發計畫の樹立

(ニ) 日滿支ブロック經濟の強化—日滿支經濟會議を更に充實強化すること

(ホ) 現地調停による大陸長期駐兵計畫の確立

(ロ) ソ聯東漸ルート遮断及中國共產黨

研究資料

#### の副観

(ト) 支那に於ける租界の回收、治外法權の撤廃

(チ) 援蔣第三國利権の沒收

(リ) 大陸文化政策の確立—新東亞思想の建設、昂揚

#### 二、經濟建設政策

(イ) 限設重工業資源の開發

(ロ) 北支門港の建設—北大港の建設

(ハ) 購買力の培養を主眼とする中南支振興計畫の樹立

(ニ) 鐵路、公路、水路及空路等交通路の建設

(ホ) 電力の開發普及及重要都市に於ける都市計畫の實施、保健衛生等文化施設の擴充

(ロ) 農業の技術的指導、農業生産の計畫

(ト) 農民更生運動の徹底

(チ) 農村開發並に農村合作者運動の展開

(リ) 物資の收集配給機關の完備

(ロ) 民族資本の動員

#### 第二、綜合的物價政策並に貿易政策

##### 一、基本原則

一、全面的なる價格引上禁止令を即時公布し、物價を一定標準に釘付けにしたるの

ち、適正價格の形成に進むこと

二、「物價統制大綱」の具體方策を速かに決定、實施すると共に「大綱」の持つ矛盾、缺陷は躊躇なくこれを是正し、綜合的物價統制の確立を期すること

三、第三國向輸出の振興は日滿支經濟を打つて一九とする「計畫貿易」の進展を主眼とし、徒らに大陸建設を阻害せず、國民生活を壓迫せざるやう最善の努力を拂ひ、必要なる改革を断行すること

四、重要産業の國家管理、生活必需品の買上專賣、貿易の國家管理等を通じて、産業、貿易、財政並に國民生活を綜合する一元的計畫經濟を樹立すること

#### 二、具體方策

##### (1) 物價政策

##### 一、戦時超過利潤の徴收

(イ) 總動員法第十一條の發動内容を強化し、單なる配當制限より利潤制限、經理監督にまで進み、戦時超過利潤を國庫に還元すること

(ロ) 軍需品發註單價を引下ぐると共に中間搾取を減減すること

(ハ) 稅制改革と相俟つて、戦時利得に對する大増稅を断行すること

二、國民生活への影響緩和

- (イ) 賃金統制に並行して生活必需品の價格安定に遺憾なきを期し、主要必需品(米、麥、砂糖、味噌、醬油、木炭)はこれを政府の買上專賣とすること
- (ロ) その他別項「戰時社會政策」に掲げた各項の速かなる實現を圖り、特に各種社會保險の實施、住居費の低減に遺憾なきを期すること

- (ロ) 消費經濟合理化の國民運動を展開し、戰時新生活様式の確立を期すること
- 五、其他
  - (イ) 公債利子引下並に低利借換を通じて金利水準の低下を圖ると共に、それが通貨膨脹を誘發せざるやう金融制度を改革すること
  - (ロ) 價格構成要素としての原材料費の低下を圖るために、鐵、石炭、肥料の國家管理を斷行すること
  - (ハ) 資金、物資、勞力の各動員計畫を豫算編成に先行せしめ、各動員計畫を基礎として豫算を編成すること
  - (ニ) 獨占化著しき産業はこれを國家管理に移し、中小工業をその下請組織とする
  - (ホ) 國家管理商品並に專賣商品に就ては、綜合原價主義に基き、産業政策的並に社會政策的特殊料金或は特殊價格制を採用すること

- (ロ) 日滿支代表者より成る貿易計畫の立案、指導機關を設置し、第三國貿易と大陸建設を調整し計畫化すること
- 二、輸出工業の振興
  - (イ) 輸出工業への資材供給を低廉且つ圓滑ならしむると同時に、熟練工の保護育成に努めること
  - (ロ) リンク制下に於ける下請中小輸出工業と發註工場との關係を是正し、中間搾取を絶減すること
  - (ハ) 中小輸出工業の生産性を高めるやうこれを適當に再組織し、政府援助に依る共同工場の設立等を勸奨すること
  - (ニ) 輸出損失補償、輸出資金前貸等は總て輸出工業者を直接の對象とすると共に、その條件手續を簡易化すること
  - (ホ) 輸出品生産者とその製品並に市場に關する知識を徹底せしめること

その組織化を急速に具體化する

- (イ) 問屋業は原則としてこれを廢止する方針を採ること
- (ロ) 生産者又は小賣業者自體の組合組織による能率的配給機構を確立し、大資本の手による各種の中間配給機構を廢止して、以て關取引の餘地なからしめ「配給者價格」の合理的引下を圖ること
- (ハ) 中央卸賣市場を公益本位に根本的に改革すること
- (ニ) 小賣業免許制を實施し、その基礎の上に小賣組織の合理的改革を圖ること

- (イ) 貿易省を設置し、各省に割據する貿易行政機關を統合すると共に、貿易國營を斷行すること
- (2) 貿易政策
  - (イ) 貿易省を設け、各省に割據する貿易行政機關を統合すると共に、貿易國營を斷行すること

- (イ) 純貿易業者は漸次これを整理する方針の下に、これを新貿易機構の技術的部門に再編成すること
- (ロ) 生産者組合自體を貿易組合とし、これを總ての貿易振興政策の運用組織たらしめること

- 四、餘剩購買力の吸収
  - (イ) 貯蓄獎勵運動を一層強化し、必要に應じ強制貯蓄、公債強制保有制に進むこと

- 一、基本原則
  - 一、軍需民需および輸出向農産品の農業立地に基き計畫的増産を期すること
  - 二、計畫的増産の完成を期すると共に國民生活の安定と輸出増進に資する爲に耕地の安定化を圖り農業生産費(小作料肥料價額等)並に配給費の徹底的引下を斷行すること
  - 三、計畫的増産に伴ふ各種農産品の販賣並に生産資材の配給とその構成の完備を期する爲に即時農業團體の統合と農村行政の一元化を圖ること
  - 四、計畫的増産に伴ふ各種農産品の販賣ならびに生産資材の配給とその機構の合理化を計り、且つ農業諸團體の統制と農林行政の一元化を計ること

- 三、農業生産資材統制の徹底
  - (イ) 肥料專賣制を實施し價格を下げる
  - (ロ) 各農家への必需肥料の配給を徹底せしむるための肥料配給釘付制を實施すること
  - (ハ) 肥料購入資金の特別簡易融資の方法を即時講ずること
  - (ニ) 農機具製造の國家管理を斷行し、農業の機械化を促進せしむること
  - (ホ) 綿布その他農耕必需品の配給の合理化を促進すること

- (ハ) 官公立の在外、在內貿易斡旋機關を整備、強化し、特に優秀なる在外貿易員を保護養成して、輸出市場開拓の尖兵たらしむること
- 四、大陸貿易の調整
  - (イ) 滿支向輸出抑制策を棄て、各般の建設に必要な資材並に滿支民衆の必要とする日用品の廉價なる輸出を獎勵すること。但しその反面區域よりの對日原料品輸出を促進すること
  - (ロ) 滿支に於ける第三國資材の輸入は原則として、これを同地よりの第三國向輸出にリンクせしめること
  - (ハ) 滿支、特に北支に於ける爲替政策、通貨政策を一層強化して、独自の第三國資材輸入力を増強すること
  - 五、其他
    - (イ) 民間在外信用を總動員して、これを國家の外國爲替資金に編入し、軍需並に生産力擴充用資材の輸入力を増強すること
    - (ロ) 信用協定貿易の實現を圖ること、特に日滿獨間の信用協定貿易を促進すること

- 二、當面の對策
  - 一、土地管理制度の樹立
    - (イ) 土地國家管理法を制定すること
    - (ロ) 小作料の適正化を計ると共にその不均等性を是正すること
    - (ハ) 農地の交換分合を促進せしむること
    - (ニ) 適正規模農家の増大を圖ると共に農業の共同化を促進すること
  - 二、農村勞力計畫的補整組織の確立
    - (イ) 農耕經驗者の農繁各期計畫的歸農と

- 四、滿洲開拓民政策の綜合的強化
  - (イ) 分村、分郷計畫を積極化せしむること
  - (ロ) 滿洲開拓民内地負債の棒引または徹底的條件緩和による整理の方法を講ずること

第三、戰時農業生産力擴充對策

研究資料

研究資料

合と農會の合同を計ること  
 六、耕地に對する工場災害防止並に之に伴ふ損害賠償の規定を法制化すること

第四、戰時社會政策

一、基本原則

- 一、利潤制限を即時實現し、戰時超過利潤の國庫收納をはかり、戰爭によつて利得する者の絶滅を期するを以て戰時社會政策の基本とする事
- 二、勤勞と技術を尊重する氣風を國民の間に振作し、勞働生産性の向上と勞働資源の育成を併せ期すること
- 三、勞務供給の圓滑をはかり、戰時勞務統制の有効適切な運用を期すること
- 四、股販産業について貸金基金プール制を樹立し、戰後問題に對し豫め備ふる事
- 五、軍事援護並に傷兵保護を徹底し出征兵士をして後顧の憂なからしむるを期すること
- 六、社會保險を擴充整備し、國民の生活不安に備ふると共に剩餘購買力を吸集する一助たらしむること
- 七、生計費の騰貴を絶対に抑制すること
- 八、國民體位の向上のための政策を實現すること
- 九、國土計畫の樹立に基き住宅政策及び交通

政策の確立を期すること

二、當面の具體政策

- 一、勞働行政の統一強化
  - (イ) 中央勞働行政を一元化し各省に散在せる勞働行政機關を厚生省に統一すること
  - (ロ) 地方ブロック毎に勞働局を設置し、勞働管理官制度を樹立すること
  - (ハ) 工場監督の強化、特に勞働團體の任務を強調すること
  - (ニ) 勞務動員を強化すると共に、その計畫化をはかり、國營職業紹介所の機能を徹底せしめること
  - (ホ) 勞働統計局を設置し、勞務統制の基礎資料を整備すること
  - (ヘ) 勞働裁判所を設置すること
  - (ト) 勞働者保護の徹底
    - (イ) 工場就業時間制限令の適用範圍を擴張し且つ最高就業時間を引下ぐること
    - (ロ) 週休制を確立すること
    - (ハ) 賃金統制令の適用範圍を擴張し且つ賃金標準額の決定に際しては生計費指數の變動に伴ふスライディングスケール制採用の原則を樹立すること
    - (ニ) 股販産業に對し利潤の一定割合につ

き強制積立を命じ、政府に於てこれを保管し、不況に際會せる場合の貸金低下を防止すべき貸金プール制を樹立すること

- (ホ) 臨時工制度、人夫制度、中間請負制度を廢し且つ貸金支拂形式を簡明ならしむること
- (ニ) 災害防止施設を徹底すること
- (ト) 保護職工の年齢を十八歳に引上げ保護の範圍を擴充すること
- 三、軍事援護並に傷兵保護の徹底
  - (イ) 隣保共助の組織を確立し軍事援護の基礎とすること
  - (ロ) 入營者職業保障法を強化し且つ國民徵用令による被徵用者にも適用すること
  - (ハ) 工場法を改正して傷兵の使用を強制し得る途を拓くこと
  - (ニ) 恩給法を改正し傷病兵の生活不安を除くこと
  - 四、社會保險の擴充整備
    - (イ) 各種健康保險を擴充整備すること
    - (ロ) 生命保險を國營化する事
    - (ハ) 國營團體保險を創設すること
    - (ニ) 退職手當法を統合して失業保險を創設すること
    - (ホ) 國民年金制を實現すること

五、家賃、地代、米、麥、味噌、醬油、砂糖、木炭其の他生活必需品の値上禁止を即時制定すること

六、保健並に住宅政策の改善

(イ) 醫療の國營と豫防醫學の徹底を期すること

- (ロ) 結核ベッドを急速に増設すること
- (ハ) 健康なる勞働者住宅を急速に擴充すること
- (ニ) 勞働條件の改善及び工場衛生の徹底を期すること
- (ホ) 大衆的スポーツ施設を完備すること
- (ヘ) 國土計畫を樹立し、交通網を整備し、工場立地を計畫化し都市の人口集中と不健全化を防止し、住宅の規模及配置を計畫化し、以て健康日本の再建を期すること

第五、中小商工業對策並に産業再編成

一、基本原則

- 一、左の諸方策を含む産業再編成計畫を立案し、その中に於て中小工業並に中小商業の問題を計畫的且つ根本的に解決すること。
- (イ) 重工業と輕工業との計畫的配分並に育成
- (ロ) 日滿支間産業の計畫的配分

研究資料

(ハ) 輸出産業の保有並に育成

(ニ) 犠牲産業の轉業並に再組織

(ホ) 下請工業の合理化

(ヘ) 國家の全的保護による職業轉換、職業再訓練並に技術者養成

(ト) 配給機構の再組織

二、特に人口問題、勞働力不足對策の見地より中小商業對策を確立し、中小商業の餘剩勞力を新たな生産機構の中へ計畫的に再編成すると共に、中間搾取を排除せる新配給機構を樹立すること

三、自由主義營利經濟に對する統制を中途半端に足踏みせしむることをやめ、統制の強化並に計畫化を通じて新經濟體制の確立に進むこと

二、具體方策

(1) 犠牲産業對策

一、轉業の計畫化

(イ) 『物動』其他に依る犠牲産業に對しては國家が全責任を負ふてその轉業並に再組織を援助すること

(ロ) 應急的轉業對策を避け、日滿支計畫經濟の線に沿ふて轉業を計畫化し、その生産高を高めること

(ハ) 商工相談所其他に於ける轉業相談を

眞に責任あり權威あるものたらしめること

二、轉業の助成

(イ) 轉業資金貸出條件を緩和し、實情に即したるものとする事

(ロ) 集團的轉業の助成に主力を注ぐと共に、資材供給、技術指導を親切且つ敏速ならしめること

(ハ) 工業組合並に商業組合制度の運用を實情に即したるものとする事

(ニ) 職業輔導施設を改善し、職業再教育期間中國家が生活を全部的に保證すること

三、下請制度の改善

(イ) 轉業に伴ひ中小工場が漸次大工場の下請工場化する傾向あるに鑑み、下請制度を全般的に改善して中間搾取を絶滅すること

(ロ) 中小工場の設備を系統的にプールして共同經營に依る獨立の一貫作業工場たらしめ、政府はこれに資材、資金、技術等の援助を與ふること

(2) 中小商業對策

一、小賣業

(イ) 小賣業免許制を即時實施し、その基礎の上に小賣業全般の再組織を斷行する

こと

(ロ) 地域別、職種別に小賣業者の数を消費者との關係を適正化する計畫を立て、國家の全責任を以て過剰小賣業者の職業轉換を圖ること

(ハ) 小賣業者の商業組合を擴充すると共に、商業組合法規の運用を實情に即したるものとする

(ニ) 商工組合中央金庫、庶民金庫等の貸出條件を緩和し、小賣業金融を圓滑化する

(ホ) 商店法を強化して従業員保護を徹底すること

二、卸賣業

(イ) 問屋業は原則としてこれを廢止すること

(ロ) 問屋或は問屋商業組合に代る配給機構は、小賣業者自身の商業組合を樞軸とし、これに國家並に自治體が適切なる援助を爲すこと

(ハ) 中央卸賣市場の組織並運用を公益本位に改革し特に小賣業者との關係を合理化すること

三、其 他

(イ) 重要物資の配給統制に伴ふて設立さ

れたる各般の共販會社、共販組合を根本的に再検討し、闇取引の禍根を排除すること

(ロ) 生産者並に小賣業者自體の組合を母體とし、一切の中間搾取を排除せる配給機構を確立すること

(3) 産業統制方策

一、産業統制の組織

(イ) 産業統制に關する國家總動員法の規定を全面的に活用すること

(ロ) 産業統制の主務官廳を一元化するため、必要なる行政機構改革を斷行すること

(ハ) 産業統制の基底組織として、生産者團體並に經濟團體を全面的に改組し、これを經濟部面に於ける國民組織たらしむること

1. 大企業は國家本位の産業別聯合會に、中小工業は工業組合に、中小商業は商業組合に、其他は各種の産業組合に統合すること

2. 右各組合を綜合して、産業別並に地域別の連絡、調整機關を設けること

3. 右各機關に準國家機關として必要なる行政權を委任すること

4. 商工會議所は廢止すること

5. 同業組合並に市街地商工會等は實情に即して保存若くは解消すること

6. 國策會社は産業別聯合會に加入せざる

こと

二、國策會社の改組

國策會社を全面的に改組し、これを眞に當該産業の指導的運營機關たらしむること

(イ) 國策會社が營利に走るが如きことは絶対に排除すると同時に、人事其他に於て能率的經營を確保すること

(ロ) 國策會社の理事者と政府の産業統制中央機關との間に有機的連絡を確立すること

(ハ) 國策會社の經理に關して一定の基準を設けると共に、監察制度を確立すること

(ニ) 國家豫算の中に政府出資に關する特別會計を設置し、國策會社に對する政府出資の状態を一目瞭然たらしむること

三、其 他

(イ) 會社法を改正して、株式會社制度に根本的改革を加へ、企業經營を資本より分離せしむること

(ロ) 産業統制組織と相俟つて労働組織を確立すること

IPS Doc No 3202

昭和十四年八月二十日發行

(本書の大きさは國定規格A6判)